

●編集委員会

〈委員長〉

松本哲郎（市原市立中央図書館）

〈委員〉

青柳英治（明治大学文学部）

岩永知子（相模原市議会局）

宇野亮一（国立国会図書館）

中村保彦（元文教大学図書館）

長谷川優子（元埼玉県立図書館）

宮原柔太郎（日本体育大学図書館）

米山 薫（多摩市立図書館）

鷺山香織（福井県立図書館）

*

●事務局スタッフ

秦 秀文・川下美佐子・星川智隆

VOL.119 NO.5 CONTENTS

窓●図書館員がつながっていくために ————— 井上昌彦 244

こらむ図書館の自由●

アメリカの図書館は、いま。————— 井上靖代 247

●NEWS ————— 245

告知板 … 246／新聞切抜帳 … 249

*

*

*

【特集】

「そと」からの図書館長による新たな取り組み

特集にあたって ————— 図書館雑誌編集委員会 251

図書館の可能性を引き出すマネジメントー一般行政職からみた館長職とは

————— 嶋田 学 252

「行政職で培った経験・感覚」は強い武器になるー行政職の図書館長として

————— 山本章弘 256

わたしたちはどこへ向かうのかー大学から県立長野図書館に飛び込んで実践したこと

————— 森いづみ 259

「小さなまちの奇跡の図書館」館長論ーNPO法人本と人をつなぐ

「そらまめの会」の18年の軌跡 ————— 下吹越かおる 263

指定管理館の館長になって ————— 藤坂康司 266

原点を問い続けるー今どこにいて、どこからきて、これからどこへ向かうのか

————— 志賀アリカ 269

*

*

*

●今月の表紙

国立国会図書館所蔵

「子供遊端午の気生」

〔国立国会図書館デジタルコレクション〕



第15期（2025年度）日本図書館協会認定司書名簿及び審査（報告）

————— 日本図書館協会認定司書事業委員会・認定司書審査会 277

【報告】児童青少年委員会オンラインセミナー「若者は読書しないのか!？」

中高生世代の読書実態と公共図書館担当者に期待すること」

————— JLA 児童青少年委員会 287

「公立図書館の任務と目標」の「図書館システム整備のための数値基準」

2023年改訂 ————— JLA 図書館政策企画委員会 292

霞が関だより ●第258回

子供の読書活動優秀実践校・園・図書館・団体（個人）表彰を開催しました。—— 文部科学省 272

図書館員の本棚 ●

専門図書館におけるキャリア形成と人材育成 —— 豊田恭子 276

れふぁれんす三題噺 ●連載その三百二十／公益財団法人矯正協会矯正図書館の多彩な調査資源で司書の好奇心も刺激するレファレンス

—— 平松智子・滝澤佳代子 280

ウチの図書館お宝紹介！ ●第247回／九州産業大学図書館

「引き札」の紹介 —— 宮丸由美子 282

図書館で実践！SDGs ●第5回／多摩市立中央図書館

無印良品と多摩市立中央図書館によるSDGs関連イベントの取り組みについて —— 米山 薫 284

図書館員のおすすめ本 ●◎

若山牧水の百首 —— 上米良綾子 290
起立性調節障害お悩み解消BOOK —— 佐々木愛 290
快眠法の前に今さら聞けない睡眠の超基本 —— 水嶋直子 291
きょう、ゴリラをうえたよ —— 肥後衣里 291

* * *

● The Library Journal, May 2025

Special feature: New initiatives by head librarians from outside the organization

Management that achieves a library's potential – Head librarians as seen from general administrative positions (SHIMADA Manabu) 252

The strength of experience and insight cultivated in an administrative position – The head librarian as an administrative position (YAMAMOTO Akihiro) 256

Where are we going? – How I jumped from a university to the Nagano Prefectural Library (MORI Izumi) 259

A head librarian's view of a miraculous library in a small town – 18 years of the NPO hon to hito wo tunagu soramamenokai (SHIMOHIGOSHI Kaoru) 263

Directing a library as the designated administrator (FUJISAKA Kouji) 266

Examining our origins – Where did we come from, where are we now, and where are we going? (SHIGA Arika) 269

●編集手帳 —— 332
事務局カレンダー 332

●公益社団法人日本図書館協会
2024年度理事会議事録

*2024年度通算第4回（定時第4回）
理事会議事録 295

●理事会・代議員総会配付資料

*2025年度事業計画 303
*2025-2026年度における本法人の運営
課題等について 310
*定款の改正について 311
*代議員選挙規程の改正について 315
*2024年度正味財産増減予算書 320
*中長期財務計画 324

*2024年度通算第2回（定時第2回）代
議員総会議事録は、本誌2025年6月号
に掲載いたします。
「新館紹介」「小規模図書館奮戦記」は
休載させていただきました。

●図書館雑誌6月号予告 —— 294

●発行者

公益社団法人日本図書館協会©2025
〒104-0033 東京都中央区新川1-11-14
電 話 (03)3523-0811〈代表〉
直 通 (03)3523-0816〈編集部〉
F A X (03)3523-0841〈代表〉
〈日図協ホームページURL〉
<https://www.jla.or.jp>
〈JLA メールマガジン申込先アドレス〉
mailmaga@jla.or.jp

*本文は中性紙（冷水抽出 pH8.1）を使用



図書館員がつながっていくために



井上昌彦

この記事をご覧くださっている方なら、図書館員がつながり、学び合い支え合っていくことの大切さを、よくご存じだろう。

コロナ禍以来、オンラインでの顔合わせが増え、人と直接会う機会が少なくなった。正直に言えば、私などはオンラインでしか会っていない人は、ほぼ記憶に残っていない。それを思えば、人と直接会える機会に話をしてつながっていくことは、今まで以上に大切になったのだろう。

だからこそ、声を大にして言っておきたいことがある。それは、自分で作成した「マイ名刺」を持つとう、ということだ。

残念ながら、名刺を持たない（持たされていない）図書館員は少なくない。しかし、考えて欲しい。せっかくの機会に他館の人と一緒しても、あなたが名刺を渡せなかったら、どうだろうか。その人はあなたに連絡も取れないし、覚えていることすら難しいはずだ。

だからこそ、私はマイ名刺を強く薦めたい。公的な名刺と違い、マイ名刺はそれだけでユニークで印象に残る。自分が取り組んでいること、関心のあることを書いてもいい。ニックネームがあってもいいし、SNSアカウントを書く手もある。連絡先はフリーメールで十分だ。公的な名刺を

持っている人は、2枚目としてセットで渡してみよう。

雇用形態などにより勤務先を書きづらい人は、「丘の上の図書館」、「レファレンス大好き図書館員」などと、好きな所属や肩書を書けるチャンスだ。公的な名刺よりも、その人の素顔が見えるマイ名刺こそ記憶に残るだろう。

かく言う私も、マイ名刺の恩恵にあずかっている。私は「空手家図書館員」のニックネームでマイ名刺を作っているが、効果は絶大だ。

初対面の人と会話のきっかけになるし、後日接点が出たときに、「ああ、あのときの空手家さん!」と確実に思い出してもらえる。ブログのQRコードも載せており、読んだ方が連絡をくださることも多い。

図書館の世界をより良いものにするため、ひいては利用者さんや社会のために、図書館員同士が学び合い支え合えるつながりが不可欠だ。そのつながりを少しでも広く強固なものにするために、あなたもマイ名刺を作ってみてはいかがだろうか。まずは仲間に覚えてもらおう—マイ名刺の絶大な効果を、ぜひ実感頂きたい。

(いのうえ まさひこ／関西学院大学図書館)

NEWS

▶「電子図書館のアクセシビリティ 対応ガイドライン2.0」を公開

「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン」は、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）に基づいて策定された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」を根拠とするものであり、「図書館におけるアクセシブルな電子書籍サービスに関する検討会」（事務局：国立国会図書館）が作成した。

本ガイドラインは、電子図書館（商用の電子書籍を図書館を通じて提供するサービス）を、視覚障害者等が利用するにあたって必要なアクセシビリティに係る要件を整理したものである。公立図書館等が電子図書館を調達・導入するための調達仕様を検討する際に、また、電子図書館事業者が電子図書館の開発や改修をする際に利用していただくことを想定している。

2023年7月に公開したガイドライン1.0は、音声読み上げ機能を主たる対象としてアクセシビリティ要件を定めた。このたび、更新した「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン2.0」では、読書に困難を抱える人の多様なニーズに対応するため、発達障害等（発達性ディスレクシアを含む）による読書に困難を抱える人々からのニーズが高いフォントの変更、色反転、字間・行間の調整、縦書き・横書きの切り替えについてのアクセシビリティ要件を追加した。電子図書館導入の際にぜひご利用いただきたい。

「電子図書館のアクセシビリティ対応ガイドライン2.0」は、以下に掲

載している。

URL：<https://www.ndl.go.jp/jp/support/guideline.html>

問合せ：国立国会図書館総務部企画課企画係 ☎03-3506-3309（直通）

▶文部科学省及び厚生労働省、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第二期）」を公表

文部科学省及び厚生労働省は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）第7条に基づき策定された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第二期）」を公表した。

2020年7月に策定された基本計画（第一期）が2024年度末に終了することから、当事者、図書館、出版団体等で構成された関係者協議会での議論やパブリックコメントでの意見を踏まえ、基本計画（第一期）の記載を充実させる形で策定されたものである。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（第二期）（令和7年3月策定）（計画期間：令和7年度～令和11年度）（文部科学省・共生社会のマナビ）：<https://kyouseisyakainomanabi.mext.go.jp/reading-barrier-free/reading-barrier-free-plan/>

▶日本図書館協会研修事業 2024年度中堅職員ステップアップ研修（1）終了・修了者について

図書館勤務経験3年以上の司書（補）を対象とした「中堅職員ステップアップ研修（1）」について、2024年9月30日にオリエンテーション、10月28日から12月10日までの6日間に

わたってオンライン（Zoom）で開催した。

この研修では修了要件として、全科目を受講した上で修了課題に合格することが必要で、要件を満たしたものに修了証を交付しているが、2024年度を受講生40名のうち、修了者は38名となった。今後の活躍を期待したい。

2025年度もオンラインで実施する。日程については検討中であり、決定次第本誌およびJLAメールマガジン等で告知する。

<2024年度修了者>

青野真大、石成さくら、岩田都代実、岩田真奈、岩永裕子、上田恵理子、大橋優季、小澤圭輔、金子ひかる、亀坂彩子、唐澤富美子、木原恵子、栗田怜史、小林はつき、佐藤由香里、田井智恵子、武生恵子、田代恵理子、多曾田陽子、只腰あずみ、田村山桜桃、塚脇翔悟、徳留美穂、中澤美樹子、西川智子、西川由起、藤井友香、藤田愛美、藤沼渚、古田栞、松原愛、三浦愛、村井ふみ子、森澤奈那、森田栞、吉田珠美、若林直美、渡辺直子

▶全国SLA、校長・教職員向けに学校図書館活用についてのパンフレットを公表

全国学校図書館協議会（全国SLA）は、2024年度文部科学省委託事業として、「校長向け」「教職員向け」を対象としたパンフレットを作成し公表している。学校図書館活用の重要性や学校図書館への認識を深めるための説明資料について研究を行い、その成果を踏まえたものである。

校長に向けた内容『校長のリーダーシップがカギ！ 学校図書館活

告知板

●つどい

■第53回(2025年度)学校図書館部
会夏季研究集会(東京大会)

期日: 8月8日(金)~9日(土)

会場: 日本図書館協会研修室

開催形式: 会場参加およびWeb参加

テーマ: 学校図書館の今とこれから
—あるべき姿を探る

内容: (1)講演=子どもの「学ぶ力」と意欲を回復するために(今井むつみ: 一般社団法人今井むつみ教育研究所所長, 慶應義塾大学名誉教授), (2)部会報告=学校図書館をめぐる状況(堀岡秀清: 図書館年鑑編集委員), (3)報告1=子どもたちのことばとところを育む読書・図書館教育を可能にした, 茅野市の底力とは(大西恵美: 茅野市立永明小学校学校司書, 濱真由美: 茅野市立永明中学校学校司書, 溝口南: 茅野市学校司書支援員, 名取元子: 茅野市こども読書活動応援センター), (4)報告2=豊中市における学校図書館支援の取組と実践紹介(報告者未定2名: 豊中市教育委員会事務局読書振興課企画調整係), (5)報告3=学校図書館とゲームの親和性を探る(杉本太志: 埼玉県立白岡高等学校司書), (6)報告4=学校司書の実態と「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」(高橋恵美子: 日本図書館協会学校図書館部会幹事・部会選出理事)

申込期間: 5月7日(水) 12:00~7

用で学びの充実を』(2025.2)では, 学校図書館の機能や基本的な概念を伝え, 学校経営に学校図書館を位置付けるものとし, 教職員に対する内容『豊かな授業づくりに学校図書館を』(2025.2)では, 学校図書館の基礎知識と学校図書館活用のヒントとなるものを記載している。

全国学校図書館協議会 SLAからのお知らせ: <https://www.j-sla.or.jp/>

▶内閣府, 官報を閲覧できる都道府県の図書館を公表

2025年4月1日に「官報の発行に関する法律」が施行された。これまで紙で発行されていた官報が電子化され, 官報発行サイトに掲載される電子データが官報の正本となる。

内閣府は, インターネットを利用できない方のための手段として, 官報を閲覧できる都道府県立図書館を公表した。各図書館では官報発行サイトを閲覧することができる。

内閣府「官報の電子化について」: https://www.cao.go.jp/others/soumu/kanpo/about/kanpo_about.html

▶全国SLA「学校図書館のメディア選定に関するガイドライン」を公開

全国学校図書館協議会(全国SLA)では, 「学校図書館のメディア選定に関するガイドライン」を4月1日付で制定, 公開した。学校図書館がメディア選定に関する方針, 基準を策定する際に参考となることを目的としており, 以下の項目で構成されている。

1 本ガイドラインの目的/2 本ガイドラインの根拠/3 収集方針/4 学校図書館のメディア選定に関する

基本的な原則/5 選定の組織/6 選定の規準「学校図書館図書選定規準」I 総合的な規準, II 種類別規準, III 分類別規準/7 選定の方法/8 選定に役立つ情報源/9 学校図書館のメディア選択に関する参考文献

全国SLA「学校図書館のメディア選定に関するガイドライン」: <https://www.j-sla.or.jp/material/kijun/post-257.html>

▶文字・活字文化推進機構「2025年度読書バリアフリー体験セット」無料貸出し申込開始

公益財団法人文字・活字文化推進機構では, バリアフリー図書(大きな文字の本, 点字つきさわる絵本, LLブック, 多言語電子絵本等)を20点以上取りそろえた「読書バリアフリー体験セット」を無料で貸し出している。対象: 全国の公共図書館, 学校図書館

費用: 無料(各種送料も無料です)

期間: 最大29日間(返却日も含む)

詳細: <https://www.mojikatsuji.or.jp/news/2025/04/01/9510/>

▶東京美術紙工協業組合が「一日製本職人」講座を開催

東京美術紙工協業組合(TOBI)では, 製本のしくみから工程まで, また本格的な製本方法を段階を追って体験できる「一日製本職人」を開催している。入門から上級までの4コースがあり, レクチャー, 工場見学, 実技まで, コースによって内容は異なる。少人数での講座となっており, コースによってはリモートでの開催方法もある。

東京美術紙工協業組合 Bookstandga.com「一日製本職人」: <https://bookstandga.com/seihon/>

◆◆ NEWS ◆◆

月22日(火) 24:00

詳細: 日本図書館協会学校図書館部
会 HP: <https://www.jla.or.jp/divisions/school/tabid/199/Default.aspx>

図資料保存委員会見学会 「環境管理」の現場を訪ねる—三康文化研究所附属三康図書館—

日時: 6月30日(月) 14:00-16:00

会場: 三康文化研究所附属三康図書館(東京都港区芝公園4-7-4 明照会館1階) <https://www.sanko-bunka-kenkyujo.or.jp/access.html>

内容: 三康文化研究所附属三康図書館は、旧私立大橋図書館資料と仏教関係資料を所蔵しています。2000年に書庫内で大規模なカビ被害が発生したものの、東京文化財研究所の支援を受けて除去作業と環境改善対策を行いました。また、同図書館で考案された簡易帙の作り方は、国立国会図書館の資料保存研修でも紹介されています。本見学会では同館資料と環境管理の現状について、お話をうかがいます。

参加費: 無料

定員: 15名

参考 URL: 図書資料のカビ対策: 三康図書館の事例 <https://www.sanko-bunka-kenkyujo.or.jp/untitled8.html> / 簡易帙をつくる <https://www.sanko-bunka-kenkyujo.or.jp/untitled9.html>

申込方法: E-mailにて、件名を「0630見学会申込」とし、①氏名(ふりがな)、②所属、③電話番号(緊急連絡先)を明記の上、下記の申込・問合せ先までお申し込みください。

こらむ 図書館の 自由

アメリカの図書館は、いま。

井上靖代

トランプ政権が成立してから社会教育・学校教育関連など6省庁が廃止しないしは縮小のターゲットになっている。イーロン・マスク氏による政府効率化省(DOGE)によるものである。博物館図書館サービス局(IMLS)もターゲットになっている。連邦法の規定により完全廃止は困難であるが、スタッフが強制的休暇、つまり解雇を言い渡され、連邦補助金の執行事務手続きに支障が出てきかねない事態となっている。アメリカ図書館協会(ALA)は自由な調査研究活動の妨げになるとして、4月10日付で博物館図書館員組合(AFSCME)と共同で裁判所に大統領令に対しての意義申し立てをおこなった。国際図書館連盟(IFLA)も連帯して、このIMLSに対する大統領令に反対する声明をだしている。

米国では図書館資料や活動に対してのバッシングが増大している。ALAが毎年公表するState of America's Librariesによると、2024年に頻繁にクレームがついた図書トップ10があげられている。すべてYA向け図書である。多くはLGBTQIA+をテーマにしている。日本語に翻訳・出版されている本もある。例えば『アラスカを追いかけて』(ジョン・グリーン著 白水社)、『ウォール・フラワー』(ステイブン・チョボスキー著 集英社)、『私は売られてきた』(パトリシア・マコーミック著 作品社)、『青い眼がほしい』(トニ・モリスン著 早川書房)などである。あなたの図書館にこれらの本があれば、自分で読んでみてください。本当に問題書なのでしょうか。

このように図書館が所蔵する資料にクレームをつけるのは上記のALAの調査によれば72%が議員、図書館理事会、図書館管理職、圧力団体だという。トランプ政権はEDI(公平性・多様性・包括性)のある社会を支えようとしている文化教育分野を廃止・縮小し、移民や女性、性的マイノリティなどの人々を除外しようとしている。図書館資料や活動にクレームをつける人々は政治的動きに忖度しているのだろうか。日本で同じことにならないように他山の石とすべきだろう。

(いのうえ やすよ: JLA 図書館の自由委員会, 獨協大学)

申込開始: 6月2日(月) 12:00より

受付開始(先着順)

問合せ・申込先: 日本図書館協会資料保存委員会事務局・川下 E-mail: kawashita@jla.or.jp ※@jla.or.jpからのメールが受信できるよう設

定をお願いします。

図川崎市視覚障害者情報文化センター「声の図書聴き比べイベント『オーディオブック・サロン』」

日時: 5月31日(土) 10:00-16:00

会場: 川崎市視覚障害者情報文化セ



ンター（川崎市川崎区堤根34-15
ふれあいプラザかわさき3階）
内容：多目的室A：イベントコー
ナー＝オープニング&声の図書
「オーディオブック」ってどんなも
の？、デジ図書と聴き比べて
みよう①（声の読書案内人（ナビ
ゲーター）：藤本剛・庄司尚子）、
つくり手インタビュー「読みたい
本を選ぶオーディオブックで広
がる読書の可能性」（木村匡志：小
学館アクセシブル・ブックス事業
室課長、聞き手：橋口講平）、デ
ジ図書と聴き比べてみよう②&
クロージング／多目的室B：なが
ら聴きひそひそカフェ／交流室：
出版社のかたとの交流コーナー
参加費：無料
申込方法：不要
詳細：川崎市視覚障害者情報文化セ
ンターHP＞イベント開催一覧＞
2025年5月のイベント

■日本図書館研究会 情報組織化研 究グループ 月例研究会

テーマ：分類調査2023の結果とNDC
の今後に向けて

2023年に「図書館の分類に関する
調査（2023）」を実施し、『図書館雑
誌』2024年3月号に結果概要を、同
12月にはJLAのウェブサイトに詳細
結果を公表した。

会の前半では、調査結果の特徴的
な内容を紹介して、日本の図書館の
分類の現在地と課題について考える
素材とする。後半では、これまでの
NDCの改訂経緯を簡単に振り返り、
現状分析を行った後、「NDC100年」
に向けた企画、そして次版への進め
方について、やや具体的な検討事項
を提示して、意見交換を行う機会と

したい。

日時：6月21日（土）14:30-16:00

会場（開催方法）：Zoom ミーティ
ング

発表者：中井万知子（日本図書館協
会分類委員会委員長）、柏谷紳二
（同委員）

参考：『『図書館の分類に関する調査
（2023）』結果報告』（『図書館雑誌』
Vol.118, No.3, 2024.3, p.144-148）
／「図書館の分類に関する調査
（2023）結果報告」[https://www.
jla.or.jp/committees/bunrui/tabid/1111/Default.aspx](https://www.jla.or.jp/committees/bunrui/tabid/1111/Default.aspx)

参加資格：どなたでもご参加いた
だけます。人数制限はありません。

参加費：無料

参加方法：申し込みサイト（[https://
forms.gle/2JY8CnPU6SUNRRU
S8](https://forms.gle/2JY8CnPU6SUNRRUS8)）にて

詳細：情報組織化研究グループウェ
ブサイト：<http://josoken.digick.jp/>

●その他

◆図書館の自由委員会『図書館の自 由』126号（2025年2月）を発行

日本図書館協会図書館の自由委員
会は、ニューズレター『図書館の自
由』126号（2025年2月）を発行し、
委員会サイトに掲載した。

[http://www.jla.or.jp/committees/
jiyu/tabid/638/Default.aspx](http://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/638/Default.aspx)

主な内容は以下のとおり。

- ・全国図書館大会長崎大会報告
- ・新聞・雑誌記事スクラップほか

なお、本誌はダウンロードして図
書館等で印刷して提供できます。
メールでの無料配信を希望する方
は、本誌電子版の案内よりお申し込
みください。

[http://www.jla.or.jp/committees/
jiyu/tabid/679/Default.aspx](http://www.jla.or.jp/committees/jiyu/tabid/679/Default.aspx)

◆日本図書館協会資料保存委員会 『ネットワーク資料保存』No.138を 発行

内容は以下のとおり。

資料保存セミナー 明日からでき
る「資料保存の基礎技術」PART2－
保存容器で資料を守る－開催報告
（神原陽子）、保存容器の考え方（横山
道子）、全国図書館大会報告（新井浩
文）、コラム「針金綴じ」（川原淳子）、
資料保存委員会の動き

『ネットワーク資料保存』No.138：h
[https://www.jla.or.jp/Portals/0/da
ta/iinkai/hozon/network/NW138.
pdf](https://www.jla.or.jp/Portals/0/data/iinkai/hozon/network/NW138.pdf)

資料保存委員会のページ：[http://w
ww.jla.or.jp/committees/hozon/ta
bid/96/Default.aspx](http://www.jla.or.jp/committees/hozon/tabid/96/Default.aspx)

◆日本図書館協会へのご寄附につ いて

日本図書館協会では、広く市民や
会員の皆さまからのご寄附を受け付
けております。なお、当協会への寄
附金には特定公益法人としての税制
上の優遇措置が適用され、所得税・
法人税の控除が受けられます。

○寄附の種類

(1) 一般寄附金

- ・寄附の用途を指定しない寄附金で
す。
- ・寄附の50%以上を公益目的事業に
使用します。

(2) 指定寄附金

- ・寄附の用途を指定する寄附金です。
- ・寄附者は寄附の用途を指定する
ことができます。

詳細：[https://www.jla.or.jp/jla/tabid/
457/Default.aspx](https://www.jla.or.jp/jla/tabid/457/Default.aspx)

NEWS

新聞切抜帳

●全国

▶電子図書館導入585自治体に 電
[子出版制作・]流[通]協[議会] 導
入率32.7%, 都市部ほど高い
(新文化2/6)

▶安定雇用で働きたい 図書館の非
正規職員ら集会 公共図書館4割
公立学校図書館9割 「これでいい
のか図書館 会計年度任用職員の継
続雇用を求める院内集会」 日本図
書館協会 (しんぶん赤旗2/20)
▶「図書館・書店なし」256町村 全
市町村の15% [読売新聞調べ]
(読売2/20)

▶図書館・書店なし 市町村の15%
沖縄[県], 奈良[県]など5県[青森
県, 福島県, 熊本県]3割以上 本社
分析 五輪会場の町[千葉県一宮町]
で 格差拡大を懸念 本と触れる場
住民主導で[神奈川県箱根町「箱根ま
ちなか図書館」, 徳島県神山町「ほん
のひろば」 清瀬市] (読売3/12)

●北海道・東北

▶登別市立図書館移転 幌別東小
[学校], [登別中央ショッピングセン
ター]アーニス軸
(北海道[室蘭・胆振]2/22,

関連1紙)

▶[青森県]階上[町]・複合施設 概
算事業費22億円 役場隣接地, 30年
春開館目標 [図書館など]

(東奥日報3/15)

▶[ロバート]キャンベルさん館長就
任 仙台[市]の[複合]文化施設「[せ
んだいメディアテーク」 図書館など」
(山陰中央新報2/11)

▶乳幼児に絵本提供「ブックスター
ト」 仙台市長検討に意欲 市議会

一般質問 (河北新報2/20)

▶新図書館は4千㎡超 33年度の開
館目指す [鶴岡市]

(建設通信2/21)

●関東

▶新都賀総合支所が完成 栃木[市]
公民館や図書館機能統合 公共施
設再編モデルに (下野2/12)

▶知事「総工費400億～500億円」
「文化と知」構想 開館まで7～10年
[栃木県 図書館など]

(朝日[栃木]2/22)

▶[埼玉]県立図書館 熊谷に集約
県教[育]委[委員会] 久喜・浦和分室
は閉鎖 窓口と書庫分ける

(朝日[埼玉]2/22, 関連2紙)

▶[佐倉市]複合施設「[夢咲くら館]」
地下部分に汚水 開館2年で休館
[図書館など]

(朝日[千葉]2/26, 関連1紙)

▶[図書館 なくすまち, 生かすま
ち]上 突然「閉館」市民ぼうぜん

清瀬市 利用者減少 懐事情も厳し
く「公共」考えるきっかけに 識者
[薬師院はるみ教授]

(朝日[東京]3/2)

▶[図書館 なくすまち, 生かすま
ち]下 「お家の居心地」来館倍増
[東京都]瑞穂町 維持「自治体の重
要な役割」 (朝日[東京]3/3)

▶法令調査の電子図書館 メールで
PDF 送付 「[法律書デジタル図書
館]」 (日本経済3/3)

▶[図書館最前線]5 神奈川[県]・
大和市 [大和市文化創造拠点]シリ
ウス 主役は人, ラジオ体操も [大
和市立図書館] (下野2/24)

▶全市立校新聞「一括契約」 横浜市
教[育]委[委員会] 新年度から

(読売[横浜]2/28)

●甲信越・北陸

▶新潟市除く[新潟]県内29市町村
電子書籍共同貸し出し 「[電子]図書
館」26年度にも開設

(新潟日報2/14)

▶世代問わず多様に利用 「ホント
カ[。]」開館 あす半年 来館19万人
目標大きく上回る 小千谷[市]
図書館など」 (新潟日報[長岡]3/27)

▶春江図書館に案内ロボ 坂井市,
大阪の企業「[HCI]」と協定 サービ
ス向上へ来月稼働 (福井3/23)

▶「コウノドリ」全巻寄贈 作者・鈴
ノ木[ユウ]さん 富士吉田市[立図書館]
へ [山梨県富士河口湖町]にも寄
贈 (山梨日日2/26)

▶利用者バーコード スマホにも表
示へ [図書館利用]カード忘れても
貸し出し可能に [箕輪町図書館
[長野県] (みのわ2/5)

▶多言語の書籍コーナーや書架配置
図「多文化サービス」を提供 [市
立]岡谷図書館 外国籍の人向けに
(長野日報2/27)

●東海

▶GIGA スクール構想 変わる学校
図書館 情報の活用「司書」が支援
配置日数増やす 人材育成に注力

[伊勢市 御園小学校] 三重[県]・
伊勢[市]で読書プロジェクト主導
市教[育]委[委員会]の宮沢優子さんに
聞く 授業担当の教員と連携/読書
の場狭いイメージを変革 電子書籍
で利用活発 愛知[県]・日進[市]
中学生要望で開設 (中日2/15)

▶[岐阜]県図書館, AIで蔵書探索
12日導入, 全国4館目 (岐阜3/5)

▶図書館分館など指定管理へ 26年
度から 瑞穂市議会が改正案可決
(中日[岐阜]3/20)

▶交流目的の図書館開業 [静岡県]
長泉町の鮎壺公園内 貸し出しは行
わず 「[UzuUzu ライブラリ]」

(日本経済(中部)3/14)

●関西

▶マンガ蔵書検討へ [滋賀]県立図書館 保存価値高いもの限定して／本に親しむツールに

(朝日(滋賀)2/28)

▶移動販売車で本返却 県内初 [長浜]市立6図書館が実証実験 [生活協同組合コープしが]

(中日(滋賀・びわこ)3/19)

▶図書館生かし多世代交流 京都市、山科[区]・伏見区[醍醐]地域の若者定住計画取りまとめ 東部クリーンセンター跡地など2カ所 カフェ・遊び場も検討 [「meetus 山科一醍醐」] (京都3/20, 関連1紙)

▶児童の居場所に[小]学校図書館活用 神戸市教[育]委[員会]

(日本教育3/10)

●中国・四国

▶鳥[取]大[学]医学部附属病院内の図書室改築 米子[市] 面積拡張、ゆったり読書

(山陰中央3/7)

▶亡き娘の思いを「文庫」に [鳥根県]邑南[町]の野田[正博]さん、町に寄付 児童書300冊 コーナー設置 [邑南町立図書館]

(山陰中央新報1/21)

▶[小泉]八雲の怪談「怖さ」格付け 耳なし芳一は星四つ 松江市立図書館 作品舞台紹介マップ[「全国KWAIDAN マップ」]

(山陰中央新報1/25)

▶江津名所、名物かるたに [江津]市図書館 開館50年記念し作る [「ごうつ(52)かるた」]

(山陰中央新報1/27)

▶[くらし]鳥根県立大[学]松江[キャンパス]の図書館[「おはなしレストランライブラリー」]選書 避難所の子ども向け絵本 刺激を避け楽しい24

冊 (山陰中央新報2/11)

▶[大田市立]温泉津図書館6月末閉館へ 大田市方針

(読売(鳥根)2/27)

▶校歌で深める郷土愛 岡山[県] [真庭市立]図書館と[地域おこし]協力隊、収録や冊子製作 [「真庭校歌研究室」] (中日2/14夕)

▶滞在型図書館新築へ試案 [広島県]海田町、概算整備費23億円

(中国2/19)

▶[香川]県の「こども図書館船 [ほんのもり号]」 12島と6市町に寄港 春から秋に計40回運航 ロゴも公表 [小豆島、豊島、男木島、女木島、直島、与島、本島、広島、高見島、佐柳島、栗島、伊吹島、高松市、丸亀市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、多度津町]

(四国2/26, 関連4紙)

▶[みんなの特報班 真相追求]文学のまち 松山の図書館充実求む [愛媛]県立[図書館] 老朽化進み耐震改修 [松山]市立中央[図書館] 蔵書や快適性に限界 松山大[学]経済学部 川和田晶子准教授に聞く 魅力発信へ努力を／住民の意見も

(愛媛2/10)

●九州・沖縄

▶[新移民時代]日本語学びやすい本を 福岡[県]の大学関係者ら 昔話や小説の読書会、九州各地で 図書館に購入働きかけ [「にほんご読書会」 日本語読書会 in 福岡]

(西日本3/3)

▶[News ニュースQ]司書疲弊専任へ本腰 福岡市立小中[学校] 兼任解消3倍増 [福岡市教育委員会] 新規採用 資格問わず[専任:荒川区、資格不問:横浜市]

(毎日(西部本社)3/16)

▶武雄市図書館、民間と連携し人気

観光施設に リニューアル11年、来館者1000万人到達

(佐賀2/27, 関連1紙)

▶25年度に実行計画[「玉名市アクションプログラム」]策定 玉名市中心部活性化へ方針 [図書館など] (日刊建設工業3/5)

▶[大分]県立図書館 毎週月曜休館に 今夏めど 平日開館時間も短縮 (読売(大分)3/5, 関連1紙)

▶日向市 提案競技で委託 図書館複合施設の構想 (建設通信2/28)

▶[宮崎県]川南町と事業者和解へ 複合施設[図書館など]指定管理巡る 訴訟 町側失格撤回、誤り認める

(宮崎日日3/19, 関連1紙)

▶[図書館最前線]4 鹿児島[県]・ブックカフェ号 昼休み、ハンモックで読書 [指宿市立図書館]

(下野2/17)

▶本×給食×読み聞かせ トリプルコラボに笑顔 [鹿児島市]和田小[学校] 保護者グループ[「もみじ会」]提案

(南日本3/15)

▶多言語で絵本読み聞かせ 沖縄市立図書館 新鮮な言葉親子で楽しむ [「特別お話し会」]

(沖縄タイムス3/15)

今月も石井一郎様、桑原芳哉様、梅野みな様、および山梨県立図書館、県立長野図書館の皆様より記事の提供を受けました。ありがとうございました。

図書館関係の新聞記事を、地域を問わず全国から募集しております。媒体名および掲載日がわかる形でお願いします。

送り先: 〒104-0033
東京都中央区新川1-11-14
公益社団法人日本図書館協会
新聞切抜帳係

なお、お寄せいただきました切り抜き記事は、メールマガジン等でもご紹介させていただいておりますのでご了承ください。

特集★「そと」からの図書館長による新たな取り組み

特集にあたって

図書館雑誌編集委員会

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」では「市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長として（中略）司書となる資格を有する者を任命することが望ましい。」としている。これは、今特集冒頭の「図書館の可能性を引き出すマネジメントー一般行政職からみた館長職とは」で嶋田学氏も触れているが、司書としてその力を存分に発揮し、生え抜きとして活躍する司書館長が評価されることは自明の理である。その一方で、興味深い取り組みを行っている公共図書館の館長には、図書館の「そと」から館長に就任した人物もいる。今回は、そうした公共図書館の「そと」から館長になった「ひと」にスポットを当てた特集である。

今回寄稿いただいた館長たちは、行政職のほか、大学図書館員、保育士（読み聞かせボランティア）、書店員・出版社、戦略コンサルタントとそれぞれ違ったキャリアを経て館長となっており、前のキャリアがすべてではないが、司書とは違う視点での経験や知見を活かしたマネジメントは、司書にとっては新たな発見もあるだろう。図書館員（司書）と一緒に、いかに同じベクトルを向き、動いてきたか。その軌跡に共通するのは「図書館の可能性」を信じていることであり、この特集で何度も目にする「図書館の可能性」を具現化した取り組みは、それぞれの地域の課題を解決するために、図書館で何ができるかを考え抜いてきた結果とも言えるのである。

取り組みの中には、一筋縄ではいかなかったこともあったかもしれないが、それを乗り越えて図書館を良くしよう、地域を良くしていこう、と根底にある共通する思いが実現にたどりついたこともあっただろう。そんなドラマチックなストーリーの一端が見え隠れするそれぞれの事例も楽しみつつ、主に公共図書館で働く読者の視野を広げ、ユニークな取り組みへのきっかけになれば幸いである。

（文責・松本哲郎^{まつもとてつろう}：本誌編集委員長，市原市立中央図書館）

図書館の可能性を引き出すマネジメント

——一般行政職からみた館長職とは——

嶋田 学

はじめに

本稿は、先進的な活動を評価されている公立図書館（以下、図書館）において、司書職ではない立場から運営に携わった館長が、図書館や専門職としての司書をどのように理解し、いかなる図書館経営を行ったかを検討する。その図書館観やマネジメントの理解を通して、司書職館長の図書館経営、及び現職司書の運営実践の参考となることを目的とする。

1. 図書館長について

2021（令和3）年度の「社会教育調査」によると、図書館長（分館長含）3,082人のうち、有資格者は1,048人であった。採用身分での内訳を見ると、正規公務員（専任・兼任含）の館長は2,201人で、そのうち有資格者は593人（26.9%）、非常勤公務員の館長は300人で、うち有資格者は50人（16.7%）、指定管理館の館長は581人で、うち有資格者は405人（69.7%）であった。そして、正規公務員の非専門職館長（専任・兼任）は、1,608人で、その比率は52.2%となっている。つまり、日本の公立図書館の館長の約半数が、非専門職の正規公務員である一般行政職員となっている。

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」では、市町村立図書館の館長が司書有資格者であることが望ましいとしているが、同時に資質・能力の向上を図る観点から、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関との計画的な人事交流を図ることを努力義務としている。このことから示唆されるのは、図書館に在籍する司書以外の職域経験を有する職員から、その知見や図書館の客観的な視座を得ることの重要性である。

筆者は昨年、一般行政職から図書館に異動し、全国的に評価される図書館活動を展開した館長に着目し、その運営要件の特徴についての研究を発表した¹⁾。次章では、本稿の目的に沿って当該調

査結果から概要を整理する。

2. 一般行政職員から図書館長になった人びと

一般行政職員から図書館長になった事例について以下に整理する。人物の敬称は省略させていた

だく。

山本宣親は、1987年に富士市の一般事務職員から図書館に異動し、新中央図書館の準備・計画・建設・開館業務を担当し、2004年富士市立西図書館長を最後に退職、『図書館づくり奮戦記一本と人・人と人が会おう場所をめざして』（日外アソシエーツ）などの著作もある。1987年4月に図書館に異動した山本は、異動直後に館長から司書講習への参加を打診されたときに、断った理由として異動についての反発があったと述べている²⁾。しかしその後、山本は翻意し、「この講習会に参加したことは私の人生を変えました」と振り返り、「図書館にわが身を尽くそうとところから望んでいます」と、司書資格取得の講習で出会った人々や講義内容から図書館の魅力を発見するきっかけを与えられたと述懐している³⁾。

山本は、「図書館職員と言えども自治体の職員であることに変わりはない。従って、たとえどんな職場に居ても『自治体とは何か』を知り『市役所の役割』や『自治体職員の任務』を自分なりに捉えることが必要である」と述べている。これからの図書館員に求められるのは、忍耐強く真面目であるだけでなく、一歩前に出て発言し、行動することであり、「まちづくりの中で図書館を受け持つプロとしての自覚である」と述べ、「もはや『図書館とは何か』を知るだけでは不十分なのである」と、広い視野で情報を入手し、学ぶことの重要性を指摘している⁴⁾。

鳥取県立図書館の元館長である齋藤明彦は、片山善博が鳥取県知事を務めていた2002年4月に図書館に異動し、さまざまな新規サービスの指揮を

とってきた。齋藤は、当時の図書館が「趣味的」な価値しかイメージされていないことを「非常に危険」と認識し、財政が逼迫する中では予算が削られる可能性が高いことを危惧している。齋藤は、「十分な情報提供のできる良い図書館がなければ、地方分権＝自己責任に耐えられないということです。言い換えれば、情報の欠落から来る不利益から住民と地域を守り、よい情報提供によって地域を発展させるためには田舎にこそ良い図書館が必要です。でも現実はどうもなっていませんし、多くの住民はそういうふうに図書館を見ていません」と述べ、現代社会における図書館の必要性和現実の図書館評価との乖離について問題視している。

齋藤は、図書館が行政内部にも社会一般にもアピールが足りていないと指摘する。その要因は、図書館が自らのサービスについて一定の評価を自認しているからだという。例えば、図書館には毎日来館者があり、そこに懸命にサービスをしているので、アピールの必要性を認識できていないこと。また、一定の市民層に利用されているので、行政も市民も図書館の有用性を理解してくれているという独善に陥っていること。現状の図書館行政に達成感を得ていることから、新規事業を実施して新しい市民層の利用を開拓しようというインセンティブが弱いことなどの意識が、図書館の政策優位性をより高める努力を阻害していると述べている。

こうした状況を踏まえて齋藤は、「図書館は地域の中であらゆる情報提供を望む機関・団体・個人と協力し、地域と住民を守り発展させることのできる中心機関であり、あらゆるメディアを活用して情報提供できるワンストップ・サービスが可能な唯一のシステムです」と記し、図書館の存在意義の再認識を図ることの重要性を主張している⁵⁾。

長野県塩尻市立図書館の元館長である伊東直登は、新図書館を中心とした「市民交流センター」整備事業の担当者として2006年4月から図書館行政に関わることとなった。伊東は、当時の図書館が「本の閲覧や貸し出しが主務という伝統的な考え方」を重視していたために、図書館があらゆる分野の情報を提供することで、さまざまな施設のもつ機能とつながり、幅広いサービスを展開することができていなかったと指摘する。また伊東は、地域に密着した図書館づくりを政策の柱に掲げなくてはならなかった理由を、図書館が地域とつな

がってこなかったという反省から生まれた結果だと述べ、図書館が来館者のみをサービス対象として捉えてきたことを批判的に捉えている。

伊東は、地域密着型サービスは、「単に地域とのつながりが重要という認識の上にだけ立脚したものではない」と指摘した上で、「情報をいかに的確にまた豊かに提供するかという図書館本来の課題を果たすため、さまざまな施設の機能と図書館サービスをつなぐことで、より高度な新しいサービスの提供が可能になる」と述べている。つまり、こうした新しいサービスが、今まで図書館と無縁であった人たちをも巻き込み、それによって図書館が地域に根付いていくという認識でサービスを展開していく必要があるとの考えを示している⁶⁾。

浅野隆夫は、IT関連部署の経験が長かったことから、2010年4月に札幌市中央図書館の図書館電算システムの更新事業を契機として図書館へ異動した。システム更新事業の完了後、浅野は新設図書館である札幌市図書・情報館の整備事業の責任者として図書館での勤務を継続することとなった。浅野は、ビジネスや健康情報も含めた「課題解決型図書館」の整備を指向し、司書に「自分も含めて、友達や家族や自分とかかわってきた人たちがどのような悩みや課題を持っていたか、一度、回想してみしてほしい」と依頼した。そして、「こういうことで悩んでいたんだ」という切り口を小テーマとして選書し、さらにはそうした観点をサインとして表現し、排架の構成を司書とともに検討していった。

このようなプロセスを経て、浅野は「はたらくをらくにする」というコンセプトを掲げ、サービスを展開していく。司書は、具体的な資料情報の利活用を想定した「ひとに寄り添う選書」を進めた結果、排架構成も日本十進分類法の配列順序にこだわらない、独自の主題構成によるゾーニングを行った。図書・情報館は、開館初日に1万人の来館があり、年間の予想来館者数である30万人をはるかに上回る100万人規模の来館を毎年重ねることとなった⁷⁾。

3. 図書館の「そと」からみた図書館

日野市立図書館の創設にかかわり、その後東村山市立図書館長となった鈴木喜久一は、「日野市立図書館の10年に思う」の中で次のように述懐している⁸⁾。

私が市長部局へ移って驚いたことは、これだけの図書館に対してあまりに内部での理解が欠けていることだ。(中略) 1部の人たちは市民への奉仕実績にあらわれた数字の意味さえわからうとしなかった。彼らにとって利用者とは図書館内部の問題であり、市政をすすめていく上で欠かせぬ市民とは別人の扱いでもあるかのようだった。

上記のエピソードは、戦後日本の図書館が少しずつ市民権を得ようとしていた1970年代のものであり、現在の自治体における図書館理解は飛躍的に進んでいるだろう。しかし、自治体内における資源分配の側面から見れば、図書館の政策的位置づけは、さまざまにある行政需要の中で「本を求める人」のための一施設という限定的な認識が一般的ではないだろうか。図書館の「そと」から、図書館行政や司書はどのように見えているのだろうか。

筆者は、活発な図書館活動を展開している図書館として、毎年秋に「図書館総合展」において実施される、Library of the Year (ライブラリー・オブ・ザ・イヤー) で表彰を受けた図書館に着目し、前章で紹介した研究において受賞時の館長にインタビュー調査を行った⁹⁾。調査対象者全員に共通するのは、人事異動により図書館に移ってから、その機能と潜在能力に気づき、図書館のポテンシャルを自治体政策として全方位的に活かそうと奮闘する点である。調査した齋藤、伊東、浅野は、いずれも図書館の魅力に惹かれ、自ら司書資格を取得している。以下、インタビューからの引用を、“ ” で括って記述し、行政職の視点から見た図書館像と経営に向き合う姿勢を概観する。

齋藤は、“図書館はもう宝の山だと、いろんな使い方ができるはずで仕事にも使えと。だけど今はそういう使われ方してないから…”と図書館の情報資源の豊富さとそれがあまり活かされていない現状を示しつつ、それを使いこなせる司書の専門性を認識してからは、司書職の採用を重視した人事政策に傾注したと述べている。また齋藤は、一般行政職としての“今までの経験は生きるし、活かすべき…”と述べ、それは、人脈、経験、知識であると強調した。また、“一つは…職員モチベーション、いかにモチベーション高くするか…、今やってることはこんなに価値があること…、図書館っていうのは実はすごいとこなんだ…”との

気付きを与えることの必要性を説いた。

伊東は、“やっぱり内向き。目は当然、利用者を見てるんですけど、やっぱり仕事感覚として図書館が仕事場なんですよ…、利用者って市民の2割って多いんで…”と語り、眼前の利用者サービスへの達成感から、来館していない多数の市民への対応が不足しているのではないかと指摘する。また伊東は、多様な自治体施策や地域社会におけるさまざまな役割を担う図書館を整備するための取り組みについて次のように述べている。

どちらかと言うとね、僕が先陣切ってあまりやらなかったんですよ。むしろ職員が言い出したことを相談にのって実現に向けるみたいな。もっと大事にしたのはそのもう一個手前の、そういうことを言い出す文化っていうのかな、それをつくりたいなみたいなこと…。

上記の内省から、図書館での新たな機能と役割を広げていくために、職員の自主的な取り組みをいかに引き出すかというチームづくりを重視していたことが伺える。

浅野は、“図書館って市役所の仕事のどこにでも入り込めるなって。図書館って「学びのフィールド」っていうところに持って行ってしまえば何でもできる。”と述べ、図書館の情報資源の主題性が、自治体行政のあらゆる分野を包括する広がりを持っていることと、これを啓発も含めた学習活動という領域で展開することで、市政に貢献できると語っている。

こうした一般行政職員の図書館認識は、図書館外との接点を持つことに消極的で、眼前の利用者のみをサービス対象としているように見える図書館司書の存在に、違和感を抱かせることとなったのだろう。そうした認識から、図書館の本質的な意義をより幅広く機能させるために、司書のポテンシャルをもっと引き出したいという動機が、一般行政職館長に生成されていったのである。

このような「図書館の発見」を契機に、一般行政職館長は、司書資格を取得し「図書館情報学」の領域に公務員としての軸足を移している。今回調査対象とした一般行政職員は、図書館というフィールドでこれまでの経験を活かしつつ、図書館を活性化させることに注力することで、自治体行政を全体的にレベルアップしようという意識を持っていることが感じられた。

4. 一般行政職員による図書館経営の特徴

今回の研究では、一般行政職員が図書館に異動後、専門外の立場から経営に着手し、一定の図書館評価を得るまでのプロセスには、以下のような特徴があることが分かった。

- ◎多くの一般行政職員が、スペシャリストとしての司書の専門職に理解を示していた。専門知識を得るために、また司書との価値観を共有するために司書資格を取得し、自身のゼネラリストとしての行政経験を活かし、司書のパフォーマンスを向上させる努力をしていた。
- ◎どの一般行政職員も、図書館の情報資源の多様性にポテンシャルを認め、図書館が公共空間としてさまざまな政策課題につながりを持つことができ、情報提供によって住民福祉や自治体の発展に寄与できると考えていた。その際、図書館のネットワークを活かした地域連携によるガバナンスを発揮することで、行政全体の向上を図ろうとしていた。
- ◎一般行政職員としての勤務経験から、司書が考える奉仕対象が来館者に偏重していることを看破し、その是正のために所属してきた部署や関係団体等の人脈を図書館経営に活かそうとしていた。

上記のような特徴を踏まえ、一般行政職員として異動し、館長となった職員へのインタビューによって得られた「経営上の助言」を整理し、専門職である司書が行政組織としての図書館を運営する上で参考とすべき論点を以下に示す。

・齋藤明彦

人脈、経験、知識を活かすこと。職員のモチベーションを上げること。他機関との連携と協働により業務の省力化を図りつつ成果の最大化を図ることを指摘。図書館の情報力を政策全般に活かす。

・伊東直登

行政経験を経て構築した「行政とのパイプ」を活かすことを推奨。また、行政経験で培った専門性は、図書館での情報提供にも有効であることを指摘。司書は行政連携を試み、各部署との接点を。

・浅野隆夫

スキルは引き継げるがセンスは引き継げないとして、ともに業務に従事しないと引き継ぎが困難であること。また、図書館は専門外であることを認めつつ、助力したい意思を伝えることで信頼関

係を醸成することが重要と指摘。

おわりに

本稿では、筆者の共同研究である「《研究ノート》一般行政職員から図書館長になった職員による公立図書館経営の留意要件」の成果を手がかりに、本特集のテーマである「『そと』からの図書館長による新たな取り組み」について検討した。図書館を取り巻く環境が多様化する中、司書の専門性の更新が迫られている。そうしたブラッシュアップは、多様な観点があるが、本稿で検討しなかったのは、図書館、あるいは司書の専門性のマネジメントの刷新である。

本稿で紹介した一般行政職から異動した館長は、図書館の置かれている状況を検討し、ステークホルダーとの関係性をめぐる「環境のマネジメント」を行いつつ、図書館司書という専門性の把握とそのポテンシャルをいかに図書館の使命の達成に寄与させるかという「組織のマネジメント」の両面から図書館経営の最善策を探っていた。図書館長が司書であることの妥当性を社会に理解してもらうためには、その専門的知見からの運営力だけでなく、自治体政策としての図書館行政を運営するマネジメント力も必要である。

注

- 1) 嶋田学、風間規男「《研究ノート》一般行政職員から図書館長になった職員による公立図書館経営の留意要件」『図書館界』Vol.76, No.1, 2024年6月10日発行, p.2-19.
- 2) 山本宣親「白々と図書館の夜が明ける 6」『みんなの図書館』No.214, 1995年2月号, p.59.
- 3) 同上, p.59.
- 4) 山本宣親「自治体職員としての図書館員 - 明日を拓く図書館員に求められるもの -」『みんなの図書館』No.253, 1998年5月号, p.60-63.
- 5) 齋藤明彦「『役に立つ』図書館が地域を救う：鳥取県立図書館の改革を通して考える図書館の役割」『図書館界』Vol.58, No.5, 2007年1月号, p.269-277.
- 6) 伊東直登「地域に密着した図書館をつくるには：塩尻市立図書館の試み」『明治大学図書館情報学研究会紀要』No.7, 2016年3月号, p.19-24.
- 7) 浅野隆夫「常識のカバーをはずそう：札幌市図書・情報館が変えたこと、変えなかったこと」『カレントアウェアネス』No.340, 2019年6月20日発行, p.20-23.
- 8) 鈴木喜久一「日野市立図書館の10年に思う」『図書館雑誌』Vol.68, No.6, 1974年6月号, p.213-214.
- 9) 前掲1)に記載されたインタビュー調査の結果から引用した。

(しまだ まなぶ：京都橘大学文学部)

[NDC10：013 BSH：1.図書館経営 2.図書館(公共)]

特集★「そと」からの図書館長による新たな取り組み

「行政職で培った経験・感覚」は強い武器になる

——行政職の図書館長として——

山本章弘

1. はじめに

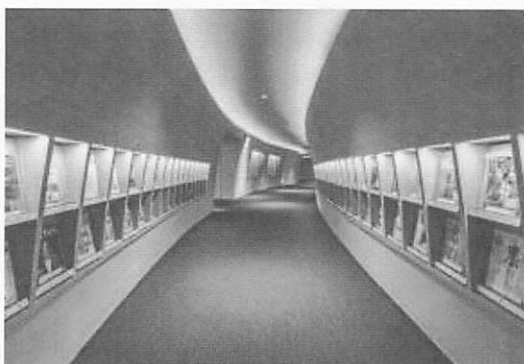
私は、2021（令和3）年4月に寝屋川市立中央図書館の図書館長として着任した。司書でもなく、図書館での勤務経験もなかったため、内示を見たときは、ただただ驚いたことを昨日のように覚えている。図書館は専門的領域であり、行政職としての経験は、ほとんど役に立たないと思われる方もいるかもしれないが、私は「行政職での経験・感覚」こそ、今の公共図書館に求められているものであると思っている。以下の内容が少しでも業務の参考となれば幸いである。

2. 寝屋川市立中央図書館の紹介

寝屋川市立中央図書館（以下「中央図書館」という。）は、2021年8月に京阪寝屋川市駅前の商業施設4階に開館した、カフェスペースを備えた「サードプレイス型」の図書館である。商業施設の外壁に設置された大きな特徴的な看板が目印である。駅前という利便性に加え、この看板に興味を惹かれ、興味本位で図書館に立ち寄る方も多く、学生や仕事帰りの利用者も多い。1日あたりの来館者数は、約1,000人である。

▲職員考案の
ロゴマーク◀中央図書館の
外壁看板

館内には、寝屋川をイメージした「KAWA」や書架に埋め込まれた席、昼夜で照度に変化する照明演出などがあり、図書館のイメージを一新する魅力的な空間が広がっている。



▲寝屋川をイメージした「KAWA」



▲書架に埋め込まれた席

3. これまでの行政経験

私は、2001（平成13）年に寝屋川市役所に入庁し、主に福祉部門と総務課などの管理部門で経験を積んできた。福祉部門では、障害福祉課でのケースワーカーをはじめ、福祉サービス事業所の指導監査、民生委員などの業務に関わった。また、管理部門では、総務課を中心に文書管理や情報公開、組織に関する業務を、教育委員会では人事や教育委員会全体の予算などを担当した。

4. 図書館長に着任して感じたこと

個人的見解であるが、次の3点が挙げられる。

(1) 図書購入費の予算規模

図書購入費は、公共図書館として必要な経費であるが、他課の予算に比べ圧倒的に予算規模が大きいことから、本の購入・廃棄を含め、市民に十分説明できる予算執行を心掛ける必要がある。

(2) 非正規職員が中心の職場

中央図書館の職員数は2024（令和6）年4月1日現在で、40人であり、そのうち非正規職員は32人にのぼる。全国的な問題ではあるが、非正規職員が圧倒的に多くなっており、専門的業務の継承、人材の育成が喫緊の課題である。

(3) 図書館ボランティアの存在

図書館は、多くの図書館ボランティアによって支えられており、図書館サービスの維持向上には、図書館ボランティアとの連携は不可欠である。

5. 寝屋川市の図書館網

寝屋川市は、人口約22万人、面積24.73km²の市であるが、市民が多くの本に触れることができるよう、独自の図書館網を整備している。分館、分室、移動図書館以外に次のサービスがある。

(1) 郵便局（市内27か所）での受取・返却

2020（令和2）年10月開始の配送事業は、市内の郵便局で本の受取、返却ができる事業である。利用者から予約された本は、専用袋に入れた状態で図書館から郵便局へ届け、利用者は郵便局の窓口で専用袋に入った予約本を受け取る仕組みである。また、読み終えた本は、郵便局に設置の返却ポストに入れることによって、中央図書館に返却できる流れとなっており、公共図書館に行くことなく、身近な郵便局で図書館サービスを利用できる。

(2) 学校（35校）への図書配送

中央図書館には、学校司書の拠点スペースを設けており、中央図書館司書と学校図書館司書が定期的に交流を重ねている。

2022（令和4）年1月には、学校司書が選書した100冊～200冊の本をパッケージにして各学校に配送する、「学校図書館図書配送事業」を開始した。月1回、全小中学校に配送している。学校図書館に所蔵のない本を中心に定期的に各学校に届けることによって、学習環境の向上に努めることがねらいである。公共図書館司書と学校司書が連携した効果が発揮できている取り組みである。

(3) おとどけBooks事業（児童生徒個人への配送）

2022年7月から開始した「おとどけBooks事業」は、児童生徒がタブレット端末から予約した本を、児童生徒が在籍する各学校に直接届ける事業である。公共図書館の本を読みたいが、立地の問題などで行くことが難しいといった課題を解決するために開始した事業である。予約された本は、週1回、各学校に配送しており、郵便局の配送事業と同様、専用の袋に入れた状態で各学校に届け、読み終えた本は、各学校に設置した返却ポストに入れる仕組みである。

6. 行政経験を活かした取り組み

<福祉部門での経験から>

私は、福祉部門での勤務が長かったこともあり、福祉での経験を活かして図書館ボランティア、司書とともに取り組んだ一例を紹介したい。

●障害児者へのアウトリーチ支援

ケースワーカー時代に、ある障害がある子どもの保護者と会話した時のことであるが、「子どもは本が好きなので、毎日でも図書館に連れていきたいが、子どもが急に声を出してしまうことが心配で、周囲が積極的に勧めない限りは足が向きにくい」という話をされていたことがあった。障害のある人や家族にとって、公共図書館を利用することは心理的なハードルが高いということである。そうした自分自身の経験を踏まえて、図書館ボランティアの協力のもと、障害者の福祉作業所や支援学校で絵の本ひろばを開催した。

絵の本ひろばは、本を読んだり文字を読んだりすることが苦手な人も、自由に本を選んで楽しみ、交流することができる場所であり、公共図書館の利用が難しい方々に、本を提供する手段の一つとして有効であった。

●民生委員への図書館サービスの周知

民生委員に関わった経験を踏まえ、図書館への来館が困難な方に対しては、日頃から各地域で福祉活動をされている「民生委員」に周知することが効果的であると考えた。

民生委員は、民生委員法に基づき委嘱された非常勤の公務員であり、相談活動を通じて、地域で困っている住民と関係機関（行政等）をつなぐ重要な役割を担っている。

本市の民生委員は、月に1回、校区の代表者会議を行っており、その会議に参加させていただき、

図書館の利用方法や読み聞かせの案内などを周知した。また、実際に大活字本などを見ていただくことにより、図書館には、利用者に応じた本が備わっていることなども紹介した。こうした取り組みは、即効性があるものではないが、継続することにより、徐々に効果が出てくるものと思われる。

＜管理部門での経験から＞

市民の貴重な税金で本を購入する以上、ヘビーユーザーだけでなく、普段、図書館をあまり利用しない人たちを、どのように図書館に呼び込むかが重要であると考え、以下の取り組みを実施した。

●身近なテーマの本の展示

定期的開催する本の展示について、「ねこの本」、「チョコレートの本」など、ふらっと立ち寄りたいたいと思える、誰もが興味を抱きやすい身近なテーマを増やした。また「タイパの本、コスパの本」といったメッセージ性の強いテーマも好評であった。

●SNSを活用した効果的な情報発信

本の展示、イベント等の図書館情報を市の公式SNSにより積極的に発信することにより、これまで図書館をあまり利用することがなかった層にも情報が届くようになり、新たな利用者が増えた。

●他課主催の講座等を中央図書館で開催

他課主催の講座等を利便性の高い中央図書館で開催してもらうことにより、新たな層を中央図書館に招き入れることができた。併せて、終了後に図書館見学を実施することにより、新規利用者の獲得につなげることができた。

7. 事務職と司書との連携は大切

図書館業務を円滑にしていくために重要なことは、組織内での情報共有であり、事務と司書が互いの業務を把握していることである。

中央図書館では、週1回、事務職と司書の連絡会議を行っており、館長・係長も交えた中で、利用者の状況、事業の進捗、課題、予算の執行状況等を共有している。現場の声を定期的に館長に届くようにすることで、風通しの良い組織運営を心掛けている。

8. ステップアップを目指して

2023（令和5）年に司書資格を取得した。図書館長就任当時は、全く考えもしなかったが、より深く専門的に図書館行政に関わりたいたいと思い取得を目指した。児童サービスをはじめとして、体系立てて図書館全般について理解を深めることができたことは、これまでの行政経験に加え、自分自身の大きな武器となったことは言うまでもない。

9. 今後の展望

(1) 図書館網全体の活性化

図書館全体を考えた場合、分館・分室・移動図書館をはじめとした図書館網全体の活性化・利用促進が図書館長の責務であると考えている。

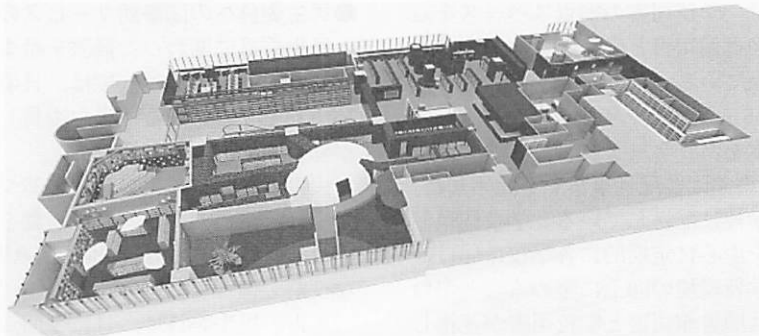
今後は、市広報を活用した図書館網全体の紹介や中央図書館で好評であった本の展示を分館・分室等で開催するなど、「中央図書館」というメッセージ性の強いキーワードを効果的に用いて、図書館網全体の活性化につなげたい。

(2) (仮称) こども専用図書館への期待

2026（令和8）年春に中央図書館の向かいに（仮称）こども専用図書館が開館予定である。この施設は、図書館機能と子育て支援機能を併せた「学びと遊び」を融合した図書館であり、市民の本への関心がより一層高まることを期待したい。

（やまもと あきひろ：寝屋川市立中央図書館）

[NDC10：013 BSH：1.図書館経営 2.寝屋川市立図書館]



▲（仮称）こども専用図書館の全体鳥瞰図

特集★「そと」からの図書館長による新たな取り組み

わたしたちはどこへ向かうのか

——大学から県立長野図書館に飛び込んで実践したこと——

森いづみ

はじめに

筆者は、大学図書館職員として29年間の経験を積ませていただき、信州大学在任中（2017～2019年度）のご縁がきっかけで、2020年から県立長野図書館（以下「当館」）に出向させていただいた¹⁾。本特集『「そと」からの図書館長による新たな取り組み』では「大学から公共図書館に転身し、どのように図書館改革に取り組んだか、とまどいや気づきも含めて経験をもとに紹介」するよう依頼をいただいた。執筆の前提として、次の2点を確認しておきたい。

一つは、平賀研也前館長による「図書館改革」（2015～2019年度）である。筆者が大学の経験を投入する以前、民間を経て基礎自治体から広域自治体の図書館長に転身した改革者の存在があったことは、特筆すべきだろう²⁾。平賀前館長にはオンラインで「後任を大学からと考えた意図」を改めてお聞きし、楽しく刺激的な時間をいただいた。



▲オンラインミーティング中の平賀前館長と筆者

もう一つは、生成AIである。県の業務用ツールであるMicrosoftのCopilot³⁾に「公共と大学の違いやネット上の実践記録を踏まえ、大学図書館経験

者が公共図書館を経営する意義」をまとめるよう指示してみた。その結果、「事実を網羅的に記述する場合、知識の不足や記憶の欠落、感情が無い分、客観性が担保され、材料としては使える」という新鮮な驚きを覚えた。本稿は生成AIを活用しつつ、そこに「魂」を吹き込んだものである。

1. 大学と公共の図書館の違い

周知のとおり、公共図書館は図書館法、大学図書館は大学設置基準に基づいて設置・運営される。公共図書館は地域社会全体の文化的な情報拠点として機能し、大学図書館は教育支援・研究支援を主な目的としつつ、地域にも貢献している。

主観的に見た一番の違いは、利用者層と規模感である。転身して間がないころ、通勤電車の車窓から広がる家々の灯を見て、全県民に資することの意味を悟ったときの衝撃は忘れられない⁴⁾。大きくても数万人規模で、専門的な学術情報とリベラルアーツが基本となる大学と、あらゆる属性の200万人が暮らす長野県の知識基盤を支えることの違いに驚愕し、発想の転換が必要だと直感した。そして、大いなるやりがいへの期待が膨らんだのである。

2. 自治体と大学の予算の違い

筆者が当館に着任した2020年は、学校への臨時休業の要請（3月2日）があり、県の方針で当館も休館が要請（4月18日～5月6日）された時期だった。大学では既に学術雑誌の電子ジャーナル化が

別次元で進行しており、学生用の電子書籍も「PDA（利用者主導型購入）方式」⁵⁾を含め積極的に進めていた。公共図書館でも、「来館利用ができない状況」が電子書籍サービス導入の必然性を高めることが容易に予測できた。

早々に検討を始め、2020年7月、電子書籍導入にかかる新規事業について文化財・生涯学習課（当時）とともに教育長レクに臨んだ。結果は不採用。基礎自治体と広域自治体の選書の役割分担を踏まえての指摘を受け、市町村と県の共同事業として再考することになった。このとき、原山隆一教育長（当時）が発した「All 信州電子図書館」が、2年後に実現する「デジとしょ信州」⁶⁾のコンセプトにつながった。

同12月、2回目の挑戦で「一般書の電子書籍サービスを全市町村と県と一緒に構築」するアイデアは評価されたもののGoサインは出ず、継続審議となる。平たく言えば「詰めが甘い」ということだ。「専門書の電子書籍サービスだけでも県立の予算で導入できないか」と館内で相談し、「“節”が違うので難しい」との認識が示された際は、一瞬頭が真っ白になるほど落胆した。大学では各学部の教員による「図書館運営委員会」等の審議により、用途の変更は十分に可能である。環境が激変する中、目的から逸脱しなければ臨機応変な予算の組み換えは当然という感覚を持っていた。しかし、大学の予算は研究・教育が最優先だが、県の予算は税金を財源とし、県民の生命にかかわる事項が最優先となることは、自明の理だった⁷⁾。そうした違いを乗り越え、チームとして粘り強く取り組んでくれた皆さんに感謝している。2022年8月、一般書の「デジとしょ信州」と専門書の電子書籍サービスを同時に始めることができた。

3. 基礎自治体と広域自治体の関係

「All 信州電子図書館」をいかに実現するか…。脳裏に浮かんだのは、大学共同利用機関としての国立情報学研究所（以下「NII」）と大学図書館の関係である。NIIは個別の大学単位では設置や維持

が難しいシステム基盤を担い、大学図書館との連携・協力でコンテンツの確保や人材育成等を推進している。筆者がNIIの在任期間中（2007～2012年度）に携わった「学術機関リポジトリ構築連携支援事業」⁸⁾は、機関リポジトリのシステムをNIIが提供し、大学はコンテンツ確保と活用に注力できるモデルである。平賀改革において、2010年に長野県が構築した「信州デジくら」を継承し、県立の文化施設のみならず市町村等からもコンテンツが登録できる「信州デジタルコモンズ」として再出発したこと、類似する戦略である。電子書籍サービスの導入にも応用できるのではないかと考えた。

他稿⁹⁾¹⁰⁾でも詳述しているが、アイデアは単純で、システム基盤の初期構築と維持費は共通経費として県が担い、各市町村は住民数に応じたコンテンツ費と住民サービスの最前線として選書を担っていただくという構想である。県DX推進課が担当する長野県先端技術活用推進協議会の下にワーキンググループが設置され、全自治体に参画いただける枠組みで検討できたこと、塩尻市企画政策部参事（デジタル戦略課）の小澤光興氏（当時）から「県主導ではなく、市町村主体に転換すべきだ」というアドバイスを受け、基礎自治体と広域自治体の役割分担が明確になったことが転機になり、議論が大きく前進した。実は、NIIと大学図書館との間でもフラットに協働できる関係性の構築が課題だった時代があり、ストンと腑に落ちたのである。

「デジとしょ信州」は企画の初期から現在に至るまで、実に多くの方々が関わり、育ててくださっている。協働事業をと共に推進してくださる市町村および各界関係の皆さまに、深く感謝したい。

4. 書店・出版社・サービス事業者等との関係

「デジとしょ信州」の実現が困難だった要因には、出版社や電子書籍サービス事業者にご理解いただくことが難しかったこともある。大学の教職員・学生という限定的なユーザー向けのサービス

とは異なり、全住民を対象とする公共図書館では、データベースのリモートアクセスやシングルサインオンによる認証が難しいことも含め、サービスにはどうしても制約がかかる。

大学においては、電子ジャーナルの購読料や、オープンアクセスジャーナルの投稿料の高騰といった学術情報流通における商業出版者との関係性が長年問題になっている。研究者が論文の読者であり著者でもあるという二面性を持つ点で複雑さがあるものの、基本的には「研究者の手に研究を取り戻す」¹¹⁾ための闘いであると言えるだろう。

しかし、公共図書館と書店や出版社との関係性は、それとはまったく事情が異なる。「書店・図書館等関係者における対話の場」が設けられ、「まとめ」¹²⁾が出されたことで、地域で読書文化をとともに振興するパートナーとしての視点が得られたことは、非常に有り難いことだった。長野県内における書店と図書館の連携にもさまざまな実践がある。当館では、「書店在庫情報プロジェクト」¹³⁾と県内図書館の蔵書を横断検索する「信州ブックサーチ」とのシステム連携を2024年7月に開始した。今後は、「書店在庫情報プロジェクト」や長野県書店商業組合、県内の書店等との協働により、在庫情報を公開するノウハウや、地元書店から書籍を納入する事例の共有を図っていきたいと考えている。

「デジとしょ信州」においても、「並行して、出版社や著者の方々にも利がある仕組みを研究する必要がある」という棟田松川村図書館長（選書部長）の発言¹⁴⁾のとおり、引き続き共存・共栄の道を探っていききたい。

5. 当館ミッションと上位計画との関係

当館では、2021年7月にミッション「共知・共創の広場」を策定した¹⁵⁾。Mission（使命）は、100年単位で変わらない、信州に関わるすべての人々との約束である。「民主的社会的な普遍的な価値を支える」こと、「人類社会の文化的な発展と平和な世界に寄与する」ことを明記している。Vision（展望）は2030年頃までを目途に、図書館の三つの構

成要素「知る」情報の改革、「出会う」場の革新、「育む」人の変革を柱として、機能の拡張を企図している。これは平賀改革の三つの柱を踏襲したもののだが、実は大学図書館とも共通している。「国立大学図書館協会ビジョン2025」¹⁶⁾には、理念を実現する三つの重点領域として「知の共有：蔵書を超えた＜知識や情報＞の共有」、「知の創出：新たな知を紡ぐ＜場＞の提供」、「知の媒介：知の交流を促す＜人材＞の構築」が挙げられている。

Value（行動指針）として挙げた、Collaboration「協働」、Connecting「接続」、Competency「強み」、Challenge「挑戦」という四つのCは、三重大学時代（2000～2006年度）の経験を踏まえている。大学図書館から県立図書館の館長となる道を拓かれた雨森弘行氏は、NIIの前身・学術情報センターの事業部長から三重県立図書館長（1993～1996年度）に転身し、改革に着手された¹⁷⁾。1998年度末には三重県図書館情報ネットワーク「MILAI」¹⁸⁾が本格稼働し、縁あって三重大学に異動した筆者も携わらせていただいた。「図書館のミッション」という概念は、雨森氏から伝授されたものである。

県の「総合5か年計画」、「教育振興基本計画」にしっかりと位置付けつつ、より長い時間軸のミッションを独自に掲げたのは、直接的には平賀前館長から「コトバにしてね」と引き継がれたからであり、間接的には雨森氏の蒔いた種が時間と空間を超えて芽吹いたと言える。具体的な業務に直結させるため、Action Plan（事業計画）を立て、成果を県立長野図書館協議会で報告し、次年度に活かすサイクルを回し、各職員の業績評価の目標設定にも、必ず一つは取り入れるようお願いしている。一人一人のやりがいや成長を大切にしながら、当館を経営する当事者として、図書館の新たな可能性をともに探求することを期待しているからである。

おわりに：わたしたちはどこへ向かうのか

インターネットの普及に伴い、1990年代末頃から図書館不要論が顕在化する中、大学図書館は急

速に変化してきた。2005年には電子図書館との対比で「場所としての図書館」が議論され¹⁹⁾、大学教育改革に連動する学習支援策として「ラーニング・コモンズ」が紹介されたのは2006年だった²⁰⁾。デジタル対応や、それに伴う空間としての図書館の再価値化において、公共図書館のポテンシャルは大きいと感じる。平賀前館長が「後任を大学図書館から」とした理由は、改革の方向性を「必然」と受け止め、「図書の館」から「知的資源のプラットフォーム」への変革が加速することを期待したからとのことだった。

この5年間、「長野県eLibrary計画(図書館DX)」を推進し、紙か電子かの二項対立やデジタルへの置き換えではなく、選択の幅を広げることや空間機能との相乗効果を志向してきた。しかし「デジタル化が進むとリアル図書館が空洞化する」という懸念は根強く残っているようだ。引き続き、丁寧な対話や実践の中であるべき姿を探っていきたい。

一方、日本の図書館界は、長年欧米の図書館に理想の姿を求めてきた。しかし、米国の図書館界が大きく揺らぐ今^{21) 22)}、わたしたちは、これから何を拠り所にして、どこへ向かっていくのだろうか。民主的な世界で社会と個人のウェルビーイングを実現するため、図書館はどのような存在でありたいのか。どんな未来を描きたいのか。

「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」²³⁾の議論からは、「関係者が手を携え、あらゆる人々にとってより良い学びの環境をつくろう」という気運の高まりが感じられる。あらゆる館種の違いや「内」「外」という区分を越えて、図書館の本質を再考し実現する、その更なる一步を皆さと共に踏み出せることを願っている。

参考文献・注

- 1) researchmap 森いづみ, <https://researchmap.jp/izumimi/>
- 2) 平賀研也, 22年まえのボクへ “You are on the right track!”. LRG. 50, 100-101. (2025.2)
- 3) 長野県デジタル化一貫支援サイト, https://nagano-digital-portal.jp/case/catalog_0051
- 4) 森いづみ, 過去・現在を未来へと架橋する, 「図書館」(仮

- 称) リ・デザイン会議 Advent Calendar 2020, <https://researchmap.jp/izumimi/misc/31427355>
- 5) 山本和雄他, 大学図書館における電子書籍 PDA 実験報告〜千葉大学・お茶の水女子大学・横浜国立大学の三大学連携による取組み〜, カレントアウェアネス, 328, 7-9. (2016.6) <https://dl.ndl.go.jp/pid/10020599/>
- 6) デジとしよ信州, <https://shinshu-kyodo-library.overdrive.com/>
- 7) 森いづみ他, ウイズコロナ時代の公共図書館を模索する: 県立長野図書館の取り組み, 図書館雑誌, 114(9), 491-494. (2020.9)
- 8) 学術機関リポジトリ構築連携支援事業, <https://www.nii.ac.jp/irp/>
- 9) 森いづみ他, 市町村と県による協働電子図書館「デジとしよ信州」のこれまでとこれから, カレントアウェアネス, 361, 2-4 (2024.9) <https://dl.ndl.go.jp/pid/13744614>
- 10) 「デジとしよ信州」座談会, Nagano Art+, (2023.3) https://researchmap.jp/izumimi/media_coverage/41799461
- 11) 渡邊匡一他, 研究者の手に研究を取り戻す: 電子ジャーナル, オープンアクセスに関する信州大学の取組, 大学マネジメント, 15(8), 38-47 (2019.11) <http://hdl.handle.net/10091/00021817>
- 12) 「書店・図書館等の連携による読書活動の推進について〜書店・図書館等関係者における対話のまとめ〜」(2024.4) <https://www.jla.or.jp/home/tabid/1051/Default.aspx>
- 13) 書店在庫情報プロジェクト, <https://info.openbs.jp/>
- 14) 長野県と全77市町村による「協働電子図書館」, 注力する「学校との連携」の中身: 英語や探究, 郷土学習など電子書籍活用を提案, 東洋経済 education×ICT (2023.4) <https://toyokeizai.net/articles/-/666974>
- 15) 森いづみ他, 「共知・共創の広場」を目指して: 地域と共に歩む県立長野図書館の取り組み, 図書館雑誌, 117(5), 244-247 (2023.5)
- 16) 「国立大学図書館協会ビジョン2025」, <https://www.janul.jp/ja/organization/vision2025>
- 17) 雨森弘行, ネットワーク時代における図書館経営 すべての図書館をすべての利用者に, 現代の図書館, 34(1), 3-7 (1996.3), その後雨森氏は東京大学附属図書館事務部長として大学に戻られ, 筆者は薫陶を受けることになる。
- 18) 三重県図書館情報ネットワーク「MILAI」, https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/houkoku/06040715/010.htm
- 19) 根本彰, 動向レビュー: 「場所としての図書館」をめぐる議論, カレントアウェアネス, 286 (2005.12) <https://current.ndl.go.jp/cal580>
- 20) 米澤誠, インフォメーション・コモンズからラーニング・コモンズへ: 大学図書館におけるネット世代の学習支援, カレントアウェアネス, 289 (2006.9) <https://current.ndl.go.jp/cal603>
- 21) ALA (米国図書館協会) “Trump is trying to gut funding for libraries: you can fight back with ALA”, <https://www.facebook.com/AmericanLibraryAssociation>
- 22) 堂本おる, 絵本戦争: 禁書されるアメリカの未来, 太田出版 (2025.2)
- 23) 図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議, https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/050/index.html

(もり いづみ: 県立長野図書館)

[NDC10: 013 BSH: 1. 図書館経営 2. 県立長野図書館]

特集★「そと」からの図書館長による新たな取り組み

「小さなまちの奇跡の図書館」館長論

——NPO法人本と人をつなぐ「そらまめの会」の18年の軌跡——

下吹越かおる

はじめに

「『そと』からの図書館長による新たな取り組み」というテーマをいただき、執筆する機会を得た。公立図書館を運営し18年が経過した。民間人として公共施設を運営することの難しさや、民間人から挑戦できる楽しさも味わった。折しも2025年4月から新体制に入り、これまでの18年を振り返り、整理する機会になった。

1. 自治図書館のはじまり

2004年、一人の図書館員が、共通の知人を介して私の自宅を訪ねて来た。その人は、「図書館を支える会を作ってもらえないでしょうか」と言った。即答もできず、その日はひと通りの思いを聞くだけで帰っていただいた。

しばらくして、その人は、「学校司書さん方に、図書館を支える会の打診をしてもらえないでしょうか」と聞いてきた。学校司書を前に図書館を支える会の話を持ち出した。当然断るだろうと思っていた司書全員が「手伝う」と手を挙げた。

2006年、指宿市立図書館の指定管理者制度が本格化し、さまざまな人に後押しされ、NPO法人として運営に手を挙げた。大きなコトが動くたび、試されるように困難の波が何度か寄せては引いた。その波を何度か乗り越えながらも、2007年、NPO法人本と人をつなぐ「そらまめの会」（以下、「そらまめの会」）は指宿市立図書館の運営を開始した。これは「住民の住民による住民のための図書館」、自治図書館だな、と思った。

2. 1期目（2007年～2009年）「そらまめの会、図書館をはじめるの巻」

1期目の最初に行ったのは、館内清掃・施設の修理・除籍・利用者との関係性の構築だった。指定管理前の山川図書館は、どちらかと言えば管理型で、子どもたちに対して「静かにするように」と注意を促してきた図書館だった。図書館に子ども

たちの姿は少なく、本好きの子どもたちがたまに来る程度だった。最初に行ったのは子どもたちにとって魅力的な本のラインナップを揃えることだった。頻繁に子どもたちと過ごせるようなイベントを考え、週刊誌や月刊誌・漫画本も置くようになった。学校に出向き、出張おはなし会やブックトーク・調べ学習支援もおこなった。それまでなかったYA通信・図書館だよりも発行し（現在は発行していない）、司書まなびの会の開催や夜のおはなし会と、「そらまめの会」らしい運営が展開された。経営的なサポートを地元の会計事務所が受けてくれた。

3. 2期目（2010年～2014年）「女性の管理職をつくるの巻」

当時、山川図書館の副館長だった久川文乃さんに館長就任を打診した。地域の人たちからの信頼を得るためにも、久川さんが館長である意義は大きいと感じた。指定管理者制度の中で館長の縛りはない。逆に言うと誰でも館長になれるのだ。それは今も変わらない。指定管理者制度の館長指名に、館長の基準はない。

女性管理職は地域の子どものためにとっての憧れにもつながる。当時、久川さんはまだ34歳、鹿児島県内に30代の館長はいなかった。しかも女性で。久川さんにとっては重責だったことだろう。でも、その席に彼女は挑んでくれた。そうするより他なかった、というのが真実でもあったが、彼女は逃げなかった。当時の私たちには「前」しかなかった。

この年から3年かけて文化庁の補助金「地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業（MLA連携事業）」を活用し、社会教育課文化財係と連携し、「指宿の昔話紙芝居」（9作品）等を制作した。「郷土資料がないからと諦めない、ない資料は作る」そんなroutineができたのはこのころから

だった。完成した紙芝居を、指宿駅前足湯広場でレンタサイクル「いぶりん」の荷台に木杵ごと括り付け、拍子木を叩きながら語りだした。

2010年、山川図書館では、JAや高校・校区公民館等と連携して図書館芋畑が生まれていた。

4. 第3期(2015年～2019年)「指宿海軍航空基地企画展の巻」

2015年は戦後70年でもあり、指宿図書館では特別企画「指宿海軍航空基地展」を開催した。地域の図書館にとっての大きな役割のひとつが郷土資料の充実でもある。郷土資料の大きな柱は「収集」・「整理」・「利用奉仕」・「調査相談」である。指宿の歴史を知りたい人に、きちんと手渡す資料のある図書館であること、そのことが図書館の価値を上げる。郷土資料は、その地域でしか集められない唯一無二の資料であり、未来の市民に手渡すまちの財産である。地域の自治に参加するためにも知っておきたい資料であり、地域の歴史的価値を証明する資料でもある。郷土の歴史を知るとは、自分のまちへの誇りとなり、ひいては郷土愛を育み、みずからのidentityの確立にもつながると思っている。

他にも、市共生協働課とNPOとの連携事業で「指宿市シビックカフェ事業」(5か年)を展開した。シビックカフェ事業とは、地域づくりに関心のある幅広い市民が気軽に集い、交流し、連携を生み出す場となることをめざすものだった。この事業は、指定管理費だけでは不可能だった事業を可能とした。この予算で仕様書にないユニークな事業を展開し、これまでの図書館の既成概念を覆したことで、入館者数や貸出冊数も増加した。

2017年、NPOとしての運営を開始し10年が経過していた。そこで、まちの課題と感じていた移動図書館車の不在を少しでも解決できればと、NPOとしてクラウドファンディングに挑戦し、多くの方々に支えられ、無事に成功した。

2019年、ブックカフェ号は各地の被災地支援をしながら、横浜での図書館総合展にも参加した。「場所」と「人」と「本」をつなぐ象徴として3日間滞在した。本がそこにあることで、それまで知らぬ人たちが言葉を交わし、1冊の本を介してつながる。そんな風景を「旅する図書館」は何度も見てきた。それこそが本の力だと実感した。

5. 第4期目(2020年～2024年)「事業を見直すの巻」

4期目は新型コロナウイルス感染症に明け暮れ

た。

2020年、2021年には2年続けて図書館総合展運営委員会より図書館レファレンス大賞審査会特別賞を受賞。同年、Library of the Year 2021大賞、2022年には第73回南日本文化賞を、2023年には山川図書館が子供の読書活動優秀実践図書館として、文部科学大臣表彰(指宿図書館は2018年に受賞)を受けた。これまでの活動が一気に認められた形になった。

だが、新型コロナウイルスの流行もあり、図書館の動きは急に失速した。いや、失速せざるをえなかった。予算想定外のコロナ対策資金や戦争等による物価高騰等の苦悩も重なり、運営体制の在り方を再検討した。この17年の間に、職員それぞれに家族の在り方や健康の在り方も変化していた。シビックカフェ事業も終了し、2018年から業務の見直しをし、そらまめの会らしいワクワクするような自主事業を控えた。来る第5期目に希望はなかった。図書館を去ろうとも思った。

でも、私たちは、やっぱり図書館を愛している。

図書館を頼りに訪ねて来られる方々に、何かしらのヒントをお渡しできることが喜びだった。知らないことで絶望し、明日を生きていけない思いをする人たちに、「知ることは自立すること、生きることだよ」と伝えたかった。このまちの図書館で、このまちで生きる人たちとともに生きたい。図書館があることが「生きる力」になればと思った。

そんなとき、唯一、私たちがこの場所に残れる可能性として浮上してきた案が、JV(joint venture)だった。パートナーとして組ませていただいたのが株式会社図書館流通センターだった。この先、どんな道が開けるのか先は見えないが、今よりはきっといい風が吹くと信じている。

6. 図書館長とは

「明日から図書館長を」と前館長から任命された日、私に図書館長の仕事とは何たるかを教えてくれる人はいなかった。まず、受けた研修は、国立教育政策研究所での新任図書館長研修だった。当時、サテライト会場の鹿児島県立図書館で受講する道もあったが、私にその選択肢はなかった。研修会場での先生や同期の方々との出会いは、やはり現地に行かねば得られないものだった。当時、指定管理者の館長は少なくaway感是否めなかった。ただ、私より遥かにaway感半端ない人物が

いた。当時、小布施町立図書館「まちとしょテラソ」の花井裕一郎館長である。その存在にどんなに勇気づけられたことか。

そんな中、さまざまな研修に行くと、指定管理者ゆえに「ここは君みたいな人がくるところではない」と言われたりもした。民主主義の砦の中には、民主主義ではないこともあるものだと切なくなつた。鳥にも獣にもなれず飛べる場所を探した。できることなら、民間にそのまちの社会教育施設を託すのではなく、行政に責任をもって運営して欲しいと願った。ただの利用者としてそのまちで生きていたかった。

私が館長として仰いだ人は、当時、福岡県小郡市立図書館の永利和則館長だった。何かにつけ憤りを感じる私に、冷静に「図書館法13条にはね」とか「第14条、第15条に図書館協議会の項があつてね」と教えてくれた。1950年制定の図書館法第13条第3項には、「補助金の交付を受ける地方公共団体の設置する公立図書館の館長となる者は、司書となる資格を有する者でなければならない。」という文言があつた。が、1999年の地方分権一括法第134条において、その条文は削除された。図書館学を履修していない館長が存在するようになった。専門家不在の館になったところに指定管理者制度がスルッと入ってきて、きのうまでゴルフ場のキャディだった人が図書館長として入ってきた事例もみてきた。たかが資格、されど資格なのである。なんのために時間を費やし経験し、図書館学を学ぶのか、なのだ。

改めて図書館法を読み、図書館の自由に関する宣言・図書館員の倫理綱領・公立図書館の任務と目標・ユネスコ公共図書館宣言等を読み漁った。ランガナタンの「図書館学の五法則」も大きな指針となった。

他にも調布市立図書館の小池信彦館長（当時）、鳥取県立図書館の課長だった小林隆志氏（当時）にもお世話になった。なぜ、一地方の小さな図書館の自分が、そんな館長たちと出会えたのか。それは、図書館問題研究会や日本図書館協会などの専門機関への参加だった。その団体が、年1回開催する全国大会への参加や、そこでの発表。または委員になることで縁を紡いだ。「井の中の蛙大海を知らず」にならぬよう全国に向けてアンテナを立てること。全国の図書館の流れ、世界の流れにも目を向けることが大切だった。小さなまちの図書

館だからこそ、である。

かつて、佐賀市立図書館長だった千葉治氏が、著書『図書館長の仕事』p.14でこう言っている。

「図書館長には、すべての人に図書館奉仕をという理念で、施設、資料、職員を活かす視点が必要です。自治体の自然や文化環境を把握し、議会での討議や、住民の要望等を調査して計画の素材とし、まちづくりに重要な核として図書館を位置づけ、地域に合った背写真を描けるようにします」と。

また、塩尻市立図書館長だった内野安彦氏は、著書『図書館長論の試み』p.218-219でこのように言っている。

「図書館は個人である¹⁾ではできない仕事です。複数の²⁾Weでなければ、図書館サービスは回りません。すべて、職員と価値観を共有して進めなければ、私が館長を辞したときに、来館者の質問に、これは前館長がやったこと、私たちにはわかりません、となってしまうからです。確かに図書館長は改革の旗手でなければなりません。しかし、改革は強引であってはなりません。時には職員と激しく対峙することもあるかもしれませんが、じっくりと職員と話し合ってください。図書館サービスはあくまでWeで提供するものであることを忘れないでください」と。

まとめ

これからの図書館は高齢化・認知症・少子化・不登校・特別な支援を要する子どもたちの増加・自殺・溢れる情報をどう司るのか等、さまざまな課題に向き合っていかなければならない。郷土資料の収集・管理・除籍も然り。その時、専門家である司書や有資格の館長の存在は不可欠である。持続可能で住民に信頼できる図書館であるためにも、今後も私たちは研鑽を積みながら、職場環境の整備にも声をあげていかなければならないだろう。なかでも認定司書の輩出は、私たちの望ましい職場環境維持のためにも欲しいタイトルだと思う。私たちは、図書館という大きな「民主主義の砦」という船に乗り合わせたクルー同志だと思っている。

図書館は「生きる」を支える場所である。

それを信じて前を向いて歩いて行きたいと思う。

（しもひごし かおる：指宿市立指宿図書館、

日本図書館協会認定司書第1231号）

[NDC10:013 BSH:1.図書館経営 2.指宿市立図書館]

特集★「そと」からの図書館長による新たな取り組み

指定管理館の館長になって

藤坂康司

2019年春に前職（偕成社販売部）を退職して株式会社図書館流通センター（TRC）のお世話になり、館長職の研修を受け、その間に司書資格もとり、2020年2月に名古屋市志段味図書館の館長（統括責任者）として着任しました。偕成社の前は書店員として広島の下田図書、丸善株式会社と22年ほど書店の仕事をしていました。大学卒業以来ずっと出版業界で書籍の販売に携わっていて、図書館は高校時代の図書部以来約40年ぶりにカウンターに立つことになりました。

着任から3年後の2023年4月には志段味と同じ守山区にある守山図書館も指定管理館となり、志段味図書館と守山図書館の館長を兼任することになりました。今年で図書館員となって丸5年となり、今年の3月末で館長を退任し、会社も退職しました。志段味図書館は5年間、守山図書館は2年間館長を務めたこととなります。

私は公務員としての経験はまったくなかったので、役所のしきたりとか、「業者」としてのわきまえ方とか、まったく知らずに、とにかく図書館の業務を年度の事業計画にのっとって遂行すること、事業計画にはないけれど、評価のプラスになることを考えて少しずつ実行、実践していきました。特に他の指定管理者と差をつけるための新しくて質の高い事業に力を注ぎました。例えば、発達性ディスレクシアに関する事業、手話言語に関する事業、がん教育などの医療健康に関する事業です。

名古屋市の指定管理図書館では毎月、モニタリング担当館との会議があり、事業の進捗などを報告し、新しい事業についてもつど報告、相談しながら仕事をすすめていきました。一方で会社としての利益計画があるため、二つの組織の利益のために仕事をしていることとなりました。

図書館の指定管理者として会社の利益を出すためには、人件費のコントロールを適切に行うことが重要です。人数が少ないとサービスレベルが落ちますし、残業が増えて人件費が想定より増えてしまいます。人が多ければいいというものでもなく、適切な人数でチームワークを高めてよりよいサービスを行う体制を作るのが、館長および館長補佐（チーフ）の最大の役目です。

もう一つ重要なのは、ミス・事故を発生させないことです。ミスや事故、クレームが多く発生すると、自治体からの評価も落ち、次の契約ができない可能性が出てきます。こちらスタッフの研修・OJTなどを通して人を育てることで防ぐことができます。とにかく仕事と接客のレベルが高いスタッフを採用、育成し、現場に揃えることが一番大事な仕事です。

さらにモニタリング館、中央館とのあいだの報告、連絡、相談を密にすることが大事です。問題や不明点を一日でも放置することなく、そのつど自治体の指示や判断を仰ぐことが必要です。これらのことを高いレベルでこなしていくには、館長補佐（チーフ）の力が一番必要です。幸い、私は二つの館ともとても優秀なチーフを配属してもらったので、すべての点において、よい運営ができるようになりました。二人とも私の在任中に昇進することができたのは私にとっても誇れることです。

残念ながら私の図書館長としての仕事は終わりましたが、この貴重な5年間での取り組みなどについて報告します。

1. 公共図書館だからこそできる取り組み

私たちの場合は指定管理館に勤めている民間の図書館員なので、利益を出さないとはいけませんが、図書館の業務で直接利益を上げることはあまり求められていません。したがって、売り上げ（客数

×客単価)を気にせずに独自の事業を行うことが可能です。つまりは集客至上主義ではない、はずですが、一方で入館数や貸出冊数増を目標にしている場合も多く、私から見ると矛盾している気がします。市民みんなのためのいわばコモンであるはずの図書館が、「客数」や「売上」で評価されることは、コスパの追求をすることにつながって、本来の図書館の役割から離れてしまうでしょう(指定管理者制度もコスパのためや単なる下請けだとすると、大いに問題があると思います)。

2. 取り組みの紹介

①しゅわしゅわおはなし会

もうけなくてよいということは、いろいろな取り組み、たとえばイベントでも大勢の人を集めるというより、必要な人に必要なイベントを提供するということができます。私たちが志段味図書館で始めた、手話による絵本の読み聞かせ「しゅわしゅわおはなし会」は、ろう者や難聴者、手話学習者を対象としていましたが、初回参加者は1名、その後も少ない人数での開催が続きました。しかし一年後には口コミなどで参加者が増え、聴者向けとろう者向けの二部にわけて開催するほどになりました。

ろう者の大人や高齢者に絵本を読むことはどうなのかと、参加されていたろう者の通所施設の担当者に聞いてみたところ、「館長、ここに参加しているろうの高齢者の親はほとんどが聴者で、手話もできないため、この人たちは、今まで絵本を読んでもらったことがないんです。この図書館のイベントで初めて絵本を読んでもらう経験をさせてるんですよ」と教えてくれました。

手話の取り組みについては、志段味地区の手話サークルとつながり、手話サークルのみなさんと一緒に、初心者のための手話学習会を定期的に開催するようになりました。この学習会でいままでのコミュニティにつながってなくて孤立しているろう者の方とつながることができるなど、あらたな出会いが生まれています。

②発達性ディスレクシア講演会・相談会

次に取り組んだ発達性ディスレクシアに関する講演会や相談会は、地元名古屋で活動している「ディスレクシア協会名古屋」との共催イベントです。私は出版社勤務時代、学校図書館問題研究会に所属し、その活動で学校での合理的配慮について学ぶ機会があり、はじめて発達性ディスレクシ

アのことを知りました。図書館に着任したときから、なにか取り組みがしたいと思い、読み書き障害の資料を集めた展示をした際、ディスレクシア協会名古屋の存在を知り、講演会と相談会の開催につながりました。

発達性ディスレクシア当事者の割合は7～8パーセントといわれており、決して大きな「マーケット」ではありませんが、教育現場での合理的配慮が受けられない親子がとて多いことがわかるほど、たくさんの人が参加してくれるイベントとなっています。いまでは名古屋市の複数の図書館で同様の取り組みが行われるようになりました。この取り組みから、図書館でギフトッドの子どもたちとのイベントの開催や、聞こえの課題(LiD)の講演会と相談会、そして発達障害・発達性ディスレクシア、聞こえの課題などの当事者と保護者の会を開催するようになりました。

③みんなのがん教室

小中高の学校でがん教育が授業で行われるようになったため、公共図書館でもがん教育に取り組まなければならないと考えていました。子どもたちだけががんの正しい知識を得ることができるようになって、がん教育を受けていない大人に対してはどうするのか、と考えたからです。幸い常連の利用者のお知り合いが、がん教育の外部講師をされていることがわかり、早速お声かけしたところ、図書館でのがん教育の取り組みに賛同してくださり、毎月一回開催の「みんなのがん教室」が始まりました。

毎回、小学生から高齢者まで、一般の方から、がん当事者、その家族、医療従事者、とさまざまな人が集まってわきあいあいのイベントとなって、2025年4月で4年目を迎えました。

このイベントで集まった人たちの中から、自分も図書館で取り組みがしたいという声があがり、看護師による「みんなの保健室」、鍼灸師・スポーツトレーナーによる「女性のための東洋医学入門」「みんなのツボ教室」などの活動に広がっていきました。また、リンパ浮腫当事者が集まる会「とりーと」も定期的に開催しています。

3. 図書館の児童サービスについて

児童サービスといえば、読み聞かせや季節の展示、学校でのブックトーク、ビブリオバトルなど、読書推進や学習支援が主要な取り組みかなと思います。しかし、今の時代の子どもたちにあるさま

さまざまな課題について、いまの児童サービスはちゃんと目をむけているのかと疑問に思いました。私たちが取り組んでいる、発達性ディスレクシア、聞こえの課題、ギフテッド、についても対象は子どもとその保護者です。

またSDGsの展示を通して、地元のこども食堂を運営する団体とつながり、図書館で定期的にフードドライブを実施するようになりました。また多文化サービスの取り組みで、外国由来の子どもたちが多い地区への出張おはなし会も実施しています。私たちはこれらの取り組みはすべて児童サービスの延長にあり、これからは児童サービスの重要な対象にならなければならないと考えます。

4. 社会教育の場としての図書館

手話や発達性ディスレクシア、聞こえの課題、みんなのがん教室などに取り組んできて、公共図書館は学校教育やそのほかの「制度」から外れてしまっている子どもや高齢者のための取り組みが出来る場だと思うようになりました。たとえば発達性ディスレクシアやギフテッドの子どもたちの中には学校になじめず、不登校になってしまう子どもがたくさんいます。

またさきほど紹介した、ろう者への読み聞かせや、読書支援、外国由来の人たちへの日本語獲得の支援も地域の図書館で取り組めることではないかと思います。また認知症になっていない高齢者の孤立を防ぐ取り組みは図書館の得意とすることかもしれません。

がん教育については、取り組んでみていかに大人の正しいがんの知識が危ういか、ネットの怪しい情報に流されやすく、正しい情報が伝わりにくいかが分かりました。二人に一人はがんになる時代だからこそ、地域の図書館が医療機関とがん患者会、がん教育の講師と一緒に正しいがん情報を地域の市民に伝える取り組みをするべきだと思います。

5. 小さな声を大きくして社会に届ける

守山と志段味の図書館では、さまざまな取り組みでいくつかのコミュニティが出来てきました。手話については、ろう者の講師やその教え子たちが毎年手話ミュージカルに取り組んでいます。地域の手話サークルも会員が増え活動が活発になってきています。

発達性ディスレクシア、聞こえの課題については、当事者と保護者の集まりがそれぞれ図書館で

開かれ、多くの仲間が集まってきています。

みんなのがん教室では、共催しているがん患者会の人たちが、がん教育の新しい団体を設立させ、活動を全国に広げています。「みんなのがん教室」から生まれたリンパ浮腫当事者の会「とりーと」も隔月で集まりを開催し、毎回多くの当事者や支援者が集まる会になっています。

このように、名古屋の二つの図書館で生まれた小さなコミュニティが、その小さな声を大きくして社会に伝えようとしています。この声がやがて社会を変えていくことになっていくと期待しています。

6. 図書館の新しい評価指針に

これらのコミュニティは私たち図書館員が伴走することで、活動に必要な情報や場を得ることができます。つまり、市民が抱えていた課題（守山と志段味図書館の場合では、がん、ディスレクシア、手話、聞こえ、学習障害等）の解決に向けての支援を図書館がおこなっています。この、市民の課題解決にどれだけ図書館が寄与しているかを明らかにすることで、その図書館を評価する際の材料、指針になると考えます。

7. 新しい『市民の図書館』を

図書館員のバイブルである『市民の図書館』が刊行されて半世紀過ぎました。それ以来新しい図書館の理念を形にしたものがありません。

そのためか、いまだ貸出をサービスの最重要の位置に据えたまま、新しい社会課題についての取り組みに向き合えていないと思います。図書館員は何を理想として図書館を作り運営していくべきか、指針となるものがあやふやなまま時が過ぎていくように思えます。あるときは「課題解決型」あるときは「サード・プレイス」などなど、そのこちよい言葉の響きに流されてはいないでしょうか。

これからの図書館界を担う若手の司書のみなさんと、新しい『市民の図書館』を作ってほしいと思います。私は図書館は限りない可能性をもった施設だと、この5年間の仕事を通して確信しました。みなさんも勇気をもって一歩踏み出してみたいかがででしょうか。新しい景色が見えるはずですよ。

（ふじさか こうじ：元名古屋市守山図書館・志段味図書館
（指定管理者：名古屋 TRC・長谷工グループ）館長）
[NDC10：013 BSH：1.図書館経営
2.名古屋市志段味図書館 3.名古屋市守山図書館]

特集★「そと」からの図書館長による新たな取り組み

原点を問い続ける

———今どこにいて、どこからきて、これからどこへ向かうのか———

志賀アリカ

◆図書館長への転身

2021年4月、私は戦略コンサルタントから転身し、図書館長になった。図書館については無知もいいところだった。ただ、幼少期から壁一面の本棚に囲まれて読書習慣はそれなりにあったし、下校後は図書館に直行し、仕事帰りの母に迎えに来てもらっていた。そのため、“本に育てられた人間”ではあったと思う。だが、図書館法など読んだこともない上に、その仕事の幅広さ・奥深さについては露ほどもわかっていなかった。

そんな私がなぜ館長になれたかというところ、ご縁としか言いようがない。正直、自分のキャリア設計中にはなかったが、SNSで公募を見つけた瞬間、ピンときたのだ。まず、真に万人に無償でひらかれている場だということ。第2に、情報（≒時間・人間）との偶発的な出会いが担保される場であるところ。第3に、リベラルアーツ（≒問い続けることで〇〇観を養う）最後の砦であるところ。その3点が私にとってたまらなく魅力的だった。

私のキャリアは一見すると、NGO、教育、戦略コンサル、と一貫性がない。しかし、実はすべてつながっている。NGOを通じて意識改革の重要性をさとって日本の教育業界に移り、資金や座組の限界を感じてコンサルに転身してきたのだが、それらの背景には常に「停滞や分断をつなぐ・動かす」目的があり、そのためには「好奇心が世界を変える」はずだと信じる気持ちがあった。

コンサルを辞めたのは、自分自身に分断を感じる瞬間が増えてしまったからだ。桁違いのお金が動き、未来を想像し、人や組織の成長を促す戦略を提案する仕事は楽しく面白くやりがいもあった。が、どこか手触りがなく、感性を徐々に失っていた

ような気がしていたのである。もっと、日常的で誰かにとっては力を得る場であり、誰かにとっては逃げ場であり、誰かにとっては気にもとまらない場だったりするような、そんな場所に次は身を置いてみたかった。

映画館や、カフェなどもそうかもしれないが、私は館長公募を見たときに、これこそ求めている場だと直観したのである。加えて、他空間にはない先に提示した三つの魅力的な要素もある。無償で誰もがアクセスできる空間を通じて、緩やかなつながりや共同知を育む。それも研修のような半強制的なものではなく、必要な人が必要なときに受け取れる形で非暴力的に。結果として、人の好奇心が刺激され、この世界も捨てたものじゃないと感じる瞬間が増える。そんな仕事はとんでもなく素敵じゃないかと思えた。

そうして私は図書館長を次のキャリアに望み、有難いことに拾っていただいた。公募していたのが小布施町立図書館（以降、テラソ）だったのも大きい。設立のコンセプトが「交流と創造を育む、文化の拠点」であり、町民協働で立ち上がってきた図書館だ。ここならばさまざまな挑戦的な取り組みができるだろうと思っていた。

しかしながら、就任してふたを開けてみたらテラソは存外大変な状態だったのである。

◆公募館長に期待される役割とは

まず、コンセプトが消えていた。さまざまな要因はあるが、致命的だったのは公募館長の引継ぎ機会がなく、館長不在期間を何度も設けてしまったことにあると思う。過去館長は、それぞれの業績を拝見すると明確な信念をもってこられて

いたのがわかる。初代は、「ワクワクする図書館」として「古地図ぶらり」や「小布施人百選」、館内ラジオ体操などの企画を生み、2代目は「本を中心にした図書館」として全国から童話を募集する「花の童話大賞」や「読む・書く・作る」ワークショップに取り組み、3代目は「デジタルに強い図書館」として各種アーカイブを手掛けていた。

しかしだ。それらがどれも上手く引き継がれておらず、何となく空中分解し、かつて積極的に関わっていた人々は離れ、交流？なにそれ？という状態に陥ってしまっていたのだ。加えて、振り回されてきたスタッフは、良い図書館にしたい想いはあっても正直疲れ果てているという由々しき事態であった。

そこでまず5年間で達成する三つのビジョン（目的地）を打ち立てた。

- ①「交流と創造を楽しむ、文化の拠点」としての原点に戻る
- ②“小布施らしい”図書館を追求する姿勢を文化にする
- ③サステナブルな経営（継承の仕組み）をつくる

私はあくまで「公募」館長なのだ。小布施にとって必要な図書館の姿を描き、それが引き継がれるために努力せねばならない。テラソを刷新するのではなく、「原点」に返す。それだけのことをしっかりやろうと決めた。

次にしたのは、それをどう5年で達成するかのミッションの言語化だ。それが下の表になる。

◆図書館の可能性を広げ、文化として引き継ぐ

兎にも角にも、まずは組織の心理的安全性をあげるところからはじまった。現場と人を知ることが最重視したため、就任後半年は企画をせず、スタッフの皆と同じようにシフトに入り、貸出返却返本をし、受入をし、装備をし、レファレンスをした。横並びで仕事をして最も良かったことは、スタッフと雑談として1 on 1 ができたことだ。どんな人で何を経験し、どんな思いで働いているかを聞かせてもらうことができた。

スタッフと信頼関係を築いて半年後、やっと書棚の一部再構築をはじめた。小布施の旬がつかめる「小布施棚」、待ち時間5分で読める「5分棚」、スタッフの積読になっている本を紹介する「積ん棚」、利用者が選ぶ一押し本の「推棚」、十進分類法ではなく意味や文脈で作られた「文脈棚」、そして365日の記念日にちなんで「365棚」。そしてこれらの棚は利用者が厚意で材料費のみで希望通りのデザインの棚・装飾を作ってくれた。

棚作りに加えてInstagramの投稿デザインの統一や、note 開設など情報発信にも力を入れた（note 記事は公式編集部に選ばれてバズり、ファンから寄付をいただく窓口にもなった）。

他にも雑談の部屋という Docs 上の掲示板もつくった。思いつきを自由に書いていく掲示板だ。最初は私しか投稿者がいなかったが、反応が返ってくるようになったのが3か月後。こんなのやってみたいと呟きが出てくるようになったのが半年後だった。「365棚」はまさに呟きから生まれたものであり、利用者と共に館内装飾を季節ごとに変

5年間の各年のミッション

	1年目 (2021)	2年目 (2022)	3年目 (2023)	4年目 (2024)	5年目 (2025)
目標	土台をつくる (人とまちを知る)	風呂敷を広げる (可能性を見せつける)	取捨選択する (MUSIとCAVの円滑化)	構造化する (持続可能モデル)	継承する (これまでを言語化する)
手段	あるものを 編集する	新しい企画に 挑戦する	企画のらしさを 磨く	情報編集力を あげる	外部も含めた 組織力をあげる
館員の 姿勢	聴く	見せる	決める	見守る	語る

える「みんなdeアート」もここから生まれた。その後も、「絵本カルタ」や「未来手紙」、「みんなのふしぎ」などのさまざまな企画がどんどん形になっていったのである。

2年目は、とにかく可能性を広げることに挑戦した（1年目に信頼関係の土台を築いたからこそ無茶が出来たと強く思う）。大きく三つ、「夜の図書館（時間帯の活用方法の拡張）」「動く図書館（コンセプトの場の拡張）」「森の図書館（館外の活用方法の拡張）」の実験をはじめたが、動く図書館について特に話したいと思う。

平たく言えば移動図書館をつくるプロジェクトだった。半年で100名を巻き込み、設計からDIYまでを町民協働で行った。プロジェクトを経て得た最大の副産物は、多世代交流の実現が出来たことだった。交流は多くの図書館で謳われているが、実は全然起きてないのではというのが私のひっそり抱いていた感想だった。企画は年代で参加者を区切るものがほとんどだし、おはなし会や上映会などは一方的になりがち。ワークショップも上手く設計しないとすぐ協働性は失われる。そんな中、このプロジェクトには連続性があり、偶発的に出会った多世代が協働し、共通体験を経て仲間になる体験を提供できた。これこそ、万人の集う図書館だからこそ出来たことではないだろうか。こういった緩やかな共同体意識が広い意味で町のレジリエンスに直結していくのだろうと思えた。

3年目、持続可能性を視野に入れたときに、2年目の気づきが活かされてきた。プログラムでないとコミュニティにはならないこと。友の会を組成するよりも好きや興味で人を括った方がコミットを期待できること。多世代が集ってこそ図書館らしさが生まれること。それらを踏まえて多世代型部活動の構想が生まれた。

「デザイン部」というクリエイティブを楽しく学び、町の事業者の欲しいクリエイティブを卒業制作としてつくる部活動。「対話部」というNVC（Non Violent Communication）をベースにした自分と人をつなげるコミュニケーションを学ぶ部活動。まずその二つが立ち上がった。4年目には更に二つ増え、「暮らし探求部（持続可能な暮らしを探索する土と農と食に関心のある人が集う部活動）」は、期ご

とのプログラムというよりも年間を通じた緩やかなコミュニティとして機能した。月に一度集まり、皆でテラスの畑を耕し、種を植え、収穫し、共に食べ、話題の映画や本を鑑賞して語り合う1日を過ごす定期イベントが生まれた。部員は総勢150人に達し、これまで荒れ放題だった庭は、町民のオープンエディブルガーデンになり、図書館の庭をコモンズにすることが実現した。おかげで、草刈りは有志が行うようになり、畑の収穫物は利用者にも喜ばれ、種はテラスの「種の図書館」に保管されまた誰かの手に渡る、という循環図が出来上がった。

もうひとつ「ライター部（仮）」もはじまった。話し手を募集するのではなく、聞き手を募集し、その人が聞いてみたいと思っていた町の人の人生史（価値観）を記録していく部活動だ。まだ生まれてたてだが、暮らし探求部のようにさまざまな人たちが集うコミュニティになっていく気がする。初代館長らが手掛けていた「小布施人百選」の系譜を継ぐものにもなったらよいと思う。

他にも、2,000人規模の本を中心とした来場者参加型イベント「物語祭」や、まちじゅう図書館の姉妹企画「まちじゅうギフトショ」、2代目館長から継いだ「花の物語」など、これまでのテラスの系譜を継ぐものは継ぎ、整理するものは整理し、新たに積み上げるものは積み上げ、と、この4年間で大方片がついたところがある。

さて、そして2025年4月。これより任期最後の1年がはじまる。当初打ち出したビジョンの「原点に戻る」は現時点では及第点。問題は、「文化をつくる（マインド・姿勢）」と「サステナブルな経営をつくる（構造の継承）」が本当に出来ているか、だ。生み出されてきたさまざまな企画やつながりが本当に「みんなのもの」になっているのか、確かめられるのはこれからである。何をしてきたのか、今どこにいるのか、これからどこに行きたいのか、それらを常に言語化しながら残り1年を仲間とともに駆け抜け、後進にしっかりとバトンを渡すまで、気を抜かず日々を過ごしていけたらと思う。

（しが ありか：小布施町立図書館）

[NDC10：013 BSH：1.図書館経営 2.小布施町立図書館]



霞が関だより

▶第258回

◎文部科学省

子供の読書活動優秀実践校・園・図書館・団体（個人）表彰を開催しました。

文部科学省では、平成14年度から国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子供が積極的に読書活動を行う意欲を高める活動について優れた実践を行っている学校・園・図書館・団体（個人）を表彰しています（園の表彰は令和6年度から）。

令和7年度の表彰式も、「子ども読書の日」（4月23日）を記念し開催した「子どもの読書活動推進フォーラム」にて行われ、式典では、優秀実践校・園・図書館・団体（個人）の代表者に表彰状が授与されました。

式典に続き、専修大学文学部教授・放送大学客員教授・公益社団法人全国学校図書館協議会理事長の野口武悟氏を迎え、『読書から「誰一人取り残さない」ために～読書バリアフリーの理論と実践～』をテーマにした特別講演が行われました。その後、被表彰者によるポスターセッションが行われました。

【被表彰者代表】

- ・優秀実践園
長浜市立長浜北幼稚園（滋賀県）
- ・優秀実践校
愛知県立瀬戸高等学校（愛知県）
- ・優秀実践図書館
岐阜市立図書館（岐阜県）
- ・優秀実践団体（個人）
公益財団法人阪本龍門文庫（奈良県）

ポスターセッション後には、各優秀実践校・園・図書館・団体（個人）に表彰状が授与されました。令和7年度は、優秀実践校136校、優秀実践園35園、優秀実践図書館43館、優秀実践団体（個人）48団体（名）の計262件が表彰されました。被表彰者の一覧は次ページのとおりで



▲子供の読書活動優秀実践校・園・図書館・団体（個人）の文部科学大臣表彰について（報道発表）

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_01485.html



▲令和7年度「子どもの読書活動推進フォーラム」ポスター

なお、「子どもの読書活動推進フォーラム」の様子は、YouTubeでアーカイブ配信（一部プログラムを除く）を行っておりますのでご覧ください。



▲令和7年度「子どもの読書活動推進フォーラム」

<https://www.niye.go.jp/services/dokusho.html>

（こちらのURLからYouTubeアーカイブ配信をご覧ください）

令和7年度子供の読書活動優秀実践校・園・図書館・団体（個人）
文部科学大臣表彰被表彰者一覧

番号	都道府県	学校・園名	図書館名	団体（個人）名
1	北海道	伊達キリスト教会学園伊達幼稚園	市立留萌図書館	岩見沢市立中央小学校図書ボランティア
		士別市立士別南小学校	帯広市図書館	にじのはし
		東川町立東川第三小学校		
		恵庭市立柏陽中学校		
2	青森県	中泊町立中里小学校	八戸市立南郷図書館	おはなしこっとな
		青森市立佃中学校		
		青森県立八戸雙学校		
3	岩手県	盛岡市立米内幼稚園	盛岡市都南図書館	図書館ボランティア 花ぐるま
		かまいしこども園		
		北上市立二子小学校		
		奥州市立水沢中学校		
4	宮城県	松島町立松島第五幼稚園	石巻市図書館	読み聞かせボランティア「おはなしほっとけーき」
		白石市白川保育園		
		大崎市立古川第四小学校		
		宮城県柴田高等学校		
5	秋田県	湯沢市立湯沢西小学校	鹿角市立花輪図書館	読み聞かせボランティアサークルおはなしの森
		能代市立東雲中学校		
		秋田県立横手城南高等学校		
6	山形県	村山市立袖崎小学校	白鷹町立図書館	読み聞かせボランティアサークルあねのね
		山形県立山形中央高等学校		
		山形県立上山明新館高等学校		
7	福島県	学校法人佐藤学園 開南幼稚園	富岡町図書館	読み聞かせ会「あね」
		矢祭町立矢祭小学校		
		郡山市立桜小学校		
		福島市立蓬萊東小学校		
8	茨城県	学校法人のびろ学園 池の川幼稚園	東海村立図書館	石のスープの会
		守谷市立松前小学校		
		桜川市立桜川中学校（4月1日から桜川市立真壁学園農業教育学校）		
		茨城県立水戸第一高等学校・茨城県立水戸第一高等学校附属中学校		
9	栃木県	社会福祉法人田原福祉会ゆりかごきッズなーとりーすくーる		絵本とおはなしの会
		下野市立国分寺東小学校		
		宇都宮市立上河内中学校		
		栃木県立益子芳星高等学校		
10	群馬県	幼保連携型認定こども園すみれものがたり	太田市立中央図書館	にじの会
		昭和村立東小学校		
		伊勢崎市立第二中学校		
		甘楽町立甘楽中学校		
11	埼玉県	鳩山町立鳩山幼稚園	志木市立柳瀬川図書館	図書館ボランティア草加
		三郷市立幸房小学校		
		上尾市立西中学校		
		埼玉県立深谷第一高等学校		
12	千葉県	グリニョック保育園	多古町立図書館	東金東小図書館ボランティア
		市川市立妙典小学校	大多喜町立大多喜図書館天賞文庫	
		鎌ヶ谷市立南部小学校		
		成田市立中台中学校		
13	東京都	認定こども園 石神井南幼稚園	東大和市立中央図書館	豊島区立図書館読み聞かせボランティア人材バンク
		学校法人帝京大学 帝京大学小学校		
		東京都北区立王子桜中学校		
		東京都立立川国際中等教育学校		
14	神奈川県	横浜市立鶴見中学校	横浜市泉図書館	おはなしもり
		秦野市立北中学校		おはなしゆめふうせん
		横浜国立大学南高等学校		ひばりの会
		川崎市立川崎高等学校・川崎市立川崎高等学校附属中学校		
15	新潟県	新発田市立御免町幼稚園		こんべいとう
		新発田市立猿橋小学校		
		新潟市立東新潟中学校		
		新潟県立加茂高等学校		

番号	都道府県	学校・園名	図書館名	団体（個人）名
16	富 山 県	富山市立杉原小学校	高岡市立中央図書館	つばきの会
		南砺市立南砺つばき学舎		
17	石 川 県	白山市立北陽小学校	金沢市立玉川こども図書館	はるかぜ文庫
		珠洲市立直小学校		
		かほく市立高松中学校		
		石川県立加賀高等学校		
18	福 井 県	幼保連携型認定こども園三谷館	坂井市立三国図書館	花の子はけっと
		美浜町立美浜中央小学校		
		坂井市立春江中学校		
		福井県立勝山高等学校		
19	山 梨 県	社会福祉法人健康会げんき夢こども園	南アルプス市立中央図書館	タンタン
		笛吹市立石和北小学校		
		富士吉田市立下吉田第二小学校		
		山梨市立山梨南中学校		
20	長 野 県	松本市立 会田中学校		ふるさとおはなしたいむ
21	岐 阜 県	白川町立白川小学校	岐阜市立図書館	
		中津川市立第一中学校		
		岐阜県立中津高等学校		
22	静 岡 県	富士市立岩松幼稚園	長泉町民図書館	図書館ボランティア「さくらんぼ」
		伊東市立大池小学校		
		藤枝市立藤枝中央小学校		
		静岡県立浜松特別支援学校		
23	愛 知 県	名古屋植田ヶ丘こども園	日進市立図書館	この本だいすきの会愛知支部
		名古屋市立ほのか小学校		津具語りの会
		新城市立鳳来寺小学校		
		愛知県立瀬戸高等学校		
24	三 重 県	四日市市立羽津中学校	亀山市立図書館	おはなし「銀の櫛」
		津市立美杉中学校		
		三重県立相可高等学校		
25	滋 賀 県	長浜市立長浜北幼稚園	多賀町立図書館	特定非営利活動法人絵本による街づくりの会
		日野町立西大路小学校		
		草津市立老上中学校		
		滋賀県立野洲高等学校		
26	京 都 府	学校法人大原野学園 大原野幼稚園	京都市中央図書館	読み聞かせボランティアグループ マザーグースの会
		宮津市立府中小学校		
		京都市立京都京北小中学校		
		京都府立洛西高等学校		
27	大 阪 府	社会福祉法人 慈生会 愛光認定こども園	箕面市立中央図書館	絵本のひろば よっといで！
		守口市立金田小学校		
28	兵 庫 県	藤井寺市立 道明寺東小学校		
		学校法人 海星女子学院 神戸海星女子学院マリマ幼稚園	多可町図書館	
		佐用町立三日月中学校		
		淡路市立岩屋中学校		
29	奈 良 県	兵庫県立有馬高等学校		
		五條市立五條小学校	奈良市立中央図書館	公益財団法人 阪本龍門文庫
		田原本町立北中学校		
		奈良教育大学附属中学校		
30	和歌山県	奈良県立奈良高等学校		
		橋本市立岡田小学校	美浜町立図書館	おはなしのひろば「コスモス」
		岩田市立上岩田小学校		
		和歌山県立新宮高等学校		
31	鳥 取 県	近畿大学附属和歌山高等学校		
		北栄町立北条こども園	岩美町立図書館	
		八頭町立八東小学校		
		日野町立日野学園		
32	島 根 県	鳥取県立苅谷高等学校		
		社会福祉法人川本福祉会 川本保育所	松江市立中央図書館	スウィートポテトの会
		大田市立川合小学校		
		松江市立第二中学校		
		島根県立益田養護学校		

番号	都道府県	学校・園名	図書館名	団体（個人）名
33	岡 山 県	鏡野町立親喜保育園	市備中央図書館（かもがわ図書館・ロマン高原かよう図書館）	倉敷ストーリーテリングを楽しむ会
		岡山市立京山中学校		
		岡山県立岡山城東高等学校		
34	広 島 県	呉市山の手保育園	北広島町図書館	なないろ
		尾道市立御調西小学校		
		東広島市立豊栄中学校		
		広島県立呉三津田高等学校		
35	山 口 県	岩国市立麻里布小学校	下関市立豊田図書館	ぬまぎ文庫
		萩市立育英小学校		
		山陽小野田市立厚陽小中学校		
		山口県立下関北高等学校		
36	徳 島 県	徳島市立立神幼稚園	北島町立図書館・創世ホール	おはなしベルの会
		美波町立由岐小学校		
		鳴門市鳴門中学校		
		徳島県立鴨島支援学校		
37	香 川 県	観音寺市立観音寺中央幼稚園	九亀市立綾歌図書館	読書ボランティア「たんぽぽ」
		学校法人 のぞみ学園 のぞみ幼稚園		
		九亀市立郡家小学校		
		高松市立浅野小学校		
38	愛 媛 県	学校法人勝愛学園 幼保連携型認定こども園	新居浜市立別子銅山記念図書館	きんこんかんのおはなしみしばい
		今治市立常盤小学校		
		愛南町立城辺中学校		
		愛媛県立宇和特別支援学校		
39	高 知 県	宿毛市立宿毛小学校		高知学習短期大学保存研究会（4月1日から高知学園短期大学保存サークル）
		高知県立高知国際高等学校		
40	福 岡 県	柳川市立中島小学校（4月1日から柳川市立やまと小学校）	久留米市立三瀬図書館	小野 紀美代
		古賀市立千鳥小学校		
		古賀市立古賀中学校		
		大野城市立御陵中学校		
41	佐 賀 県	学校法人洗心学園 サールナートこども園	嬉野市嬉野図書館	読み聞かせの会「陽だまり」
		佐賀市立勸興小学校		
		小城市立岩松小学校		
		佐賀市立金泉中学校		
42	長 崎 県	社会福祉法人 共栄福祉会 認定こども園 とんぼ保育園	諫早市立諫早図書館	よんでカビィ
		雲仙市立大正小学校		
		佐世保市立世知原中学校		
43	熊 本 県	学校法人 竜井学園 認定こども園 菊池幼稚園	合志市西合志図書館	天草おやじの会
		菊池市立泗水小学校		
		天草市立亀川小学校		
		熊本県立甲佐高等学校		
44	大 分 県	社会福祉法人同和園どうわこども園		よみ聞かせの会 おはなしどーなっつ
		別府市立山の手小学校		
		日田市立前津江中学校		
		大分県立さくらの杜高等支援学校		
45	宮 崎 県	社会福祉法人つくし会 みやこぼるこども縁	綾てるは図書館	え本よみ隊
		高千穂町立高千穂小学校		
		小林市立西小林中学校		
		宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校		
46	鹿児島県	出水市立西出水小学校附属紫翠幼稚園	始良市立中央図書館	おじやはんか入来かたいもんそ会
		出水市立江内小学校		
		出水市立野田中学校		
		県立垂水高等学校		
47	沖 縄 県	伊江村立西小学校		眞座 孝乃
		沖縄県立浦添高等学校		

表彰数：計262件（内訳）学校・園：171件、図書館：43件、団体（個人）：48件

※学校・園171件の内訳：幼稚園15、認可保育所6、認定こども園（全類型）14、小学校57、中学校37、義務教育学校5、中等教育学校等2、高等学校29、特別支援学校6

図書館員の本棚

専門図書館におけるキャリア形成と人材育成

青柳英治著

東京：勁草書房

2024. ix, 203p : 22cm

(明治大学人文科学研究所叢書)

ISBN : 978-4-326-00062-3 : ¥4,800 (税別)

NDC10 : 018

BSH : 専門図書館 ; 図書館員

本書は、長年、専門図書館の実情の把握や分析に携わり、人材育成についての研究を重ねてきた著者による、過去20年にわたる論稿をまとめたものである。

第1章で、先行研究と著者の問題意識を明らかにしたのち、第2章では、専門図書館職員が主にどういった職務を担っているかを、質問紙調査と聞き取り調査によって明らかにしている。「情報検索技術」「主題知識」「情報通信技術」といったスキルを求められながらも、組織的な研修が十分に提供されておらず、専門図書館職員の多くがOJTや個人の努力によって知識や技術を習得している実態を浮かびあがらせている。

第3章では、専門図書館職員のキャリアがどう形成されたかを聞き取りによって分析している。ここでは専門図書館で10年以上働いているベテラン19人に対して行われたインタビューが採録されているが、彼ら彼女らの語る生の声が身につまされる。「利用者にPRしちゃ駄目なんだと思いました。お金をとるとか、何かをよくするために。役員にこそ、報告しなきゃいけないとはっと気がついたんです」。「生データのままで出しても、「それで？」っていわれるんですよね。…情報の加工のやり方には、いろいろ考えてみました」「(上司から)図書館員になったと思うな、…といわれたんです。(中略)それからずっと、親機関の職員とし

て、何をすべきかということを考えて来たんです」。

インタビューは2013年に行われたものだが、私が1990年代に企業図書館で働いていたところに実際に経験したこととみごとに符合する。こんなにも皆が同じ問題に直面していたのだということにあらためて気づかされるとともに、苦汁を味わい試行錯誤を重ねながら、組織の一員としてかけがえのない存在にならんとするプロフェッショナルたちの葛藤や生きざまに共感する。

第4章は、プロフェッションの特色を技術、経済、社会の三つの側面からとらえ、特に企業内専門図書館の職員がプロフェッション性を高める方策を考察している。青柳は、専門図書館職員の知識・技術を証明できる認定資格制度の設立を提唱し、それによって能力向上だけでなく、「評価に基づく昇進」にも結び付けられる可能性に言及している。

第5章では、専門図書館における人材育成に焦点を当てている。質問紙による調査を行い、正規・非正規、機関種、スタッフ人数などが人材育成に影響を与えていることが証明される。聞き取り調査では、語られた言葉の出現頻度や関係性の分析に踏み込んでいる。

第6章では、第4章で提唱された認定資格制度の可能性がより具体的に追求されている。現行の各種認定資格を比較検討したうえで、2013年

専門図書館における キャリア形成と人材育成

青柳英治



勁草書房

から2016年まで専門図書館協議会で実際に検討された「インフォプロ制度」の詳細が明らかにされている。これは90年代に検討されたものの実現に至らなかった「情報管理専門職制度」を、15年を経て新たに発展させようと意図したものだが、事務局体制の維持運営の難しさを理由に、またしても実現が見送られたものだ。求められる姿と現実の乖離、組織的研修の必要性が常に指摘されながら、いつも果たせずに終わる専門図書館界の歴史を突き付けられる思いがする。

最終章では、本書の成果として、専門図書館職員のキャリア形成と人材育成に関連づけられたこと、経験年数に応じた変化を読み取ることができたことの二点を挙げている。

私としては本書の価値は何よりも、2010年代の専門図書館の状況をつまびらかにした点にあると考えている。何回にもわたって大規模な質問紙調査や聞き取り調査を繰り返し、キャリア形成や人材育成を中心にしながらも、専門図書館の実像を多角的に照らし出すことに成功している。

1990年代には700機関あった専門図書館協議会の正会員も、現在は300機関を割り込んだと聞く。かつての輝きを失いつつあるように見える専門図書館。10年前の実像を追うなかから、どこが分岐点だったのかをあらためて考えさせられた。

とよだきょうこ (豊田恭子：東京農業大学学術情報課程)

第15期(2025年度)日本図書館協会 認定司書名簿及び審査(報告)

2025年4月1日

日本図書館協会認定司書事業委員会・認定司書審査会



第15期日本図書館協会認定司書(更新)名簿

- 第2085号 大石 豊(千葉県立東部図書館)
 第2087号 松田 公利(和歌山県立図書館)
 第2096号 小曾川真貴(中京大学・愛知淑徳大学・南山大学, 司書養成課程・非常勤講師)
 第2097号 新 出(富谷市教育委員会図書館等複合施設開館準備室)
 第2098号 長田 由美(株式会社図書館流通センター 図書館サポート事業部)
 第2102号 草階 彩香(札幌市図書・情報館)
 第2114号 沖野 雄一(世田谷区立中央図書館)
 以上7名, 認定司書番号順, 氏名, 勤務先は申請時

第15期日本図書館協会認定司書(新規)名簿

- 第1225号 長谷川 実(富士見市立中央図書館)
 第1226号 野村富貴子(阪南市立図書館)
 第1227号 小池ひろみ(松山市立中央図書館)
 第1228号 石川 武子(文京区立小石川図書館)
 第1229号 笠松 幸(八尾市立龍華図書館)
 第1230号 北嶋 大祐(国分寺市立もとまち図書館)
 第1231号 下吹越かおる(指宿市立指宿図書館)
 第1232号 大井 亜紀(名古屋市鶴舞中央図書館)
 第1233号 小針 望(須賀川市中央図書館)
 第1234号 阿部 洋子(浜松市立東図書館)
 第1235号 道上 久恵(藤沢市湘南大庭市民図書館)
 第1236号 萩原 大介(名張市立図書館)
 第1237号 北村 智仁(東京都立図書館)
 第1238号 正木 由香(横浜市緑図書館)
 第1239号 清野 愛子(相模原市立図書館)
 以上15名, 手続き完了順, 氏名, 勤務先は申請時

第15期日本図書館協会認定司書審査会

- 秋本 敏(元ふじみ野市立図書館長)
 糸賀 雅児(認定司書審査会長, 慶應義塾大学

名誉教授, 元中央教育審議会生涯学習分科会委員)

植田 佳宏(松山大学人文学部准教授, 元広島県立図書館副館長)

大谷 康晴(認定司書事業委員会委員長, 青山学院大学教授)

呑海 沙織(筑波大学副学長・附属学校教育局教育長, 図書館情報メディア系教授)

鎌水三千男(元千葉県総務部政策法務課政策法務室長)

肩書きは第15期第2回審査会開催時

はじめに

認定司書は, “司書の専門性の向上に不可欠な実務経験並びに実践的知識及び技能を継続的に修得し公立図書館及び私立図書館の経営の中核を担いとうと司書として認定する者に対し付与するもの”(認定司書事業委員会規程第2条2項)である。その審査は, 認定司書事業委員会のもとに設置された認定司書審査会が行っている(同規程第7条)。

第15期認定司書の審査の結果として, 左の名簿に掲げる更新として7名, 新規として15名を認定したので, 経過と結果を報告するものである。

1. 認定司書審査会の構成と確認事項

認定司書審査会は, 左に掲げた6名で構成されている。審査会委員の任期は2年であり, 現在2年目であるので, 第14期と同一の構成である。

2024年7月27日に第15期審査会第1回会議がオンライン会議で開催された(出席5名)。第1回審査会では審議の結果, 事業スケジュールおよび申請書類の書式を確認した。

2. 申請書類の受付

申請書類の受付は2024年11月1日から11月30日までを期間とし、インターネット経由による電子申請によるものとした。受付数は認定更新申請者9名（第14期より1名減）、新規申請者16名（5名減）であり申請者は25名である。

新規申請者（今回書類提出に至らなかった者が1名あるので、以下15名について説明）の勤務地（表1）で見ると、第14期から2期連続すべての地域から申請が行われていた。

なお、第15期で延べ299名の申請であったので、毎年20名程度の申請が行われていることになる。今後も多くの地域からさらなる申請を期待したい。

表1 申請者の勤務地

地 域	第15期	第14期まで	合 計
北海道・東北	1	23	24
関東	4	60	64
東京	3	48	51
東海・北陸	3	53	56
近畿	2	49	51
中国・四国	1	22	23
九州・沖縄	1	29	30
合計	15	284	299

*表1～表3は新規認定司書およびその申請者を対象としている（更新は含まない）

3. 認定審査

第2回審査会は、2025年1月11日に日図協会館で開催された。審査会委員6名全員が審査に参加した。

審査では、申請者1名に対し、審査会委員6名の中からランダムに3名を審査担当に割り当ててその合議による審査となっている。割り当てられた審査担当は個別に申請書類を確認しながら、認定要件を充足しているか慎重に判定する。そして、個別による審査の終了後、それぞれの判定を開示して、判定が分かれたり、認定に疑義があるとされたりした申請者に対して改めて委員全員の前で合議して判定している。

認定司書審査会の結果を認定司書事業委員会も了承して、更新7名、新規15名の合計22名を認定司書候補者として理事会に諮ることとなった。

4. 認定司書の確定

1月下旬に審査結果通知後、認定料納付等の手続きが完了していることを確認の上、2月20日に開催された2024年度第4回理事会において22名が認定司書として承認された。認定の有効期間は2025年4月1日から2035年3月31日までの10年間となる。

5. 異議申し立て

審査結果については、結果通知受理から30日以内の異議申し立てが認められているが、今期の異議申し立てはなかった。

6. 認定司書のプロフィール

第14期で、47都道府県のすべてで過去1名以上認定司書が誕生した。「過去1名以上」と書いたのは、認定証の有効期限が10年であることや認定司書の所属が変わることによる変更があるからである。いつでもすべての都道府県に認定司書がいるような状況になるよう制度の普及に努めたい。

さて、第15期の申請者に対する認定者の割合（認定率）は新規認定が16名申請で15名認定、認定更新が9名申請で7名認定であったので、前者は94%、後者は78%となっている。

第15期に新規に認定された認定司書の経歴全体を通じて主たる勤務先で整理したのが表2である。都道府県立図書館勤務が1名であり、残り14名はすべて市区立図書館勤務である。町村立図書館勤務の認定は第12期まで遡る必要がある。

表2 認定司書の主たる勤務図書館

館種	都道府県	市区立	町村立	その他	合計
人数	1	14	0	0	15

また申請時の年齢については表3となる。50代が最多であり、平均年齢は50.1歳とここ数年では一番高齢となっている。

表3 認定司書の年齢構成

年代	30代	40代	50代	60代以上	合計
人数	3	4	7	1	15

7. オリジナル論文について

第15期で、申請時に新規に作成した未発表の著作（オリジナル論文）を提出した申請者は新規・認定更新合わせて16名で、うち15名が認定されている。例年同様認定者のオリジナル論文のテーマは多様なものが選択されている。「セレンディピティが生まれる課題“提案”型図書館」「超高齢社会に公共図書館はどのような役割を果たすべきか」「場所として居心地の良い図書館とは何か」「子どもサービスの視点から電子書籍サービスについて考える」これらの著作は審査委員の評価も高かった。他にも「どうすれば学校図書館の読書教育が進むのか」「自治体の行政・財政の変化に応じ、安定的な児童サービスをどう保障すればよいか」「学校図書館との連携・協力を深めるために公共図書館ができることは何か」等をテーマとした著作が提出されている。

なお、近年オリジナル論文で力作が目立つようになってきている。8,000字という分量が制約であるという声もある中で、重厚な著作が提出されて大変喜ばしいことである。しかし、一方で他の要件の精査、全体での協議の必要性を考えると、扱える分量に限界があるのも事実である。このため、第16期もしくは第17期からは、著作の分量の上限について明示する予定である。図書館関連の論文誌の上限が一つの目安となるので、これから応募される方は、この点についてもご留意いただくようお願いしたい。

8. 最後に

第15期審査においても申請者が充足していないと判定された要件は著作であった。著作が認定要件であるのは、申請者が「図書館経営の中核を担う者」としての見識を有しているのかをみるためである。単なる事例紹介では対象事例の説明に留まる以上、その判断ができない。そして、これは、事例を整理した文章においても同様である。

この場合には、整理した結果を踏まえた上で表明される申請者の見識が重要である。なお、「公開」については、媒体や形態の一切を問わないことにした。

次に、主たる勤務経験が町村立図書館である方がこれまで認定されることが少なかった点について指摘したい。町村立図書館は、小規模になりやすく、研修受講のための負担が大きい。この部分については、オンラインによる研修実施が増えており、すでに相当の対応がされていると思うが、研修受講のための一層の配慮を研修主催側をお願いしたい。

最後に、申請者数を分母、認定者数を分子とする認定率についてである。新規申請者の認定率は年によって変動するがおおよそ8割である。認定更新の推移は表4に示す。通算の認定率は新規の場合とほぼ同じであるが、一度認定されたことを考えると、やや低いように思われる。認定更新の審査で不足とされる要件はほぼ著作であるので、著作に関する上記内容を改めてご確認の上、更新に臨んでいただきたい。

表4 認定更新の認定率の推移

期数	6期	9期	10期	11期	12期
認定率 (%)	100	100	100	75	67
期数	13期	14期	15期	通算	
認定率 (%)	100	60	78	79	

第5期認定司書の認定証有効期間は2025年3月31日までであり、第15期までに更新手続きを完了しないと失効することとなる。ただ、認定証の有効期間は満了しているが、更新に関する特例措置により第1期から第5期認定司書の認定更新の申請は、いずれも2026年11月申請受付予定の審査まで可能となっているので、ぜひご検討いただきたい。

[NDC10:013.1 BSH:1.図書館員 2.日本図書館協会]

認定司書の皆さまへ

- ・ご所属（勤務先）、ご連絡先、認定司書名簿公開の関心領域の変更がありましたら、認定司書事業委員会まで、ご連絡ください。
- ・認定司書ロゴマークの「名刺用シール」の追加をご希望の方は、JLA 認定司書事業委員会ウェブサイト (<https://www.jla.or.jp/nintei>) をご覧ください。

問合せ・連絡先 認定司書事業委員会 nintei@jla.or.jp

れふあれんす

三題噺

連載その三百二十

公益財団法人矯正協会
矯正図書館の巻

多彩な調査資源で 司書の好奇心も刺激するレファレンス



平松智子・滝澤佳代子

公益財団法人矯正協会矯正図書館は、犯罪者・非行少年の処遇や更生支援、犯罪の予防などに関わる分野を中心とした、国内唯一の刑事政策・矯正の専門図書館です。図書・雑誌のほか、江戸期・明治期の古文書・絵図や写真・捕具類など貴重な資料を所蔵しており、データベースは刑事政策関係において他に類を見ない充実を誇っています。矯正やその周辺分野の実務者や研究者、学生から多くのレファレンスが寄せられています。

その1

刑務所で受刑者に「軍隊式行進」をさせるようになったのは、いつ頃か（所蔵資料）

「軍隊式行進」とは、刑務所の受刑者が集団で移動する際、刑務官の「イッチニイ、イッチニイ」といった号令に合わせて決められた手足の動きをすることです。現在は、受刑者の処遇改善や人権尊重の観点から行われていません。

質問者は、この行進がいつ、どのような経緯で始まったのかを知りたいとのことで、法務省に問い合わせても明確な回答は得られなかったとのことでした。

そこで、まずOPACで「軍隊式行進」を検索しましたが該当するものはなかったため、代わりに「行進」というキーワードで再検索しました。その結果、『戸外運動並二軍歌合唱行進ニ対スル収容者ノ感想録』（司法省刑務局1937）という資料が見つかりました。

この資料は、全国の矯正施設で軍歌を歌いながら行進することを実施したことについて、収容者がどのように感じたかを、昭和12（1937）年にまとめたものでした。この試みが多くの収容者にとって初めての経験であったことがうかがえます。また一部の感想文には、明治時代にはもっと厳しい軍事教練を行っていた刑務所も在ったと記されていました。

他に「行進」に関する資料は見つからなかったため、この感想録が作成された背景を探るべく、全国の刑務所長が参集する会議の議事録である『刑務所長会同議事速記』の昭和11（1936）年分を調査しました。その結果、ある所長が「受刑者は厳格なる規律の下に軍隊的訓練を施

し」と発言していた記録を確認することができました。

残念ながら、これ以上の資料は見つからず、相談者には上記2点の資料を提供するにとどまりましたが、このときの所長会同が、国の刑務所で軍隊式行進を行うきっかけになった可能性が高いと推測されました。

刑務所で行われる取り組みのうち法令以外で決定される事項については、法務省や各刑務所などの施設で作成された資料が重要な手がかりとなります。そうした資料を、矯正協会が百年以上にわたって蓄積・保管してきたことが、今回の調査に役立ったのはとても嬉しいことです。



その2

少年院で行われているカウンセリングのときに利用する書式はどのようなものか（レフェラルサービス）

Webの問い合わせフォームで届いた「昭和60年代に少年院のカウンセリング記録が、どういった書式（形式）で書かれているのかを知りたい」という質問です。ご自身でインターネットや公立図書館で調べたのですが見つからず、当館にもかつて来館し調査してみたが見つけれなかったため、あらためてレファレンスサービスを利用したとのことでした。

まず質問内容について、カウンセリングと一概に言っても、どのようなカウンセリングのことか。出院後の就

職や進路について？資格取得について？家族や友人のこと？また少年に対するカウンセリングを行う人物は少年院の教官なのか、篤志面接委員の方なのか、教誨師の方なのか等と考えながら、国の施設である少年院の運営の基本は法令に定められていることから、「法務省が発出した法律、訓令、通達をまとめた『矯正実務六法』に、少年院関係の多くの法令に基づく書式類が掲載されているので、実際にご覧いただくと、イメージされている書式が見つかるかもしれません」と回答しました。

後日、紹介した資料を確認するため質問者が来館されたので、詳しく質問の趣旨を聞いてみたところ、「ドラマ制作で、心理カウンセリングの記録を見るところというシーンがあり、その記録がどんな書式で作られているか知りたい」とのことでした。

まずは、先般紹介した『矯正実務六法』（東京法令出版 2001年 加除式資料）の、少年院が生徒の指導で使用する文書様式が掲載されている箇所を提示しました。さらに、当館と同じ建物内に所在する公益財団法人矯正協会矯正研究部の研究員が少年院全般について専門の知識を持っているので、レファラルサービスとして調査を引き継ぎました。

質問者は、研究員から少年院での心理系カウンセリングの内容、使用する文書についての書式や取扱等について詳しく確認した後、希望した年代のものではありませんでしたが『矯正実務六法』に掲載されている少年簿類の様式の複写を行い、一連のサービスが終了しました。

当館にはドラマや映画制作、歴史系の番組等で使用する素材などの問い合わせが多く寄せられますが、その一例をご紹介します。

その3

矯正図書館のホームページに紹介されている文鎮の言葉の作者が知りたい（ネット調査）

当館の公式サイトトップページで銅製文鎮を掲載していますが、この史料は昭和11年に横浜刑務所落成式の記念品として配られた銅製文鎮です。記念品に添付された解説書には次のように書かれています。

「（前略）…本記念品には刑務所の拘禁目的を象徴して舊時代の監獄に用ひられたる鐵鎖、（鉄）を掲げ、之の改善目的を象徴して、十六世紀末のアムステルダム懲治場の表門を示せるものなり。…（後略）」

オランダのアムステルダム懲治場は、自由の拘束と労働をもって犯罪者の改善更生を図ろうとする近代的自由刑の起源とされています。昭和11年の日本でも、刑務所は刑罰を科するだけでなく、犯罪者を更生する場でもあるという考えがあったことを、この文鎮は表しています。

さて、質問についてですが、この言葉はアムステルダム女子懲治場（Spinhuis）の表門に刻まれ、現在史跡として残されています。まず、インターネットで「Spinhuis」¹⁾で検索するとすぐにさまざまな情報を得ることができました。そのうちのWikipediaのサイトで、詩人ピーテル・コルネリスゾーン・ホフト（Pieter Corneliszoon Hooft、

1581-1647）という人物が作者で、言葉はラテン語で「罰」を意味する「Castigatio」というタイトルの詩²⁾であることが分かりました。

実はこの言葉について、表門と文鎮のオランダ語の綴りは微妙に異なっています。これについて、当館で所蔵する資料で分かることがないか引き続き調査しました。文鎮制作時の横浜刑務所長は東邦彦という人物です。重松一義『東邦彦の行刑思想』（プレス東京 1973）p.24で文鎮とSpinhuisについての説明があり、出典が記されています。当館で所蔵している出典元の資料を確認してみましたが、オランダ語の記述は見つかりませんでした。しかし出典元と原著者であるドイツ人の法学者Robert von Hippel『Die Entstehung der modernen Freiheitsstrafe und des Erziehungs-Strafvollzugs』（近代の自由刑と育成的行刑法の起源）（Frommannschen Buchhandlung 1932）p.21に、Spinhuisの表門の言葉として紹介されているオランダ語の綴りが、文鎮と同一の綴りであることが確認されました。文鎮はこの綴りにあわせて記されたと考えられます。

レファレンスを通じて所蔵資料についての知識を深めることができた事例でした。これらの調査を基に当館の公式サイトで文鎮について説明しているページを作成しました。お時間がありましたらご覧ください。



https://note.com/jca_library/n/neceaa34a99ea?sub_rt=share_pw

（トップページの文珍の画像をクリックしてもつながります）

■「レファレンス協同データベース」矯正図書館

https://crd.ndl.go.jp/reference/detail?page=pro_view&id=4200007

■注

- 1) [https://nl.wikipedia.org/wiki/Spinhuis_\(Amsterdam\)](https://nl.wikipedia.org/wiki/Spinhuis_(Amsterdam))（最終アクセス日：2025年2月17日）
- 2) https://upload.wikimedia.org/wikipedia/commons/1/11/Gedichten_van_P.C._Hooft_%28IA_gedichtenvanpcho01stoe%29.pdf（最終アクセス日：2025年2月17日）

（ひらまつ ともこ、たきざわ かよこ）

公益財団法人矯正協会矯正図書館

[NDC10:015.2 BSH:レファレンス ワーク]



お宝紹介!

第247回
九州産業大学図書館

「引き札」の紹介

宮丸由美子

1. はじめに

九州産業大学は、1960年に「九州商科大学」として発足しました。その後、1963年に「九州産業大学」に改称され、文系・理工学系・芸術系の9学部21学科、大学院5研究科を有する学生約10,500人の総合大学です。福岡の中心博多駅から普通電車で約15分という好立地にあります。

現在の図書館は1978年に開館したもので、約80万冊を所蔵しています。

本学は、産業界・地域社会との結びつきに重点を置いていることから、図書館では郷土資料を収集することを収書方針に掲げ、九州・沖縄地方、山口県の自治体資料を収集し、明治時代から大正時代にかけて配られた「引き札」等をデジタルアーカイブ化し、ジャパンサーチにも連携しています。

2. 「引き札」について

「引き札」とは、江戸時代から大正時代にかけての広告です。商品名、店名、住所などが書かれており当時の地域産業を知ることができます。また、図柄には、洋風化の様子など世相を映す絵柄も多く見られます。



◀ 諸綿製造販賣并二
諸品注文取次商
秋成末松 福岡
26×38cm

明治から大正期にかけて毎年各商店は、正月になると「引き札」を持って年始の挨拶に回っていたことから「正月用引き札」と言われるものも登場しました。描かれた絵柄は縁起物といわれるお



▲ 御蠟燭製造所并二 贅附朱晒掛は注文次第 小山田本店
福岡 1901年 27×39cm 「応挙」の雅号あり



◀ 呉服綿糸并二 阿ら
物商
高田利助 福岡
32×48cm



◀ 瀛船回漕元問屋
川口屋支店 福岡
38×54cm



◀ 岩田屋呉服店
福岡 26×38cm

めでたい鶴亀・鯛や恵比寿・大黒などの福の神、松竹梅や人物では、二宮金次郎、昔話では浦島太郎なども登場します。下絵を描いた画家には、浮

世絵師や日本画家などがいます。

本学は、特に地域性を重視して、福岡県に特化した180余点を所蔵しています。

3. 一枚暦（広告暦）

一枚暦を正月に配布するという習慣もありました。



▲生魚仲買并二乾物卸小賣
久原屋作太郎 福岡
[1913] 54×39cm



▲米穀仲買材木商
林磯吉 福岡
[1912] 54×39cm

一枚刷りの簡単な暦は、引き札として販売され評判がよかったようです。

4. 売薬の引き札

売薬の引き札は、江戸時代から盛んでした。薬の説明があるものは、長文のものが多く作られました。



◀家傳一方いやなが目薬
久野氏 福岡
38×52cm



◀左：本家正明膏御めく寿り
調査取次所 福岡
69×25cm
右：正明膏須恵[目]薬
須原春陽堂 福岡
70×26cm

本学では、他の収蔵コレクションでは見いだせない筑前国糟屋郡須恵町「須恵目薬」の「引き札」9点を所蔵しています。中でも江戸時代須恵の眼

科医の祖と言われる高場順世（たかばじゅんせい）の秘伝創薬とされ、幕末から昭和20年代まで盛んに作られた目薬「正明膏（しょうめいこう）」の引き札が5種も含まれていることは稀有なことと思われる。

須恵の「正明膏」は、全国で高い評価を受けており、江戸時代には、京都・江戸・大阪など全国から多くの患者が治療に訪れました。そのため須恵では「民宿」が発達し、眼療宿場としてにぎわいました。

5. 立体の引き札

本学が所蔵する引き札の中で店名や商品名がない見本帖があります。その中でもたいへん珍しいものとしては「立体の引き札」があり、本学では3点を所蔵しています。実際に商品化されたのかどうかは、確認できていません。



6. おわりに

引き札展示を開催した際に、ご子孫の方からご連絡をいただくことができました。今後も郷土資料保存や公開を行っていく予定であります。

■九州産業大学図書館ギャラリーページ

<https://libwww2.kyusan-u.ac.jp/archive/>

■参考文献

- ・「須恵の眼科医①」『広報すえ』
<https://www.town.sue.fukuoka.jp/material/files/group/12/1122.pdf>
 - ・須恵町誌編集委員会（1983）『須恵町誌』（須恵町役場）
 - ・増田太次郎（1976）『引札絵びら錦絵広告』（誠文堂新光社）
（みやまる ゆみこ：九州産業大学図書館）
- [NDC10：090 BSH：1. 図書館資料 2. 九州産業大学図書館]

無印良品と多摩市立中央図書館による SDGs 関連イベントの取り組みについて

米山 薫

1. はじめに

多摩市は、東京都の多摩地域の南部に位置し、人口は約14万8000人、隣接市には、八王子市、日野市、町田市、稲城市、府中市、川崎市がある。

多摩市では、2019年度に第五次総合計画第3期基本計画においてSDGsの目標を達成するための取り組みを掲げ進めてきた。また2023年に策定した第六次総合計画でも、2030年のSDGsの達成に向けてさらに取り組んでいく必要があるとしている。図書館でも、総合計画を踏まえ、庁内各課と連携した企画展示を行う際には、テーマごとに可能な限りテーマ内容と合致する目標を表示し、市民への啓発に努めてきた。

また多摩市立中央図書館（以下、「中央図書館」）では2023年の開館を機に、無印良品ココリア多摩センター（以下、「無印良品」）と連携した、SDGs関連イベントを実施している。本稿では、この取り組みの経緯や概要、成果等について紹介する。

2. 無印良品との連携に至る経緯

2023年7月1日に開館した中央図書館は、京王線や小田急線、多摩都市モノレールの駅である多摩センター駅から徒歩7分の所に立地している。近隣には文化施設であるパルテノン多摩、多摩中央公園があるほか、商業施設があり、多摩センター地区の活性化の役割も期待されている。そのような中、2023年8月にココリア多摩センターに店舗を構えリニューアル工事中だった無印良品の

当時の店長が中央図書館に来館された。リニューアルオープン後は、地域情報の発信など地域との連携に力を入れていきたいとお話しされ、図書館とも連携できないかとの相談をうけた。図書館としても、多摩センター地区の活性化につながる機会となることや図書館以外の場所でのPRを考えていたこともあり連携の方法を検討することになった。それぞれが取り組んでいる共通のテーマを検討した結果、SDGsの啓発をテーマにしたイベントを開催することになり、2023年度に2回、2024年度に1回開催した。

3. 取り組みの概要と成果

(1) SDGsについて考えるイベントを無印良品の店舗で実施

2024年1月に、「無印良品×中央図書館連携イベント 考えてみよう！SDGs」を無印良品の店舗内で実施した。無印良品と初めての連携イベントのため、双方で実施場所を検討し、図書館に来ない方にも広くPRでき、人の往来も多く集客が期待できる、無印良品の店舗内でイベントを実施することとした。イベントの内容は、無印良品が取り組んでいるSDGsの目標の一つである「目標12 つくる責任 つかう責任」をテーマにすることとした。

当日は、図書館職員が目標に関連した絵本『おじいちゃんのコート』¹⁾の読み聞かせやSDGsについての本の紹介、無印良品店員による無印良品が

取り組んでいる目標に関連する取り組みについて具体的な商品を例にあげながら紹介する30分程度のプログラムを実施した。また図書館からSDGsに関連する本を会場に持ち込み、店舗内で自由に読めるようにした。会場は、午後1時からの回は、親子連れをターゲットに「子ども展示コーナー」で実施したが、思うように参加者が集まらなかったため、午後3時からの回は人の往来が多い、エスカレータ入口正面のスペースで実施した。絵本の読み聞かせをしているときに親子連れが立ち止まって聞いてくれている様子もみられ、参加者数は1時からが6人、3時から11人が参加した。

ただ本の紹介では、絵も少ないため小さい子どもは飽きてしまう様子が見られ、小さい子どもも集中して聞けるよう紙芝居形式にするなどの工夫が必要であることがわかった。また店内はBGMが流れ、人が往来する騒がしい環境など、子どもが集中しにくく、また想定していたような集客はできなかった。

(2) SDGsについて知り、リユース体験ができるイベントを中央図書館内で実施

2024年1月に開催したイベントの第2弾として同年3月に「SDGsってなに? ~使わなくなった靴下でうさぎを作ろう!~」を中央図書館2階のサテライトカウンター前で実施した。

無印良品の店舗内で実施した際は、買い物などの目的で来店した方にイベントに参加してもらうことを想定していたが実際には難しかったこともあり、3月は中央図書館を会場に変更した。中央図書館の2階は、おしゃべりができる「広場系フロア」として位置づけており多くのイベントを開催していること、またサテライトカウンター前は、オープンスペースでもあるため、来館した方の目につきやすく、ふらっと来た方も参加もしやすい場所となっていることや、親子連れでの来館者を引き込みやすいのではと想定した。また開催日時も隣接する多摩中央公園のイベント「パークライフショー」と日程を合わせることで、多く来館者

が見込まれ、参加者も確保しやすいと考えた。

プログラムについても前回の反省を踏まえ、SDGsの説明を図書館・無印良品ともスライドやクイズ形式、現物展示など、わかりやすくなるよう工夫した。また無印良品側から他店舗で実施していた不要になった靴下を使った簡単な工作の実施について提案があり、プログラムに加えることとした。また読み聞かせする絵本もSDGsの目標に関連した絵本に加え、工作でつくるうさぎのぬいぐるみに関連した絵本『ぬいぐるみのミュー』²⁾を追加するなどプログラムに統一感をもたせた。

当日の参加者は、読み聞かせの参加者25人、工作の参加者が35人と多くの方に参加してもらうことができた。工作で使用する靴下については、広報であらかじめ使わなくなった靴下を持参するように呼び掛けるとともに、無印良品でも使わない靴下を準備していただき、持参されない方にも対応できるようにした。結果としては、実際に持参された方は1人と少なく、当日イベントを知って参加された方がほとんどであったが、無印良品側で準備していただいた靴下を使い小さいお子さんも楽しく参加されていた。



写真1. 絵本の読み聞かせの様子 (2024年)

2024年3月のイベントが好評だったことから、2025年2月にも、無印良品と連携し、中央図書館の同じサテライトカウンター前で開催した。プログラム内容は、前回の図書館で実施したものとほぼ同じ内容としたが、無印良品の取り組み内容については少し変更を加えた。2023年は古着のリサイクル、リユース事業に重点を置いて説明をして



写真2. 無印良品の取り組みの説明の様子 (2025年)

いただいたが、ココリア多摩センター店でリユース商品を扱わなくなったことから、「目標12 つかう責任、つくる責任」にあたる取り組みだけでなく、「目標14 海の豊かさを守ろう」につながるプラスチック製品の回収やリサイクルなどの取り組みについてなど幅広く紹介していただいた。

当日は、前年度のように同日に他のイベント開催はなかったが、図書館館内だけでなく、同じ公園内にある市の文化施設パルテノン多摩にある小さい子ども向けの遊具があるフロア「こどもひろばOLIVE」にいる親子連れにも声かけをした効果もあり、イベントの開始直後から33人と多くの方の参加があった。未就学の小さい子どもが多かったが、最後の工作まで熱心に参加してもらえた。

4. おわりに

SDGsをテーマにした本取り組みは、無印良品という隣接する施設に店舗がある企業と連携したイベントとして実施することにより、読み聞かせやブックトーク、テーマ展示といった本の情報だけでなく、企業の取り組み事例を紹介することで、家庭での取り組みだけでなく、より広い視点でのSDGsの取り組みを啓発することができた。また靴下を使った工作は、小さな子どもでも保護者と一緒に参加ができる簡単なリユース体験であるため、SDGsの啓発だけでなく、ものを作る喜びを知るときっかけにもなったと考えている。



写真3. うさぎのぬいぐるみ工作の様子 (2025年)

無印良品
ココリア多摩センター

×

多摩市立中央図書館
TAMA CITY CENTRAL LIBRARY

SDGsってなに？

～使わなくなった靴下でうさぎを作ろう！～

2025.2.22(土) 14:00~15:30

無印良品ココリア多摩センターとの連携イベント第3弾！
靴下でうさぎを作って、SDGsについて学ぼう！

対象：読み聞かせ 小学生/工作 どなたでも
※小学3年生以下は保護者同伴

持ち物：使わなくなった靴下(片足)
※お持ちでない方はこちらでご用意します
※お持ちでない靴下でも可

定員：16名
申込：不要(当日会場にお集まりください)

場所：多摩市立中央図書館
2階 サテライトカウンター

内容：SDGsに関する
絵本の読み聞かせ
無印良品で行っている
SDGsの取組紹介
使わなくなった
靴下でうさぎの工作

※お問い合わせ先
多摩市立中央図書館 企画課 企画係 1F TEL 042-375-7955 / 無印良品 ココリア多摩センター TEL 042-355-7830

写真4. イベントちらし

注

※読み聞かせした絵本

- 1) 『おじいちゃんのコート』 ジム・エイルズワース文/バーバラ・マクリントック絵/福本友美子訳 ほるぶ社
- 2) 『ぬいぐるみのミュージー』 いもとようこ 講談社
(よねやま かおる：多摩市立中央図書館)
[NDC10：016.2136 BSH：多摩市立中央図書館]

【報告】児童青少年委員会オンラインセミナー 「若者は読書しないのか!? 中高生世代の読書実態と公共図書館担当者に期待すること」

JLA児童青少年委員会

2025年2月3日(月)児童青少年委員会は、オンラインセミナー「若者は読書しないのか!? 中高生世代の読書実態と公共図書館担当者に期待すること」(講師:飯田一史氏 当日参加人数:55人)を開催した。講師の飯田氏は、2023年に話題となった『若者の読書離れ』というウソ』(平凡社)等の著書がある。今回は同書をもとにしつつ、新しいデータや考察をふんだんに加えていただき、前半では10代の読書実態と海外の図書館の取り組み事例を、後半では10代の読書傾向とよく読まれる本の特徴、そして質疑応答という構成で進めていただいた。概要を紹介したい。

まずは、種々の統計をもとに読書量、読書時間、不読率等の観点から各年代の「本離れ」、「読書と図書館」等について語られた。読書量については、小学生は過去最大、中学生はおおむね上昇傾向、高校生はほぼ横ばい、大学生は全体の平均読書時間は横ばいという状況である。大学生の状況に関しては、全入時代を背景として学生の二極化が進み、読書する学生とそうでない学生の差が進んだ結果ではないか、という分析だった。高校生以上の年代では読書量の年齢差があまりなく、かつ、この層の書籍不読率は読書世論調査の開始以来、多少の変動はあるものの、おおむね5割前後で推移している。高校生も大人もさして読書量に変わりはなく、そして時代による変動幅も小さいにも関わらず、報道等では「本離れ」という記事をよく見る。それは、報道や出版に携わる側は「本を

よく読む層」(全人口の数%という少数派)であり、その視点からの一方的な見方に過ぎない、また、「本が売れない=本が読まれない」という単純化ではないか、という指摘は説得力があった。

小学生の読解力や学力が低下していることも読書量とからめてよく取りざたされるが、経年では比較できないとあらかじめ断り書きのある「全国学力・学習状況調査」を経年で比較する記事があることや、PISAでの「読解リテラシー」(知識の「習得」や生活や仕事での「活用」を想定)と日本の「読書力」を同一視する分析の危うさについても指摘があった。2015年PISAの「読解リテラシー」テストで日本の順位低下がメディアで大きく取りあげられたが、日本の子どもがデジタル機器の操作に不慣れであったこと、GIGAスクール導入後は順位が回復していることなども語られた。スマホ普及で活字離れが進んだのではないか、という説もよく見られるが、2022年のベネッセ教育総合研究所の調査では、スクリーンタイムの増加と比して読書時間の低下はさしてなく、相関性が低いとのこと。

2024年の「朝読」実施率は小学校82%、中学校81%、高校42%に及ぶ。学校で半強制的に読むことの影響力はこの上なく大きく、90年代以降の小・中学生の読書のめざましい普及に寄与したと言える。では、高校以上の読書量はなぜ増えないのかについては、「年齢が低いほど環境(外部)の影響が大きい」が、年齢があがるほど遺伝の影響が

大きくなる。幼いころの読書習慣と読書量は相関性が高いが、高校以上になるとそれほどでもなくなる＝幼少期の読みかき頻度と読書量の関係は年齢が上がると薄れる」ということを『読書効果の科学』¹⁾を引用しながら話された。逆に言うと、中学生までへの読書活動推進は「打てば響く」、「読んだ本、思い出はムダにはならない」という講師の言葉には救われた思いだった。高校生になったら本人のやる気や適性に合ったことにより多くの時間を使えば良く、少し読書したり、たまに図書館へ行く高校生を前提とした広報や館内の案内等を心掛けてはどうかという提案もあった。

海外（イギリス、アメリカ、スペイン、イタリア、韓国等）の調査事例も紹介があり、若者が図書館を魅力的と感じる要素として、施設が新しくきれいであること、自分の世代向けと感じること、目的がなくてもよい場所であること、無料であること、身近な存在である司書がいること、じっくりと本を手にとってみられること等が挙げられた。

この世代は「待てない」世代であるとも言え、資料については、すぐにアクセスできるという点で電子書籍やオーディオブックの利用、字を読むことが苦手な子どもに向けたイベント（朗読等）の工夫、マンガ資料など、多様なメニューを用意してあげることの大切さも挙げられた。電子書籍のメリットとしては、性や恋愛などセンシティブなものなど、自分が借りている本を他の人に見られたくない、という点でも意味があるのではとのことだった。また、いまや子どものマンガの読書率は書籍よりも低くなっているが、絵を助けに内容の理解が進む子どもも多く存在することが想定される中、中学生以上を対象とするさし絵の多い図書の出版は少ないため、読書から疎外される子どもも多くいるのではないか、という指摘もあった。

事前アンケートからの「マンガを図書館でどう扱えばよいか？」という質問については、予算の制約上、「学習要素があるか、評価が定まっていて巻数が比較的少ない作品中心の選書」にならざる

を得ないだろうとのこと。また、「マンガから文字の本にどう導けばよいか？」という質問には、入り口になる本として2ジャンルが挙げられた。

①ノベライズもの（ex.『星のカービィ』、『Minecraft』、『ONE PIECE』、『名探偵コナン』、『ジョジョの奇妙な冒険』、『ブルーロック』、『ハイキュー!!』、アニメの新海誠監督作品のノベライズ版等）

②文字が非常に少ない短編集（ex.『すべての恋が終わるとしても』、『5秒後に意外な結末』、『54字の物語』等）。

映像化される人気の小説はマンガ版も出版されることが多いので、小説版とマンガ版を両方置いてみるのもよい、ジェンダーやセクシュアリティ、精神疾患、貧困、DV、いじめなど個人や家庭のセンシティブな題材、悩みを扱ったエッセイコミックも需要があると思うとのことだった。

まとめとして、人間の多様性に合わせた多様な読書・資料提供が必要であること、また、図書館の設置理念から考えると、本は図書館が提供する“手段”の一つであり、図書館を自習で利用することもまた目的に沿っているのではないか、ということ、また、日本の「読書」は「書」を「読む」前提だが、PISAのReading Literacyでは生きていく上で必要なすべてのReadingスキル（絵や図表付き記事、書類、ウェブ、複数資料の参照等々）を問うており、図書館も多様な人の多様な目的・欲求に応じたReadingの資料が提供される教育施設としてのあるべき姿があること、そのための学校・公共図書館の連携（情報共有、棲み分け、機能分担等）とともに、「調べ方」を教える機会の必要性についても言及した上でしめくくられた。

後半は10代の読書傾向とよく読まれる本の特徴について語られた。「よく読まれる本」を知る2大ツールとして

①全国学校図書館協議会『学校図書館』毎年11月号掲載「学校読書調査」結果

②トーハン「朝の読書」サイト²⁾

が挙げられた。これらに見られる小中高生のよく

読む本については、普遍性と時代性の二つの要素に分けて論じられた。普遍性については、思春期に不変の「情動、衝動が激しい」、「人に言えない悩み」、「大人に疑問や不満→自立していく」という特徴を踏まえた3大ニーズとして、

- ①正負両方の感情に訴える（泣ける、こわい、ときめく、笑える、エモい、スカッとする）
- ②わかりやすい（読む前から得られる感情がわかる、語彙平易、描写少ない、筋が単純）
- ③10代の自意識、不満、反抗心、本音に寄り添う内容とともに、ニーズを満たすための五つの「型」である、
 - ①余命もの、死者との再会・交流
 - ②自意識+どんでん返し+真情爆発
 - ③デスゲーム、サバイバル、脱出ゲーム
 - ④子どもが大人に勝つ
 - ⑤コメディ、ユーモアミステリー

が挙げられた。一方、最近の子どもたちに特徴的な「人それぞれだから踏み込まない」、「深い事情を言わないし、訊かない」という人間関係では、虚構の世界にしか本音をぶつける関係はなく、現在の売れている本からは「誰かに激情を吐露したい」という願望が垣間見える、という指摘もあった。また、かつて10代に多く読まれていたライトノベルのうち男子向けレーベルが大人向けにシフトしたことで、彼らが「自分たち向け」と感じる小説を探せなくなっている現状があるそうだ。今後も人気が続くようなシリーズとして『ソードアート・オンライン』、『転生したらスライムだった件』、『Re:ゼロから始める異世界生活』、『わたしの幸せな結婚』等が挙げられた。概して性的な内容は希薄、主人公は辛い過去を持ち、それを含めて理解しあう人間関係が描かれる点が特徴的である。大人は「何それ？」と思う本でも、出所が新奇なだけで、基本的には悩み多き十代に普遍的なものが人気であること、読書調査等で人気の本を読んでも問題が生じるとは思えないとのことだった。

図書館が読書に果たす役割は、書店数が減少す

る現状ではかつてより大きくなった。読書の入り口になる出版物の用意、本などを使って悩みや探究を掘り下げたり、本屋やネット書店での本の探し方も機会を作って教えてあげてほしいという言葉で講演は締めくくられた。

事後アンケートから見るとやはり参加者は公共図書館関係者が多かったようだ。当日質問の「勉強目的で来館する子どもにどうやって本を勧めたらよいか」に対して、「無理に本を勧めなくてよい。来館していること自体がある種の好意。」という回答や、別の質問に対する「相手を知ることが大切」という言葉は、YAの図書館利用に対してどのような施策が有効なのか悩む現場へのヒントになるように思えた。講師からの質問「予算の制約がなければ図書館でやってみたいことは」に対しては、中高生が気軽に利用できる専用ルーム等、ハード面を充実することによって彼らが来館したくなるような魅力的な図書館にしたいという回答が多かった。

統計をもとにした講師のおはなしはわかりやすく説得力があり、また、図書館の他、出版流通関係者への講演も多く行われていることがうかがわれる、広い視野からの読書・図書をめぐる動向や関心のおさらいをもしていただき、大変充実した2時間だった。セミナー実施後、1か月間公開していた録画の録画視聴の登録人数は447人とこちらも盛況であった。

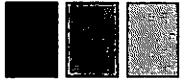
注

1) 猪原敬介 京都大学学術出版会 2024

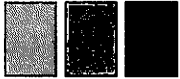
2) <https://www.tohan.jp/csr/asadoku/>

(文責・鈴江 夏: JLA 児童青少年委員会、横浜市港北図書館)

[NDC10:015.93 BSH:ヤングアダルトサービス]



図書館員のおすすめ本⑩



若山牧水の百首 自然に漂う未来の人

伊藤一彦著 ふらんす堂 2024 ¥1,700 (税別)

白鳥は哀しからずや空の青

海のををにも染まずただよふ (『海の声』)

色彩が美しいこの歌を、学生時代に一度は耳にしたのではないだろうか。これを詠ったのは若山牧水。宮崎県出身の歌人である。旅を愛し、酒を愛した牧水は、生涯を通して約九千首の歌を詠んだとされている。

2025年は若山牧水生誕140年の年である。100年以上経っても色褪せない、もっと言うと新鮮な印象を与える牧水の歌の数々。生誕140年を機に牧水の歌に触れようとするとき、手始めにふさわしいのが本書である。牧水研究の第一人者の伊藤一彦氏が、牧水の歌をぎゅぎゅっとしぼってそのエキスをこの一冊に閉じ込めた。九千首読むのは難しそうだが、百首なら読めるかもと思わせる。

本書は牧水の歌の解釈だけでなく、その歌を詠んだときの牧水の状況も詳しく書かれているため、牧水の人となりを見ることができ、新婚時代に夫婦二人で旅行に行こうとしたが、旅費が足りなくて牧水だけ行くことになった、旅先からは家族に絵はがきや手紙を出していた、故郷に一時戻った折は村人や親族に会わないようにしていた…といったエピソードは、牧水の歌集を読んだだけでは到底わかるまい。牧水を知り尽くした伊藤氏だからこそ書けるものである。

言わば、牧水の研究書とも言える本書。注目すべきは伊藤氏が百首目に紹介する歌集未収録の歌である。宮崎県立図書館に寄贈された遺墨 (掛け軸) の中にその歌はあったのだ。遺墨の写真と共に紹介されているので、牧水の柔らかくて優しい筆遣いも見ることができる。この遺墨を見れば、牧水の柔和な人柄も容易に想像できよう。歌と書の二倍美味しい紹介となっている。

今夏には『若山牧水全歌集』が出版される予定である。伊藤氏が監修を務めている。こちらも併せて読みたい一冊だ。

(上米良綾子：宮崎県立図書館)

起立性調節障害お悩み解消 BOOK 「朝起きられない」子に親ができること！

吉田誠司著 翔泳社 2023 ¥1,600 (税別)

学校現場にいと、「起立性調節障害」という言葉が耳にすることがある。日本小児心身医学会 HP によると、起立性調節障害 (OD: Orthostatic Dysregulation) は「立ち上がった時に頭痛、めまい、倦怠感などの症状がでる病気で、血圧や心拍数など循環器系の自律神経の調節に不調をきたすことが原因になります。」と定義されており、「思春期に発症しやすく、午前に症状が強いため、学校生活に支障をきたすことがあります。」ともある。本書によると、軽症を含む OD の中学生は全体の 10% を占めており (p.16)、不登校の原因の 30~40% にあたる (p.17) とのことだ。

勤務先では図書館運営に加え、カウンセリング委員会にも所属しており、気になる生徒や欠席の多い生徒への対応、生徒のメンタルケアについても配慮する立場にある。また、「三室サポート」として、保健室、カウンセリング・ルーム、図書室が協力して生徒の学校生活を支える役割も担っている。その中で図書室の役割として、必要な資料を収集し提供する役割もあり、生徒のメンタルケアや心身の問題に関する資料提供は大切である。

近年、生徒が手に取りやすいメンタルケアに関する本が多く出版されており、また、学習障害をはじめとするさまざまな障害に関する資料や合理的配慮に関する資料も出版されている。

病を患っている生徒の様子は多様であり、中にはこの診断を免罪符のように捉え、休みや遅刻が多い生徒もあり、本当に病気なのかと疑問に思うこともある。しかし、この病に限らず、病が理解されづらく、本人や周囲もつらい思いをしていることを改めて理解することができた。また、体験を漫画で綴った『学校に行けなかった中学生が漫画家になるまで 起立性調節障害とわたし』(月本千景著 中央公論新社) も当事者の話としておすすめである。(佐々木愛：神田女学園中学校高等学校、

日本図書館協会認定司書第1148号)

図書館員のおすすめ本⑩

快眠法の前に今さら聞けない睡眠の超基本 ビジュアル版

柳沢正史監修 朝日新聞出版 2024 ¥1,400 (税別)

睡眠は、人生において約1/3をしめるという。それなのに、なぜ眠るのかはまだ解明されていないようだ。個人的には、やりたいことがあると削りがちな睡眠だが、そのために翌日は体が重く感じたり、集中力が欠けたりする。また、年齢を重ねるにつれて、長時間の睡眠ができなくなった。そうした睡眠との付き合い方について知りたいと思っていたとき、本書を手にとった。

本書は、睡眠学研究の第一人者である柳沢正史氏が監修している。睡眠に関する最新の研究をもとに、睡眠とは何か、眠れる環境、睡眠負債、睡眠にまつわる病気、夢など多岐にわたる話題について、気軽に読める内容となっている。他の動物の睡眠についても触れており、なかでもイルカや渡り鳥などの半球睡眠（脳の半分が眠っている状態）は興味深かった。

驚いたことに、日本人の平均睡眠時間は世界と比べて少なく、子どももその影響を受けているようだ。寝る間を惜しんでという表現があるが、実際は肥満や認知症になりやすいなどのリスクがあるという。睡眠には休息のほか、体の調整や、記憶の整理など、さまざまな効果がある。しっかり眠ることは、仕事や勉強のパフォーマンスを上げることにつながる。睡眠が足りないと心身に悪影響を及ぼすおそれがあるので、決して無駄な時間ではないのだ。

本書によれば、睡眠をとることはいいことずくめのようなのである。ただ、よい睡眠は個人によって異なるため、自分なりの正解を見つけることが大事だとある。私自身は睡眠時間が少ないと感じているため、睡眠時間を確保するにはまず時間の使い方を見直すことが先かもしれない。睡眠の大事さに気づいても、実際の行動になかなか移せないでいる。

みずしまなほこ
(水嶋直子：順天堂大学学術メディアセンター、

ヘルスサイエンス情報専門員)

きょう、ゴリラをうえたよ 愉快で深いこどものいいまちがい集

水野太貴文 吉本ユータヌキイラスト 今井むつみ監修・解説 KADOKAWA 2024 ¥1,500 (税別)

本書は、著者がネット上で子どもの言い間違いを募集し、それを主に言語学的な観点から解説した内容を書いた本である。言い間違いの読み解きは奥が深く、言語習得の過程だけでなく、日本語の奥深さや難解さ、外国語との関連性などさまざまなことが見えてくる。

本書に取り上げられた言い間違いの中で印象に残っているのは、親子のやりとりで、「(車を指して)「これは？」」「ブーブー」(スマホを指して)「これは？」」「ベイベイ」」(p.18)である。

子どもは物が発する音を、その物の名前として認識している。また大人も乳児期に物の名前を音で教える場合がある。固定電話が一般的な時代の電話はリンリンやジリジリまたは、もしもし等という言葉を用いて表現していることが多かったように思う。

電話の用途を知っている我々大人にしてみたら、かわいい言い間違いかもしれないが、スマホという言葉を知らず、その物が発する音を物の名前だと考える子どもにとって、スマホ＝ベイベイと表現することは、何も間違っていないのだと考えさせられる。

他にもクスッとなるものや、なるほどと感心させられる言い間違いが多数掲載されている。

しかし掘り下げていくと、なぜか理になっており、言語学的には間違っていない言い間違いもあった。言い間違いを通して、日本語の面白さ、複雑さ、そして子どもたちの柔軟さを感じられる、そんな1冊である。

ちなみに、タイトルのゴリラは、まったく動物と関係ないものの言い間違いである。それが何かぜひ本書を読んで確かめてみてほしい。

肥後衣里：和泉市立和泉図書館)

[NDC10：019.9 BSH：書評]

「公立図書館の任務と目標」の「図書館システム整備のための数値基準」2023年改訂

2025.2.5

JLA図書館政策企画委員会

図書館政策企画委員会は、「公立図書館の任務と目標」の改訂について検討している。まず、その中の「図書館システム整備のための数値基準」2003年を2023年の数値に改訂し、まとめたので公表する。

公立図書館の運営に当たっては、多くの図書館がさまざまな指標をかがげ、目指すべき図書館サービスの確立に努力している。「公立図書館の任務と目標」(2004年 改訂)では、『図書館による町村ルネサンス Lプラン21』(2001年)の数値基準を『日本の図書館2003』(日本図書館協会)をもとに「図書館システム整備のための数値基準」として改訂し、さまざまな図書館で活用されてきた。さらに、この数値基準は、1992年に文部省生涯学習局長(当時)通知として都道府県教育委員会に送付された「公立図書館の設置及び運営に関する

基準について(報告)」¹⁾で提示されたものであり、地方交付税の積算基礎の改正につながる効果をみたものである。

この改訂から約20年が経過し、図書館界はもちろん社会状況も大きく変化した。大規模な市町村合併が実施され、自治体の厳しい財政状況、少子高齢化・人口減少が進み、図書館の業務の外部委託も増えた。

そこで、当委員会では、最新版(作業時)の『日本の図書館2023』によって算出された数値を基準に改訂した。全国の市町村(政令指定都市および特別区を除く)の公立図書館のうち、2003年と同様に人口一人当たりの資料貸出数上位10%の図書館の平均値を算出し、それを人口段階ごとの基準値として整理した。皆さんの勤務する、あるいは活用している公立図書館において、さらにより良い

図書館システム整備のための数値基準 2003年と2023年の比較表

2003年	2023年
【延床面積】 人口6,900人未満1,080㎡を最低とし、 人口18,100人までは1人につき0.05㎡ 46,300人までは1人につき0.05㎡ 152,200人までは1人につき0.03㎡ 379,800人までは1人につき0.02㎡を加算する。	【延床面積】 人口5,200人未満901㎡を最低とし、 人口18,600人までは1人につき0.05㎡ 53,400人までは1人につき0.07㎡ 164,700人までは1人につき0.04㎡ 393,100人までは1人につき0.02㎡を加算する。
【蔵書冊数】 人口6,900人未満67,270冊を最低とし、 人口18,100人までは1人につき3.6冊 46,300人までは1人につき4.8冊	【蔵書冊数】 人口5,200人未満90,117冊を最低とし、 人口18,600人までは1人につき5.3冊 53,400人までは1人につき4.7冊

152,200人までは1人につき3.9冊 379,800人までは1人につき1.8冊を加算する。	164,700人までは1人につき4.3冊 393,100人までは1人につき1.8冊を加算する。
【開架冊数】 人口6,900人未満48,906冊を最低とし、 人口18,100人までは1人につき2.69冊 46,300人までは1人につき2.51冊 152,200人までは1人につき1.67冊 379,800人までは1人につき1.68冊を加算する。	【開架冊数】 人口5,200人未満58,654冊を最低とし、 人口18,600人までは1人につき3冊 53,400人までは1人につき2.73冊 164,700人までは1人につき2.33冊 393,100人までは1人につき1.24冊を加算する。
【資料費】 人口6,900人未満1,000万円を最低とし、 人口18,100人までは1人につき796円 46,300人までは1人につき442円 152,200人までは1人につき466円 379,800人までは1人につき229円を加算する。	【資料費】 人口5,200人未満564万円を最低とし、 人口18,600人までは1人につき348円 53,400人までは1人につき302円 164,700人までは1人につき374円 393,100人までは1人につき170円を加算する。
【職員数】 人口6,900人未満6人を最低とし、 人口18,100人までは100人につき0.025人 46,300人までは100人につき0.043人 152,200人までは100人につき0.041人 379,800人までは100人につき0.027人を加算する。	【職員数】 人口5,200人未満8人を最低とし、 人口18,600人までは100人につき0.022人 53,400人までは100人につき0.043人 164,700人までは100人につき0.009人 393,100人までは100人につき0.057人を加算する。

サービスを目指せるよう、ご活用いただきたい。

* 基準値の算出例

例えば、人口50,000人の自治体の延床面積の場合

「図書館システム整備のための数値基準」の2023年延床面積の表を用いる。まず、人口の一番小さな基準の延床面積を見る。

①基準の人口5,200人未満に必要な面積 → 901

㎡

②次の基準となる人口の差(18,600人－5,200人)に0.05をかける → 670㎡

③次の基準の最大が53,400人で50,000人より多いので、人口差(50,000人－18,600人)に0.07をかける → 2,198㎡

①＋②＋③の和を算出する → 人口50,000人の自治体に必要な延床面積、3,769㎡となる。

式) $901 + ((18,600 - 5,200) \times 0.05) + (50,000 -$

資料「任務と目標」数値基準データ(2023年)

人 口	1 万未満	1 ～ 3 万	3 ～ 10 万	10 万 ～ 30 万	30 万以上
該当自治体数	22	38	48	19	5
平均人口	5,195	18,550	53,351	164,672	393,136
占有延べ床面積(㎡)	901	1,521	3,786	7,682	13,161
蔵書冊数	90,117	160,735	324,387	799,951	1,210,721
開架冊数	58,654	98,798	193,856	453,408	736,241
資料費決算額(千円)	5,635	10,295	20,803	62,481	101,324
貸出点数	60,661	173,770	535,854	1,603,878	3,442,191
人口1人年間貸出点数	12	9.5	9.9	9.62	8.78
職員数	8	11	26	36	166

$18,600) \times 0.07 = 901 + 670 + 2,198 = 3,769$

「資料「任務と目標」数値基準データ（2023年）」は『日本の図書館2023』のデータをもとに当委員会が作成した。ここで示した数値も参考にしながら、各図書館において各々が選定した「指標」に係る「数値目標」を定め、開館日や時間、予約・リクエスト対応等サービス面での比較、同規模自治体などとの比較検討によって自館の評価に活用し、図書館運営の一層の発展に資することが望まれる。

なお、ここで示した数値を上回るサービスを展開している図書館にあっては、さらに高い水準を目指して図書館サービスの充実を図ることが期待される。

「資料「任務と目標」数値基準データ（2003年）」と、「資料「任務と目標」数値基準データ（2023年）」とを単純に比較することはできないが、この20年間に於いて蔵書冊数や開架冊数は増加しているものの、資料費など公立図書館の実績数値が低下し、サービスに影響を与えていることが推察できる。

当委員会では、今後『日本の図書館』によって算出された数値による基準の改訂や分析に努めていきたい。

※資料費決算額：2021年度資料費決算額

なお、資料費決算額の記載が無く、公開していない自治体については、平均計算対象から除外した。

※職員数：2003年は非常勤、臨時職員を含むフルタイム相当人数、2023年は会計年度任用職員等を含むフルタイム相当人数。

注

1) 日本図書館協会作成の「貸出密度上位の公立図書館整備状況」は、「[図書館の設置及び運営上の望ましい基準]」の告示について（通知）」（平成24年12月19日 24文科生第572号 各都道府県教育委員会教育長あて 文部科学省生涯学習政策局長通知）の留意事項において「目標の設定に当たっては、（中略）目標基準例（日本図書館協会作成）も参考にしつつ、数値で設定することのできるものではある限り数値目標とすること」としている。この手法は、2001年告示の「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」検討の際、編み出されたもので、この手法を使い、その後の図書館サービスの進展を踏まえてまとめたとして、(1)指標（インプット）の例として、図書館数、職員数、司書有資格者数、資料の種類と量、障害者用資料、資料費が挙げられ、(2)指標（アウトプット）の例として、貸出点数、貸出密度、予約件数、レファレンス件数、障害者サービス、入館者数が挙げられている。(3)として、数値目標の例として、「貸出密度上位の市町村図書館の状況」を示している。

「[図書館の設置及び運営上の望ましい基準]」の告示について（通知）」（平成24年12月19日 24文科生第572号 各都道府県教育委員会教育長あて 文部科学省生涯学習政策局長通知）
https://www.mext.go.jp/a_menu/01_1/08052911/1282452.htm

tm

[NDC10：01621 BSH：図書館（公共）]

図書館雑誌／6月号予告 (Vol.119 No.6) 定価1026円 6月20日発行予定

特集：公民館等図書室のさまざまなかたち（仮題） 予定内容＝公民館図書室の現代的意義（青山鉄兵）、地域に根付いた「読書の場」として－小規模図書室をフルに活かす大網白里（佐久間直美）、女川つながる図書館の活動について（女川つながる図書館）、構想から20年。待望の図書館が開館。－公民館図書室～つなぎ図書館（利府町図書館）～「リフノス」利府町図書館（今野宏）、チャンスをつかめ！－公民館図書室から公共図書館へ（藤山明子）、国立市における公民館図書室独自の役割－本を通して人のつながりをつくる（辻口朋香）、沖縄県立図書館の公民館図書室への支援について（神里菜里）。以上の特集のほか、〈ウチの図書館お宝紹介〉②杉並区立中央図書館・阿佐谷図書館 杉並区立図書館「阿佐ヶ谷文士村」資料（荻野友美）、〈小規模図書館奮闘記〉⑩東庄町図書館（仁科沙也佳）、〈図書館で実践！SDGs⑥伊万里市民図書館〉公共図書館とGX推進－必要課題にどう取り組みか（鴻上哲也）、〈れふあれんす三題噺〉⑩昭和女子大学図書館 大学図書館のレファレンス－女性、国際、近代文学の事例から（山田おり・嶋崎尚代）、〈IFLA アスタナ大会へのおさそい①〉（八田裕子）等の連載記事ほかを掲載してお届けします。

公益社団法人日本図書館協会

2024年度通算第4回 (定時第4回)理事会議事録

日時：2025年2月20日(木)

13:30～17:30

場所：日本図書館協会会館2階研修室、Web会議

理事現員数：20名

出席理事：18名

日本図書館協会会館2階研修室 15名：植松貞夫(理事長)、鈴木隆(副理事長)、海老根裕(専務理事)、岡部幸祐(専務理事兼事務局局長兼出版部長)、杉本重雄(常務理事)、曾木聡子(常務理事兼総務部長)、成瀬雅人(常務理事)、平形ひろみ(理事)(以下同じ)、山本昭和、巽照子、小川俊緒、角田裕之、高橋恵美子、深水浩司、関根美穂

Web参加 3名：植村八潮(常務理事)、田村俊作(理事)(以下同じ)、末次健太郎

欠席理事：2名 斎藤未夏(理事)(以下同じ)、久野高志

監事現員数：3名

出席監事：2名

日本図書館協会会館2階研修室 1名：中山勝文

Web参加 1名：松本香

欠席監事 1名：中山司朗

*

1. 開会宣言

岡部専務理事兼事務局局長兼出版部長(以下「事務局長」という)より、開会が宣せられた。

2. 会議成立要件の確認

事務局長より、会場及びオンライン

上の画面で本人の出席を確認し、開会時点で理事20名中18名(うちWeb参加3名)が出席しているとの発言があり、定款第43条に基づく定足数を満たしているため、会議の成立が確認された。

3. 理事長挨拶

植松理事長(以下「理事長」という)より、挨拶があった。

4. 議事録署名人の選出

定款第46条第2項に基づき、出席理事のうち角田理事を議事録署名人として選出したい旨提案があり、同理事を異議なく選出した。

*

理事長より、松本監事が途中から出席予定となっているため、財務・予算に関する議事については、松本監事が参加されてから行うこととし、認定司書の認定について認定司書事業委員会の大谷康晴委員長にご説明いただくことになるため、まず第10号議案から扱う旨発言があった。

議 事

第10号議案 第15期(2024年度)日本図書館協会認定司書の認定及び認定司書の抹消について

認定司書事業委員会の大谷委員長より、資料に基づき以下の説明があった。第15期日本図書館協会認定司書について、新規16名、更新9名の申請があり、所定の審査の結果、

22名(新規15名、更新7名)について認定することが妥当であるとの結論に至った。所定の手続きは完了しており、理事会での承認が得られれば2025年4月1日付で認定司書として公表するものである。

また、認定司書3名から資格抹消の申し出があった。「日本図書館協会認定司書審査要領」第7条により、抹消の手続きを行うこととする。

質疑や意見の確認の後、全員の賛成により異議なく承認された。

〈主な意見など〉

山本：抹消の申し出の理由は何か。
大谷：協会からの退会を希望しており、会員資格を喪失する。非会員となっても認定司書資格の継続を希望される場合、認定料の差額をお支払いいただくことになる。今回の3名については資格の継続を希望されなかった。

成瀬：差額の支払いというのはどういうものか。

大谷：認定司書として認定された際に、会員の方は認定料2万円、非会員の方は11万円をお支払いいただいている。認定期間中に非会員となる場合、その差額をお支払いいただければ、認定司書の資格を継続できる。退会の理由は、退職等さまざまな事情があり、個人会員Bとして継続することも案内したが、退会及び認定司書資格の抹消を希望された。

*

続いて、理事長より、第1号議案と第2号議案は関連するため、まとめて審議する旨の発言があった。

＊

第1号議案 定款の改正について
第2号議案 代議員選挙規程の改正について

事務局長より、資料に基づき以下の説明があった。定款の改正箇所は、代議員総会での意見を踏まえ、①第13条第3項第3号及び第4号の修正、②第14条の代議員の任期についての修正、③第15条第2項の修正及び第3項の追加、④第31条第5項の修正である。

前回理事会からの変更点を説明する。第13条第3項第3号の「代議員選挙における得票数が3に満たない」ということの施設等会員への適用についての修正案だが、今回の案では、ただし書きとして「活動部会の区分による選挙区においてはこの限りではない」を置くことで対応することとした。

第4号については前回案から、定款の他の規定での記述との整合性をとる形の修正を行っている。

次に、第15条第2項の補欠の代議員については、活動部会について別の部分で規定できているものは削除し、字句の整合性をとっている。

定款の改正の手続きについては、2024年度通算第2回（定時第2回）代議員総会で改正案を審議し議決するが、議決には議決権の3分の2以上の多数が必要となる。その後、内閣府へ定款改正の手続きを行う。

代議員選挙規程（以下、「選挙規程」という）の改正は、定款第13条の改正に平仄を合わせる改正となっている他、第2条第1項、第4条第3項、第13条、第19条、第25条の改正を行うものである。

前回からの変更点として最も大きなものは、第2条第2項の追加であ

る。施設等会員から選出される代議員は定款第7条第2項に規定する施設等会員代表者が代議員になるが、組織の代表者が必ずしも代議員の業務を果たせるとは限らないこともあるため、その場合は指定された者が代議員となることができるとするものである。施設等会員の代表者が交代する場合は、自動的に代議員も交代となる。

第19条第1項では「同選挙区から候補者がいない場合は」を削除し、第2項は第2条により規定されるため削除する。

前回の理事会で意見が出た、「理事会が別に定める」という規定は、代議員定数等検討委員会での議論から、規定の方法を改めた案としていたが、顧問弁護士であるあさひ法律事務所に確認したところ、この規定だけこの表現とするのは整合性がとれず、規定として不備となる可能性があるという指摘があった。したがってこの規定の表現は現行のままに戻すこととする。

改正の手続きは本日理事会で議決していただき、第2回代議員総会で報告をする。施行日は定款の施行日と同日とする。

質疑や意見の確認の後、定款改正案については代議員総会に諮ること、選挙規程については本日この理事会にて決議することで、全員の賛成により異議なく承認された。
 〈主な意見など〉

山本：団体会員の選挙について、選挙規程の第24条第4項が削除されているが、団体会員の選挙区で代議員の方が退会等で欠員となった場合は、どうなるのか。

事務局長：選挙規程の第2条で規定したとおり、施設等会員代表者が代議員を務めることになる。代表者が交代するということで代議員も交代になるため、規定は削除している。

山本：団体会員の代議員は、個人ではなく、団体が選ばれているということか。立候補の時は団体で立候補し、団体名で投票されるということになるのか。代表者が変わる場合と予め指定されている者が代議員業務を行えなくなった場合はどうなるのか。

事務局長：代表者が代議員の場合は、交代した代表者が代議員となり、指定した者が交代する場合には、再度団体の中から代議員となる者を指定していただくことになる。団体そのものが退会して代議員としての資格を喪失した場合は、補欠選挙を行い、代議員となる団体を選出することになる。定款第6条、第7条を確認していただいてご理解いただきたい。深水：代議員になれるのは会員である。施設、団体は、それ自身が会員である。ただし代議員として行動するには、その代表者もしくは代表者が指定する個人を登録して代議員の任にあたるということである。

末次：手順の確認であるが、選挙の時点では、団体そのものとして立候補していただき、選出された後に、代議員となる代表者等を団体から指定していただくという認識で良いか。事務局長：そのとおりである。

第6号議案 公益社団法人日本図書館協会における2025-2026年度の理事・監事選任に関する基本方針及び選任方法等について

第7号議案 2025-2026年度公益社団法人日本図書館協会理事・監事選任日程について

第6号議案と第7号議案は関連するため、まとめて審議することとした。

理事長より、資料に基づき以下の説明があった。基本的には、前回の理事選任方針と選任方法等を踏襲している。今回、「公益社団法人及び公

益財団法人の認定等に関する法律」の改正により、外部理事・外部監事を置くことが義務化されたことから、外部理事・外部監事の選任が必要となる。その要件としては、①本法人の業務執行理事又は職員ではなく、かつ、その就任前10年間に本法人の業務執行理事又は職員であったことがない者、②本法人の社員（代議員）でない者、③社員（代議員）が法人である場合は、その役員及び職員でない者、とされている。

選任日程については資料にまとめたとおりだが、理事会での審議に間に合うよう前回より少し前倒しの日程としている。

質疑や意見の確認の後、第6号議案と第7号議案は、全員の賛成により異議なく承認された。

〈主な意見など〉

高橋：外部理事とは、業務執行理事や理事A・Bという区分は関係なく、また、完全に協会外の人ということでもないのか。会員は外部理事の対象となるのか。

理事長：「社員（代議員）ではない者」ということなので、一般の会員は対象である。理事の区分は関係がない。

山本：業務執行権を有する理事の選任要件の中で「③緊急時に、本法人に出勤できる。」については、緊急に判断が必要な場合や災害時等があたりと思うが、現在は連絡手段としてZoom等もあるので、必ず協会に来なければならないのか。協会への参集が必須でなければ、関東圏以外の人も務められるようになる。

理事長：この部分は、「望ましい」と書き換える。

末次：理事Aについて、「各地区におけるすべての館種の図書館の情勢に精通する」の要件を満たすことはなかなか難しい。「すべての」「精通」といった表現を配慮していただくことは可能か。また、選任方法にある

推薦依頼についても、「各地区におけるすべての図書館の状況・情報を～」といった表現もご検討いただけないか。厳密にこれらの条件を満たすとなると各地区から理事を選出することが難しくなるように感じる。

巽：「すべての」という言葉を外してはどうか。

平形：「すべての館種の」という部分を削除することに賛成する。

小川：賛成である。

成瀬：皆さんがそうお感じになるのであれば致し方ないと思うが、本来は、このくらいの覚悟をもって務めていただくべきという意味で、公益社団法人としては、この文言はあって良いのではないと思う。特定の母集団から出ているということではない。

巽：理事としての共通する任務であれば、前段に掲げるべきではないか。深水：成瀬理事の意見に賛成である。「精通することに務められる人」ということにしてはどうか。

理事長：「精通する」は「把握するとともに」に変更し、「各地区におけるすべての図書館」から「すべての」を削除する。

鈴木副理事長（以下「副理事長」という）：代議員総会開催通知等の記述で、「信任」投票等とされていることが気になる。「信任」投票とは限らないのではないか。

事務局長：代議員総会開催通知の(2)における「信任投票」は単に「投票」でよいと思われる。

理事長：「信任投票」は「投票」に変更する。事務的表現であるので理事長一任とさせていただきたい。

第8号議案 2025-2026年度における本法人の運営課題等について

理事長より、資料に基づき以下の説明があった。これは代議員から理事を推薦いただく際にも、このよう

な運営課題の認識のもとに協会を運営していただける方を推薦いただく、またこのような観点から監査していただける方を監事として推薦いただくものである。当然のことながら、理事長が推薦する理事・監事についても、こうした認識のもとに候補者を推薦するものである。「2023-2024年度における本法人の運営課題等」と大きくは変えていない。

今この協会にとって一番大きな課題は、健全な財務基盤の確立に向けた取り組みである。日本図書館協会は公益社団法人となって11年、会館建設に伴う長期借入金の返済は順調に進み、2025年度で完済となる。しかし一方、会員の減少に伴う会費収入や出版等の事業収入の減少に加え、大幅なメンテナンスを要する時期に至っている会館の修繕費用の確保や諸物価の値上げへの対応など、財務上の課題は多い。この認識のもと、2024年度末には今後10年間を見据えた本協会の「中長期財務計画」を策定する。2025-2026年度においては、この計画に沿って、財務基盤の健全化・安定化を追求することが、第1の運営課題である。会員の減少を食い止めるための方策として、部会・委員会のあり方についても見直しを始めており、若手の会員が部会や委員会に自由に参加し、議論に参加し勉強できる、開かれた部会・委員会とするため、早急に改善していくことが必要である。全国図書館大会についても、開催地の過度の負担にならない運営方法の検討を開始し、体制を整えていく必要がある。また、読書や図書館に関心を持つ多くの人々に、本法人への関心と理解が得られるよう、広報活動に努める。

2番目としては、コンプライアンスの確立とガバナンスの強化の継続である。

3番目としては、事業計画の優先

順位に関する意識の確立である。現在、職員の非正規化の進行等、「全ての図書館の進歩発展を図る事業を展開し、国民の文化向上に貢献する」という本協会の目的に非常に逆行するような動きが強まっている。また、デジタル化によって、フェイクニュースの氾濫等による混乱、AIによるディープフェイク等大きな話題になっていることや、SDGs、読書バリアフリー環境の整備等、国内の図書館に対して啓発活動を行うことは、本法人ならではの社会貢献であるが、現在の職員体制や財務状況を考慮した場合、関係する事業を総花的に企画実施することは不可能である。そのため、本法人の能力と制約に関する分析を的確に行い、達成の優先順位を明確にした上で、関連機関等と連携・協力して事業を遂行することが、2025-2026年度の運営課題となる。

全員の賛成により異議なく承認された。

第3号議案 中長期財務計画について

理事長より、中長期財務計画の策定にあたっての経緯と現状について説明があった。本法人は公益法人移行にあたり、2011年度決算における約1億2000万円の累積負債を解消することが求められた。また、その後の裁判による和解金及び訴訟費用の支払いもあり、特定資産、積立金を使い切ってしまったため、ここ数年は当該年度の収入で支出を賄うという状態が続いていた。

2025年度、上半期で会館建設に伴う延べ5億5000万円の借入金の返済が完了するところで、今後10年間の財務の見通しを立てることが必要と考え、理事会、代議員総会での承認を経て、本年度に中長期財務計画を策定することとした。この中

長期財務計画の策定にあたっては、本来であればコンサルタント会社や専門家等に委嘱して策定する必要があるが、財務状況の厳しい状況から、2022年度まで財務担当理事であった海老根専務理事を中心に、事務局の全面的な協力と業務執行理事の助言及び公認会計士であり本協会の監事である松本香先生のご指導により策定した。

本協会としては初めての中長期財務計画の策定であり、また他の公益法人においても作成事例のないことから、作成にあたってはさまざまな観点から検討し、当初より予定を延長して議論を積み重ねてきた。

続いて、海老根専務理事より、資料に基づき以下の説明があった。まず、理事長からも説明があった通り、これまでの本協会の財務状況としては、映像事業における累積赤字、赤字解消、映像事業に関する係争による裁判費用等さまざまな経費が必要であったため、理事等による責任寄附や特定資産の取り崩し、職員給与規程、職員退職金支給規程等の見直しによる人件費の削減等を行ってきた（これらの概要については、『日本の図書館の歩み 1993-2017』の「第2部 日本図書館協会の25年」参照）。これらのことも踏まえ、中長期財務計画を策定するにあたって、現状を把握するための分析、シミュレーションの作成、中長期財務計画表の作成を行った。

計画表等の作成にあたっては、本協会の主要事業（研修事業、出版事業）に関係する収入及び支出をピックアップし、資金の流れ（キャッシュフロー）をより把握しやすくするために、直接資金に影響しない科目（退職給付費用や減価償却費等）は除いて試算した。そのため、損益ベースで作成している予算書や決算書とは残高等に違いが生じている。

現状の把握にあたっては、公益法人移行以降の2014年度からの決算書を基に分析をした。その結果、現状のまま何も対策を講じなければ、非常に厳しい財務状況となることが明らかとなった。そのことを認識するために、中長期財務計画を作成する前段階として、現状に即したシミュレーション収支試算表（以下、「シミュレーション」という）を作成した。基幹収入の会費収入が毎年度1%通減し、支出費用の印刷製本費・諸費用が毎年度1.8%増増するとして試算すると、2027年度期末には支払いに充てる資金がショートすることが想定される。支払不能に陥り、社会的信用を失うといった重大な局面を迎え、本協会存続の危機となる。仮にシミュレーションのとおりとなれば、最悪の場合、協会資産の売却なども視野に入れなければならない。対策は急務であり、避けては通れない課題である。シミュレーションのようにならないよう、中長期財務計画表の数値を「努力目標」とし、会費や出版収益といった収入の確保に努め、本協会の公益事業をより一層推進していかなければならない。そのためには本協会構成員一同が中長期財務計画の達成に向けて、協力し団結することが欠かせない。

これらの説明を受けて、松本監事より所見が述べられた。シミュレーションのとおり、楽観的な計画のまま進めると年数が経つほど厳しくなるという現実があるので、今、厳しい現実と向き合って中長期財務計画を策定したと理解している。あえて厳しい予測を立て、どのようになっていくか把握し、検討を続けていくことに尽きる。もちろん収入が増えればよいことだが、収益の内訳をみても、単に会費収入が減っているから、ではすぐに会費を値上げできる状況であるかという点と難しいところ

である。

質疑や意見の確認の後、全員の賛成により異議なく承認された。

〈主な意見など〉

巽：支払負担金の中に全国図書館大会負担金の500万円があるが、現地も厳しいということか。この負担金をもう少し縮小しつつ毎年開催しているのが望ましいとは思いますが、現状をお聞きしたい。

副理事長：参加者の参加費が鍵となる。これまでは、協賛金による部分も大きかった。自治体の予算も厳しくなってきたり、県等からの負担金が減ってきている。部会・委員会のあり方とともに、今後の大会のあり方についても検討を始めている。小川：『図書館雑誌』の発行について、「『図書館雑誌』はどこで手に入るのか」と聞かれて、書店で取り扱っていないことから、「図書館に行けば読めますよ」としか案内できなかった。一般の人が買えるような場所で購入できるとか、内容についても、ボランティアや図書館が関わる書店等に係るようなテーマを入れる等、もう少し裾野を広げることも検討してはいかかか。

海老根：『図書館雑誌』は、毎月5,500部作成している。各図書館にはきちんと所蔵していただき、個人の方向けには、今後WEB版での提供も検討している。

杉本：「部会・委員会のあり方検討準備WG」（以下、「あり方WG」という）を担当しているが、『図書館雑誌』や『現代の図書館』は協会にとって大事なものであることは間違いない。しかし、『図書館雑誌』等が会員から外につながらないと会員は増えず、協会は発展していかない。

また、最新のトピックなどを出版等で発信していくときに、業務執行理事や事務局に直接つながっている方が動きは軽くなる。できるだけう

まくアウトリーチできるようにしてはならない。

中山監事：一番大事な部分は、この資料の中で、2027年には資金ショートするという。長期借入はつなぎでしかなく、具体的に掲げられているのは、協会会館の売却を含めた協会の資産の活用となる。そうでなければ解散だと、ずいぶん厳しいことが書かれている。これについて、協会として皆さんは具体的に検討していくつもりがあるのか。

成瀬：シミュレーションは、現状に即したとはいえ、これですらも甘い見通しといえる。例えば出版事業売上が横ばいになっているが、実際は現状維持ですらも難しい。書籍用の紙は30～40%値上がりしている。この現状を代議員や会員に知っていたくことも大事だが、危機感だけを煽るのも良くない。経営責任のある理事は、この厳しさをしっかりと理解する必要がある。

第4号議案 2025年度公益社団法人日本図書館協会事業計画について

副理事長より、資料に基づき以下の説明があった。まず冒頭で、2年間の赤字について記載している。合計で1600万円余りの大赤字となっており、それに対応することを考え事業計画とした。特に、昨年末にあり方WGを立ち上げ、課題の抽出を行っている。4月以降は具体的な課題解決への議論になっていくことも記載している。また、赤字決算が2年続いたことの反省を踏まえて、理事・代議員・会員ともに運営課題等について挙げた2年間の目標に真摯に取り組み、中長期財務計画にも真摯に取り組んでいかなければ、協会資産の売却という事態になりかねないということが共通理解となる。

本法人は、図書館職員だけでなく利用者を含めた国民全体の組織であ

り、一般市民で手に入れたい情報をどう提供していくかということも考えていく必要がある。誰一人取り残さないサービスを掲げ、そのためには図書館員の雇用や勤務条件等の待遇改善も必要であり、サービスの向上につながるような適切な経費措置が求められる。

また、本を読む人を育成し、読書する文化が広く人々の間に根づいて発展していくことを基本方針として、図書館活動の中核を担う図書館員の社会的地位の向上と研修ということで重点事業とし、全国図書館大会、認定司書制度、各種研究集会・研修セミナーの開催、また図書館職員育成のための助成として、寄附を財源として行う40歳未満の方を対象とした事業を記載している。

調査研究普及等図書館振興のための取り組みとしては、①活動部会・委員会等が行ったテーマごとの調査研究の成果を公にする、②目録規則の維持活動、③図書館員による図書紹介事業の推進、④建築賞の顕彰等を記載している。

政策提言については、図書館振興のための活動については、昨年の12月から文部科学省（以下、「文科省」という）の「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」に委員を派遣して、意見を出し、テーマについて取り組み検討を進めることとしている。読書バリアフリーに関する取り組みとして、障害者サービスの実情を把握して国の障害者政策、著作権法、読書バリアフリー法等の課題に引き続き対応していく。

また、著作権法が改正され図書館等による公衆送信についてもサービス開始に向けた準備が進められているが、実施に向けてまだ課題が多い。それらを把握するとともに利用が進められるように周知を図っていきたい。認知症予防に対する貢献として、

認知症バリアフリー図書館特別検討チームの設置期間の延長、そのほか自然災害への備えの呼びかけとして、特に南海トラフ地震への備え等も情報発信していく。

また、日図協図書館の整備運営については、日図協図書館運営委員会を中心に議論をしており、寄贈資料の受け入れ体制の確立、図書館ホームページの充実による広報活動の推進等を記載している。

その他のところでは、図書館振興を図る団体との連携、本協会 Web サイトの刷新等を新たに書き加えた。また、収益目的事業では会館6階の図書館関係団体への賃貸のみならず、その他収益を得られる事業の情報収集し実施していくとした。

管理運営については、健全な財務基盤の確立に努める。また、要望の多い「図書館ハンドブック」あるいは「図書館用語集」の改訂についても来年度取りかかる予定である。

また、適切公正透明な管理運営の推進では、財務状況の健全化のためのコンプライアンスの遵守等に取り組んでいくと同時に、各地区図書館協会等の開催の会員の集いや講演会、講習会に積極的に協会の役員が関わって参加していくことも書き添えている。

全員の賛成により異議なく承認され、第2回代議員総会において報告を行うこととした。

第5号議案 2025年度公益社団法人 日本図書館協会予算について

事務局長より、資料に基づき以下の説明があった。まず、中長期財務計画と予算書の関係についてであるが、中長期財務計画は、今後10年間の資金の流れを見える化し把握するためのものであり、中長期財務計画表に示した科目の金額が自動的にその年度の予算額となるものではな

い。中長期財務計画は、資金の流れを把握するため、資金の移動に影響のない科目が除かれているので、正味財産増減予算書、正味財産増減計算書に記載する科目と同じにはなっていない。予算書とは収入計、支出計の金額に差が出る。予算案は中長期財務計画に基づいて作成しているが、個々の科目についてみれば、ガイドラインとして設定した平均値の金額と、当該年度の実情により算出した予算額とで違いは生じる。大切なのは、安定的な収益の確保と、建物修繕や退職金のような一時的な大きな支出にきちんと対応できるようにキャッシュフローをコントロールできるかということになる。2025年度の予算案は、キャッシュベースでは、中長期財務計画にほぼ見合う金額を確保できるよう編成している。

次に、経常収益についてであるが、特定資産運用益（6階の賃貸料）については、すぐに借主が見つからないことを想定しているができるだけ早期に見つけたい。受取会費は、中長期財務計画より若干多めの見積をしているが、個人会員、施設等会員の入退会への注力だけでなく、企業等の賛助会員の確保に特に注力したい。事業収益については、ここ数年、堅調に収益を上げている資料交換参加費収益が、2025年度も引き続き収益増が見込めている。出版事業収益については、2025年度の出版計画を着実に実行し、書籍を刊行していくことで収益増を目指す。

続いて、経常費用についてである。人件費については、中長期財務計画の水準を超えない予算としているが、一時的措置として、正規職員の退職後の補充を嘱託職員で行う等、厳しい状況となっている。安定した収益が確保できるようになるまでは、固定費として負担の大きい人件費は削らざるを得ない。諸謝金は、

研修事業収益の増（研修事業の活発化）に伴って少し増えている。旅費交通費、通信運搬費はぎりぎりの予算としている。節減に努め無駄のない執行が求められる。活動費（部会活動費、地域活動費）については、今年度同様の水準を維持できるよう予算化している。紙代等の値上げが懸念される印刷製本費は、出版収益の増に伴って増えることになるが、ぎりぎりまで削減している。手数料が増えているが、会費請求の変更に伴い金融機関等への支払いが増えるためであるが省力化のためであり、やむを得ない。

最後に、当期経常増減額についてであるが、経常収益計は2億4698万9000円、経常費用計は2億4370万500円となり、当期経常増減額は、328万8500円となる。この予算を基に計画的な予算執行を行うことにより、2025年度はキャッシュフローベースで、中長期財務計画の目標を達成できると考えている。

これらの説明を受けて、松本監事より所見をいただいた。しばらくは厳しい財務状況となり、本予算を執行していくのは大変かと思うが、会員の皆様のご理解を得て本協会の存続を図りたい。

質疑や意見の確認の後、全員の賛成により異議なく承認された。

〈主な意見など〉

松本監事：国からの委託事業等を受託したことは過去にあるのか。

副理事長：3、4年ほど前だったと思うが、文科省から障害者サービス関係の委託を受けて、各図書館職員に障害者サービスのあり方の研修を行うということを行ったことがあった。

松本監事：シンクタンク等は、国から調査研究を受けてレポートを出したりしているので、協会のできるような分野があるかどうかはわからない。

いが、協会の知見を活かして、そうした分野を調べてみるのも一つかと思う。

事務局長：実は文科省が、今年度の補正予算でいくつか調査事業の委託を行う。協会でもそれを受託できないかということを検討はしたが、残念ながら現在の人的リソースでは難しく、見送る判断をした。とはいえ、松本監事にご意見いただいたとおり、協会がそういったことに対応できないというのも問題ではあるので、人的リソースの配分等を見直しながら、また、場合によっては部会、委員会、会員の皆さんの力も借りながら、そうした事業を受けるということも積極的に取り組んでいきたいと考えている。

松本監事：協会固有のリソースを活用するだけではなかなか難しいかもしれないが、協会の信用や人材により、一つのプロジェクトのために人を呼んできて、それが終わったら解散する等、少し広げて、協会の持っている信用力を活用することも大事なことかと思う。

理事長：加えて、新たなファンディングのためのアイデアも検討していかなくてはならないと思う。

第9号議案 2024年度通算第2回（定時第2回）代議員総会の議題について

事務局長より、資料に基づき以下の説明があった。開催については、前回第3回理事会で承認をいただいているが、本日は議案について次の通り提案する。

議案については、「公益社団法人日本図書館協会定款の改正について」「公益社団法人日本図書館協会2025-2026年度の理事・監事選任にかかる基本方針及び選任方法等について」、報告事項については、「中長期財務計画について」「2025年度公益社団法人

日本図書館協会事業計画について」「2025年度公益社団法人日本図書館協会予算について」「公益社団法人日本図書館協会代議員選挙規程の改正について」「2022-2025年度代議員補欠選挙結果について」「第110回全国図書館大会長崎大会及び第111回全国図書館大会愛媛大会について」としている。

質疑や意見の確認の後、全員の賛成により異議なく承認された。

〈主な意見など〉

異：Zoomでの傍聴はできるのか

曾木常務理事兼総務部長（以下、「総務部長」という）：会場での傍聴は可能だが、オンラインについては、後日録画配信となる。

■報告

報告1 公益社団法人日本図書館協会代議員選出補欠選挙の結果について

総務部長より、資料に基づき以下の説明があった。代議員補欠選挙の投票結果について、選挙管理委員長から報告を受けたため、代わってご報告する。本年2月1日から2月10日に行われた公益社団法人日本図書館協会代議員選出補欠選挙は、2月14日に選挙管理委員会にて開票を行った。愛知県選挙区については、定数2で欠員1名のところ、2名の立候補があった。37票の得票により、小曾川真貴（こそがわまき）氏が当選された。愛知県選挙区の投票率は46.8%であった。奈良県選挙区については、定数1に対し現員数が0で、1名の立候補があった。12票の得票により、呉服淳二郎（くれはじゅんじろう）氏が当選された。奈良県選挙区の投票率は57.1%であった。この選挙結果については、協会のホームページでも報告をしている。

報告2 第3回部会長・委員長会議

について

事務局長より、資料に基づき以下の説明があった。2025年1月24日に開催した。報告事項及び意見交換テーマは、①2025年度事業計画及び予算案について、②第111回全国図書館大会愛媛大会の分科会について、③2025-2026年度委員会委員の委嘱について、④その他であった。

報告3 図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議（第2回）について

総務部長より、資料に基づき以下の説明があった。1月23日（木）に第2回の会議が開催された。第2回のテーマは「デジタル社会に対応した図書館・学校図書館の運営充実の在り方について」であり、①有識者からの発表、②意見交換等、③その他等であった。次回は3月11日が予定されている。

報告4 第111回全国図書館大会愛媛大会について

成瀬常務理事より、以下の説明があった。2月5日（水）に準備委員会が開催された。1月の常任理事会でのご意見、また各委員会からの分科会開催希望等を踏まえ、協会担当の分科会を検討している。委員会が希望するテーマと協会で検討しているテーマとが重なっている部分もあり、検討が必要である。また、現地の大学の司書課程の先生から、初の愛媛大会であるので、学生の参加費について検討してほしい、もしくはボランティアという形で参加する場合には、無料で聴講させてほしい等の具体的な提案もいただいております。予算との兼ね合いもあるが、前向きに検討していきたい。

〈主な意見など〉

小川：先日の四国ブロックの会員の集いでもアピールしている。集いで

も地元での開催になにかエビデンスを残したいという現地の意向が伺えていた。

成瀬：分科会においても、なるべく現地の方に参加いただけるように引き続き検討していく。ぜひオール四国で参加していただける大会としたい。

報告 5 その他

○2025年度会議予定について

副理事長より、資料に基づき以下の説明があった。前回第3回理事会で示したものに一部修正を加えている。オンライン開催の代議員総会が不成立であった場合を考慮し、米印と説明書きを加えている。

○会員数の状況について

総務部長より、資料に基づき以下の説明があった。1月31日現在の会員数を示している。第3回理事会で要望のあった部会別の人数も示している。個人会員は残念ながら昨年の同時期と比べて21人減少している。都道府県別では、神奈川県が前年に比べて8人増加し、一方、千葉県、東京都、大阪府、岐阜県、広島県、福岡県等は減少が大きい。この会員数によって来年度行われる代議員選挙の各県の選挙人数が変わってくる。部会別については、専門図書館部会が増加傾向にある。

○令和6年能登半島地震への支援について

末次理事より、以下の報告があった。能登半島地震で被災した図書館から、ブックトラックが不足しているとの声があり、関連企業・団体との情報交換会で呼びかけたところ、キハラ(株)、日本ブッカー(株)から協力の申し出をいただいた。協会を通して現地と調整し、1市2町に計9台を提供する予定で進めている。○「これでいいのか図書館 会計年度任用職員の継続雇用を求める院内

集会」について

巽理事より、以下の報告があった。2月19日(水)、衆議院第一議員会館大会議室において開催し、現地70名、オンライン50名の参加があった。約90名の議員にお知らせをし、十数名の議員が参加され、図書館の正規職員が少なくなっていることが大変問題であり、力を尽くしたいというお話もいただいた。また、協会からの報告を高橋恵美子氏が言い、当事者からとして、練馬区の専門図書館、秋田市の学校図書館の会計年度任用職員、名古屋市の学校司書で4校担当されている方から報告があった。また、廣森直子氏の講演があった。(主な意見など)

高橋：会計年度任用職員の継続雇用のお願いと二つの調査について報告をした。今回の集会は事前に議員を訪問しており、また、事前に総務省と文科省宛に要望書を提出していたこともあって、総務省・文科省から回答をいただいた。

山本：参加した。協会への要望もいくつかあったので、何とか取り組んでいきたい。

深水：参加した。最初にご挨拶いただいた議員の方は、専門図書館部会からの紹介もあって、ご連絡したところすぐに来てくださった。こうしたつながりが今後ますます必要であると感じた。今回業務執行理事からは出席がなかったが理由はあるのか。事務局長：理事会、代議員総会等の準備もあり、業務多忙につき残念ながら参加できなかった。

小川：参加した。現場の声がよくわかった。あのような場で発言することは重要である。

巽：資料は本日配付しているが、オンライン出席の理事には、後ほどメールでお送りする。

○文科省 読書のまちづくり推進事業の公募について

事務局長より、以下の報告があった。文科省の今年度補正予算で、「図書館・学校図書館と地域の連携協働による読書のまちづくり推進事業」の公募が2月18日(火)から始まっている。詳細については、追って資料等をお送りする。2月19日(水)のJLAメールマガジンにも掲載している。

*

閉会宣言

理事長より、閉会が宣せられた。

**公益社団法人日本図書館協会2024年度
通算第4回（定時第4回）理事会、
通算第2回（定時第2回）代議員総会
配付資料**

<理事会>

- 資料1 公益社団法人日本図書館協会 定款の改正について (p.311-314)
- 資料2 公益社団法人日本図書館協会代議員選挙規程の改正について (p.315-319)
- 資料3 中長期財務計画 (p.324-331)
- 資料4 2025年度公益社団法人日本図書館協会事業計画 (p.303-310)
- 資料5 正味財産増減予算書 (p.320-323)
- 資料6 公益社団法人日本図書館協会における2025-2026年度の理事・監事選任に関する基本方針及び選任方法等について (掲載省略)
- 資料7 2025-2026年度公益社団法人日本図書館協会理事・監事選任日程について (掲載省略)
- 資料8 2025-2026年度における本法人の運営課題等について (p.310-311)
- 資料9 2024年度通算第2回（定時第2回）代議員総会の議題について (掲載省略)
- 資料10 第15期日本図書館協会認定司書の認定について (掲載省略)
- 資料11 日本図書館協会認定司書の抹消について (掲載省略)
- 資料12 公益社団法人日本図書館協会2022-2025年度代議員（個人・団体会員選出）補欠選挙結果報告（本誌4月号 p.216）
- 資料13 2024年度第3回 部会長・委員長会議 次第 (掲載省略)
- 資料14 「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」（第2回）議事次第 (掲載省略)
- 資料15 会員数一覧 (掲載省略)

<代議員総会>

- 資料1 公益社団法人日本図書館協会 定款の改正について (p.311-314)
- 資料2 公益社団法人日本図書館協会における2025-2026年度の理事・監事選任に関する基本方針及び選任方法等について (掲載省略)
- 資料2-1 2025-2026年度における本法人の運営課題等について (p.310-311)
- 資料2-2 2025-2026年度公益社団法人日本図書館協会理事・監事選任日程について (掲載省略)
- 資料3 公益社団法人日本図書館協会中長期財務計画の

概要（掲載省略）

- 資料3-1 中長期財務計画 (p.324-331)
- 資料4 2025年度公益社団法人日本図書館協会事業計画 (p.303-310)
- 資料5 正味財産増減予算書 (p.320-323)
- 資料6 公益社団法人日本図書館協会代議員選挙規程の改正について (p.315-319)
- 資料7 公益社団法人日本図書館協会2022-2025年度代議員（個人・団体会員選出）補欠選挙結果報告（本誌4月号 p.216）

**2025年度公益社団法人日本図書館協会
事業計画**

はじめに

日本図書館協会が公益社団法人となって11年となる。この間、公益社団法人日本図書館協会（以下「本協会」）の財務面では、会館建設に伴う長期借入金の返済は順調に進んだが、空調機器の経年劣化に伴うリース債務の増加や出版事業の売上減などの事業収入の減、会員の減少などの収益減が続き、厳しい状況となっている。2023年度は、新型コロナウイルス感染症 COVID-19の収束に伴い、対面での活動が増えたことによる経費の増加等による影響も大きく収支もかなり悪化し、年度決算では、当期経常増減額が▲1,371万円余りとなり、前年2022年度のそれは約▲300万円で、1000万円以上も赤字が増えている。

2024年度作成の「中長期財務計画（2025年度～2034年度）」において、今後10年間の収支のシミュレーションを行い、改善策を示している。

まず、個人会員の会員減少に歯止めをかけるために、新たな会員獲得に向け活動部会や委員会を活性化し開かれた組織となることが必要である。昨年末に「部会・委員会のありかた検討準備WG」を立ち上げ、課題を整理することから始めた。退会者を減らし、新たな会員を獲得するための方策の一つとしての取り組みである。図書館員の中で会計年度任用職員が占める割合も多くなっていることや、指定管理者制度で運営される図書館における職員状況など、図書館職員の非正規化の進行に対応した、会員獲得も必要であるが、さらに図書館を支援する市民個々にも協会会員となって活動してもらうなどの多様な会員の確保についても検討する必要がある。

また、寄附金・補助金、助成金、新規事業による収入の比率を高めることも求められる。

赤字決算となったことの反省を踏まえて、理事・代議

員・会員とともに「運営課題等について」に掲げた項目に真摯に取り組んでいかねばならない。10年後の本協会のあるべき姿を思い描き、それに向けたロードマップを会員にも提示できるようにしなければならない。

本協会は、定款第3条の目的に「(あらゆる図書館)の進歩発展を図る事業を行うことにより、人々の読書や情報資料の利用を支援し、もって文化及び学術並びに科学の振興に寄与すること」を掲げている。これに沿って、これまで本協会が、行ってきた事業を省みて、今後10年、20年の期間において、この目的を遂行することを実行していく組織であることが必要であろう。

公益法人は、会員のためだけの組織ではない。会員の会費が法人運営の多くを担保しているが、同時に公益法人であることで、税制面での恩恵を受けていることから活動の公益性が問われている。そのため、本協会は、図書館、図書館員だけでなく、利用者を含めた国民全体の組織としても運営されなければならない。そのような公益性を踏まえて、選ばれた代議員・理事がどう機能していくべきかを改めて考える必要がある。すべての国民に開かれた組織＝公益法人であるためには、すべての国民に協会の存在を認識してもらえる道を探るという姿勢が重要である。

理事・代議員もその役割を再認識し、会員に限らずすべての人々に見える形でどのように本協会が運営され、何を決定し、行っているかを示す必要がある。

2025年度は、理事・監事の改選の時期であり、外部理事や外部監事をそれぞれ1名以上導入することが、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の改正により求められることとなった。

また代議員選挙を行う年でもある。定款と代議員選挙規程の改正をした上での初めての選挙実施となる。

定款・規程の整備と役員の改選により、さらに本協会が活性化するように図っていきたい。

I. 基本方針

本協会は、日本国憲法・教育基本法の理念に基づいて、すべての国民がその必要な情報や資料を得るための施設である図書館を支援することを目的としている。

ここ数年、視覚障害者等の読書環境整備などを中心に図書館における読書バリアフリー法(通称)に基づく取り組みが進められている。通常の活字本による読書に困難のあるさまざまな人への「誰一人取り残さない」サービスが求められ、その実現に向けて本協会による支援が必要とされてもいる。そのような多様なサービスに対応し、サービスの品質を向上するためには、図書館員の雇用や勤務条件等の待遇の改善の側面からの支援が必要であり、指定管理者制度を採用する場合でも、サービスの向上につながるような適切な経費措置が求められる。その実現のため本協会の従来の見解を堅持し、各図書館を支え、

出版社及び書店その他の団体等と協力・連携して、本を読む人を育成し、読書する文化が広く人々の間に根付いて発展し、人々の生活が豊かになるよう、次に示す基本方針のもとに各事業に邁進する。

1. 図書館活動の中核を担う図書館員の社会的地位の向上と研修

公共図書館に限らず、図書館現場では非正規雇用職員が増加している。公立図書館で約7割、大学図書館で約6割、小・中・高等学校の学校図書館で約9割が非正規雇用の職員である。不安定な雇用環境の人が多数であることから、図書館の公共性を踏まえた、利用者のニーズに応えるレベルのサービスを守り続けることができるか憂慮すべき事態である。

2020年4月に導入された地方自治体の「会計年度任用職員」の任用問題について、「非正規雇用職員に関する委員会」から提言が出され、昨年12月には会計年度任用職員の任期更新について、県知事会、市長会、町村長会への要望とそれらをもとに記者会見を当協会が行った。また、各種図書館において、図書館活動の担い手の核となる世代が、いわゆる就職氷河期の世代で、正規の図書館員としての職を得ることができにくかったことは、今後大きく影響する課題である。

正規・非正規を問わず、人々の知識・情報要求に的確に応えるべく、図書館職員としての専門的知識・技能の向上をさらに目指して、多様な研修の機会を生み出せるよう努力する。その一つとして、本協会の認定司書が研修の講師となるなど、司書の価値を社会に訴え、総じて司書職の社会的地位の向上に努める。

<重点事業>

①全国図書館大会

111回を迎える全国図書館大会は、愛媛県で開催される。前年の長崎大会では対面式と録画配信の併用で開催したが、愛媛大会は対面式開催で準備が進められている。愛媛県立図書館への負担軽減を図りつつ、参加者の満足が得られる大会となるよう運営や内容の見直しを検討している。地方での図書館大会の開催は、どうしても開催地区の県立図書館の負担が大きくなるが、開催される地域の住民には、図書館の有用性を伝える機会ともなる。開催県内の図書館の活性化につながり、かつ、地域の住民に図書館への関心を抱いてもらい、図書館を利活用する意欲を生み出すものとなる。県立図書館をはじめ県内図書館とともに、本協会は、大会開催の成功に向けて、一丸となって努める。

②日本図書館協会認定司書制度の取り組み

認定司書は、「司書全体の研鑽努力を奨励するとともに、司書職のキャリア形成及び社会的認知の向上に資するため、図書館法第4条に規定する司書の高度な専門性を評価」(認定司書事業委員会規程第2条)し、図書館経営

の中核を担う司書として日本図書館協会が認定するもので、この制度をさらに充実・発展させていく。2025年3月現在認定司書は全国で172名となっており、第15期(2025年度)認定者は、2025年4月1日付で公表・追加される。

近年、認定司書が全国の研修会講師や地方自治体の諸委員会委員に登用される例が着実に増えている。認定司書がほぼ全国各地の配置となって存在感を増しており、図書館界の中核的な担い手である認定司書のイメージを定着させ、制度的成熟をもたらしている。2025年度は、第16期の申請を受付し、本協会認定司書制度の普及・拡大をさらに進める。

③各種研究集会・研修・セミナーの開催

活動部会、委員会等が計画する研究集会、セミナー等を積極的に展開する。

1980年にスタートした図書館建築研修会(第46回)と児童図書館員養成専門講座(第45回)、2000年に始まった中堅職員ステップアップ研修、障害者サービス担当職員養成講座や図書館基礎講座等をはじめ、昨年同様Web開催を含む東京以外の開催地開拓にも努める。このことで図書館員のみならず、図書館に関心を寄せる幅広い人々の関心を掘り起こすことにつながるテーマを検討し、本協会への期待を高める場を設ける。また、収益性の視点を組み入れた事業展開をしていきたい。

④図書館職員育成のための助成

これからの図書館を担う若手図書館職員の資質向上及び育成をはかるための「未来の図書館職員育成事業」を実施する。対象者は日本国内の図書館に勤務する者(常勤・非常勤を問わない)で、助成対象は(1)国内外の図書館に関係する学会・研究集会等への出席参加費及び旅費(2)国外図書館への短期研修に要する経費(3)国内外での図書館運営・サービス等に関する調査・研究経費(4)未来の図書館運営に関するプロジェクト実施経費(5)未来の図書館振興プロジェクトに係る経費とする。また、募集年度の応募時点で40歳未満の者を対象者とし、グループでの応募の場合は代表となる者が40歳未満であることとする。2025年度より10年間程度を実施年度とする。各年度のこの事業に資する予算は100万円以内、1件の上限は原則50万円とする。募集方法は公募とし、年度毎に1人1件とする。

2. 調査・研究・普及等、図書館振興のための取り組み

図書館資料の世界では、電子化が進行しており、音楽や映像の配信型資料提供や、無料提供される動画、学術情報のオープンアクセス化のほか、情報基盤のクラウド化等、情報環境も多様化している。

一方、図書館振興の観点からすれば、公共・大学・学校・専門の各図書館に共通して収集対象の資料が多様化しているにもかかわらず、十分な資料提供のための予算

が年々減少し深刻化している実態がある。

これら図書館を取り巻く状況を的確に分析した成果を図書館振興に役立てていくために、図書館の管理運営や、図書館サービスの課題ごとに調査・研究を進める。

地方交付税に対する本協会の対応について、関係省庁への要望の時期の検討を含め、さらに一歩すすめた活動を取り組めるようにしていく。

また、日本図書館協会図書館は、そうした活動を資料面で支えるための資料を積極的に収集・提供するとともに、非来館型のサービスの向上を努めていく。

<重点事業>

①調査・研究及びその成果の普及

活動部会及び委員会等で行ったテーマごとの調査・研究の成果を公にする。

②「日本目録規則2018年版」の維持活動

発見された問題の管理、対応策の検討や利用者からの各種質問等への対応を行う。必要に応じ誤植訂正の域を超える部分的変更を2022年度から継続して取り組みPDF版へ反映させる。刊行時点で盛り込まなかった諸課題や本規則の将来像について検討を行う。維持活動について必要に応じて国立国会図書館収集書誌部と連携して検討する。

③図書館員による図書紹介事業の推進

「図書館雑誌」で「図書館員のおすすめ本」を連載し、公共図書館、学校図書館等における選書等の参考となる図書の紹介を実施する。また機関誌内にとどまらず、広く選書等の参考に資するものとなるべく、雑誌掲載文章を本協会Webサイト上で公開する。また、「週刊読書人」及び「週刊読書人ウェブ」への転載を継続実施する。

④日本図書館協会建築賞の顕彰

1985年に設けられた日本図書館協会建築賞は、日本図書館協会が、建築としての質はもとより、そこで展開されているサービスもよく行われている優れた図書館建築を顕彰し、それを広く世に知らせることによって、図書館建築の質の向上を図ることを目的とするもので、この賞をさらに発展させていく。

3. 政策提言など図書館振興のための活動

国の図書館施策に対する政策提言については、引き続きの案件として、2024年12月に「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」に委員を派遣し2025年度末まで検討を行う。デジタル化や読書バリアフリーへの取り組みなど、社会の変化に学校図書館、公共図書館がどのような役割を果たしていくべきか検討し、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」「学校図書館ガイドライン」「学校図書館図書標準」などの改正を踏まえた検討を行う。

読書バリアフリーへの取り組みとして、各図書館の障害者サービスの実情を把握するための「障害者サービス

評価シート」の周知も行っていきたい。障害者サービスをめぐる国の障害者施策・著作権法・読書バリアフリー法等の課題に引き続き対応していく。こうした国や地方公共団体などが提起する図書館に関する政策に関して、積極的に情報を収集し、提供するとともに、これらに対して図書館振興の立場から、パブリックコメントの機会やその他適時・適切に政策提言や意見表明を行う。その際、必要に応じて、関係団体等とも意見交換を行う。

また、著作権法が改正され、図書館等による図書館資料の公衆送信による提供も可能となったが、実施するための課題は多い。それらを把握するとともに、利用が進められるよう、周知を図っていきたい。図書館職員と利用者への利便性を広げ、あわせて権利者にも資する方向をもとめて本協会として対応していきたい。

<重点事業>

①公立図書館の調査結果の活用

2024年度に公共図書館部会が実施した電子書籍に関するアンケート調査を取りまとめし、その成果を都道府県立図書館及び市区町村立図書館へ情報提供していく。

②学校図書館の整備・充実

文部科学省（以下「文科省」）「令和5年度公立学校における学校司書の配置状況に関する調査」（2024.6.20公表2024.9.10修正）により、今までわからなかった学校司書の実人数、複数校配置の状況等が明らかになった。また非正規雇用職員に関する委員会による学校図書館職員の実態調査（自治体向け、個人向け）から、学校司書の配置の実態等を把握することができた。給与・報酬の改善、勤務時間の増加、雇用期間の延長、研修等、学校司書の処遇の改善について取り組む。

文科省の「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」で「学校図書館ガイドライン」「学校図書館図書標準」などの改正を踏まえた検討を行い、新たな「学校図書館図書整備等5か年計画」を見据えた学校図書館図書の整備、学校図書館への新聞配備、学校司書の配置のさらなる充実をはかる内容とする。また、特別支援学校の図書館設置や特別支援学級の図書利用の取り組みの充実をはかる。

③認知症予防に対する貢献

健康情報委員会と障害者サービス委員会の合同により設けられた認知症バリアフリー図書館特別検討チームの設置期間をさらに延長し、認知症の予防に資する図書館の活動の実現につながる事業に関する検討を引き続き行う。

④自然災害への備えの呼びかけ

2024年は1月1日の能登半島地震など自然災害の多く発生した年であり、被災した図書館もある。2024年8月に発生した日向灘沖地震に伴う南海トラフ地震への危険喚起に対応して、図書館災害対策委員会は「図書館で考える南海トラフ地震への備え」を公表した。今後も、自然

災害への備えと対応に関する情報を適宜発信する。

Ⅱ. 事業計画（公益目的事業）

1. 大会・集会・育成

(1) 全国図書館大会

名 称	時 期	場 所	分科会担当
第111回全国図書館大会愛媛大会	2025年10月30日(木)～10月31日(金)	愛媛県県民文化会館（メインホール）ほか	地元開催分科会：大会実行委員会、テーマ別分科会：各運営委員会

(2) 認定司書事業（認定司書事業委員会）

* 2025年3月現在：172名認定

事 項	時 期
申 請	2025年11月
審 査	2025年12月～2026年3月
発 効	2026年4月1日（第16期）

* 備考：2025年4月1日第15期発効

(3) 部会による研究会・シンポジウム

（日本図書館協会会館が場所の場合、「協会」と略記）

担当部会	時 期	名 称・内 容	場 所
公共図書館	年度中	全国公共図書館研究集会 ○サービス部門 総合・経営部門	静岡県
		○児童青少年部門	長崎県
大学図書館	秋期	大学図書館シンポジウムとして、研究集会を開催する。	検討中
短期大学・高等専門学校図書館	2025年11月予定	ワークショップ見学研修会（内容未定）	未定
学校図書館	2025年8月8日(金)～8月9日(土)	第53回夏季研究集会	協会+オンライン
	未定	学習会（必要に応じて）	未定
図書館情報学教育	2025年5～6月	第1回研究集会	協会
	2026年3月	第2回研究集会	協会

(4) 委員会による研修・セミナー・講座等

（日本図書館協会会館が場所の場合、「協会」と略記）

担当委員会	時 期	名 称・内 容	場 所
図書館政策企画	年度内	図書館政策セミナー	協会・オンライン
図書館の自由	2025年9月	図書館の自由セミナー（仮）	協会・オンライン

	2026年2月 (未定)	「図書館員の倫理綱領」制定45周年記念講演会	協会
図書館利用教育	2026年3月 (予定)	利用教育実践セミナー	未定
資料保存	2025年10月	資料保存シンポジウム（情報保存研究会との共催）（内容未定）	未定
	2025年8月、2026年2月	資料保存セミナーの開催（8月は外部講師予定）（内容未定）	未定
	2025年5月、2026年1月	資料保存見学会の開催（内容未定）	未定
障害者サービス（関西）	2025年4月から6月頃 1日間	音訳者・音訳ボランティアのための著作権セミナー	オンライン開催
障害者サービス（関東）	2025年6月頃 2日間	障害者サービス担当職員養成講座（入門）	協会及び後日配信
	2026年2月頃 1日間	障害者サービス担当職員養成講座（中級）	
障害者サービス（関西）	2025年10月から12月頃	障害者サービス担当職員向け講座（体験講座または実習）	オンライン開催
児童青少年	前期：2025年6月24日～6月29日	第45回児童図書館員養成専門講座	主に協会
	後期：2025年9月24日～10月3日		
研修事業	2025年10月～12月（予定）	中堅職員ステップアップ研修（1）※10月はオリエンテーション	オンライン開催
	2025年6月～10月（予定）	中堅職員ステップアップ研修（2）※6月はオリエンテーション	オンライン20科目＋対面4科目開催
国際交流事業	2025年11月	図書館総合展 IFLA セッション	オンライン開催
図書館施設	2026年2月（予定）	第46回図書館建築研修会 テーマ：未定	大阪市近郊（予定）
出版流通	2025年11月	図書館納入調査の報告（日本図書館情報学会におけるポスター発表）	同志社大学
健康情報	2026年2月	研修会 内容未定	会場またはオンライン開催

認知症バリアフリー図書館特別検討チーム	2025年10月～2026年1月で開催予定	認知症に関するセミナー	対面・オンライン
非正規雇用職員に関する	未定	非正規雇用職員セミナー 東京・九州 東京：ハイブリット、九州：会場	東京・未定
	未定	図書館基礎講座 全国・関西・九州 全国：オンライン、関西・九州：会場	東京・大阪・佐賀

2. 調査研究・検討会・資料刊行

■活動部会（括弧内は担当部会）

①『公共図書館部会通信』発行（公共図書館）

②部会報『JLA 短大・高専図書館部会報』8月発行予定（1回予定）、電子版及び印刷版の保存・寄贈等。引き続き JLA Web サイト内の部会コンテンツの充実（短期大学・高等専門学校図書館）

③部会報発行（年3回）、ブックレット『学校図書館施設設備基準 第2版』の年度をまたいだ作成（学校図書館）

④部会対面・オンライン交流会（年間4回開催予定）（専門図書館）

⑤部会報刊行（年2～3回）、『日本の図書館情報学教育』編集及び補足調査（図書館情報学教育）

■委員会（括弧内は担当委員会）

①・「図書館政策資料」の刊行・「図書館における指定管理者制度の導入等の調査」の実施（図書館政策企画）

②・『（仮）学校図書館関係著作権 Q&A』作成、発行に向けての調査研究（著作権）

③・『図書館の自由』ニューズレターの発行（年4回、電子媒体で無料発行）

・『「図書館員の倫理綱領」解説』増補改訂の準備

・図書館の自由に関する事例集の準備（図書館の自由）

④・情報リテラシー教育の枠組み（仮称）作成に向けた調査研究：『図書館利用教育ガイドライン』を発展させ、改訂版にあたる枠組みを作成する調査研究

・『問いを作るスパイラル』改訂版の編集・刊行

・図書館利用教育関連文献情報の収集・整理・下記『通信』にて配信

・メールマガジン『利用教育委員会通信』の編集・発行（不定期刊行）（図書館利用教育）

⑤・情報誌『ネットワーク資料保存』（Web版）刊行（年4回）（資料保存）

⑥・『ニューズレター』の刊行（年2回：Web）

・公立図書館児童サービス実態調査（2026年度刊行予定）（児童青少年）

- ⑦・『図書館雑誌』2025年4月～2026年3月号刊行（図書館雑誌編集）
- ⑧・『現代の図書館』第63巻1号～第63巻4号を刊行（現代の図書館編集）
- ⑨・『図書館年鑑2025』の刊行（図書館年鑑編集）
- ⑩・『JLA 図書館実践シリーズ』（2004年刊行開始）の充実と「JLA 図書館情報学テキストシリーズⅢ」（2012年刊行）残り1点出版完結
- ・部会・委員会から提出された出版企画を調整するとともに、刊行に向け支援
 - ・会員及び図書館関係者から提案のあった出版企画の取り扱いを決定
 - ・会員及び図書館関係者が著者・編者となっている出版物の日本図書館協会での発売に関する確認
 - ・会員及び図書館関係者に資する講演記録、各委員会の活動成果報告、新たな知見についての解説などをハンディにまとめる「JLA Booklet」（2017年刊行開始）企画を推進
 - ・本協会出版物の電子化と提供を推進
 - ・出版物の質的向上に努める（出版）
- ⑪・「目録の作成と提供に関する調査」を全国の公共図書館、大学図書館、短大・高専図書館を対象に行い、結果の集計・分析を行い2025年度もしくは2026年度に協会 Web サイトで PDF 公開し、報告発表を行う。
- ・NCR2018の普及活動として、その実装について各書誌データ作成機関における状況の把握に努め、各機関からの質問・要望等を検討する。
 - ・目録の国際的動向等の把握について、IFLAの諸活動やRDAをめぐる動きなど国際的な目録動向の把握に努め、特にRDAに注視し、調査検討を行う。（目録）
- ⑫・NDCの内容、適用等に関して、利用者（館）から寄せられる質問・指摘について審議し回答する。
- ・新訂10版の次版に向けての改訂方針を検討し、案を策定する。
 - ・今後のNDCデータの維持・管理、提供方法の改善について検討する。
 - ・NDCグッズを製作し頒布する。（分類）
- ⑬・電子的な方法による公共図書館調査についての改善・改良を検討
- ・公共図書館調査の対象図書館の見直し検討
 - ・大学・短期大学・高等専門学校図書館調査の対象図書館及び記入項目等の見直し
 - ・『日本の図書館』2025年版の刊行（紙媒体・CD-ROM版）
 - ・『図書館雑誌』連載記事の掲載
 - ・協会 Web サイト上で図書館統計データ紹介（図書館調査事業）
- ⑭・図書館施設調査の実施
- ・『第46回図書館建築研修会』（テキスト）の刊行
 - ・シリーズ図書館建築の新シリーズ企画（予定）（図書館施設）
- ⑮・資料収集の実情把握のための公共図書館資料購入実態調査。（出版流通）
- ⑯・多文化サービス実態調査実施と結果データの協会 Web サイト掲載。
- ・委員会 Web サイトに「多文化サービス Q&A」の公開継続と掲載リンクの更新（多文化サービス）
- ⑰・『やってみよう図書館での医療・健康情報サービス』の改訂準備（健康情報）
- ・9月のアルツハイマー月間中の各図書館の取組事例の集約・周知・調査
 - ・「認知症バリアフリー社会実現のための手引き（図書館編）」改定調整
 - ・図書館サービスに活用できる認知症ブックレット作成検討
 - ・認知症に関する図書館の取組動画の作成・検討
 - ・「認知症バリアフリー社会実現のための手引き（図書館編）」（日本認知症官民協議会）の動画の活用推進（障害者サービス委員会・健康情報委員会認知症バリアフリー図書館特別検討チーム）
- ⑱・認定司書制度改革委員会（委員会内部で設置した小委）による新枠組みの理事会検討後の意見募集（認定司書事業）
- ⑲・『続・司書が書く 図書館員のおすすめ本』刊行（図書紹介事業）
- ⑳・『学校図書館職員調査に見る図書館司書の現状』（仮題）刊行（非正規雇用職員に関する）

3. 日図協図書館の整備・運営

日図協図書館は、図書館運営委員会が円滑な運営のために調査審議している。委員会は引き続き、日図協図書館の中長期計画に基づき、3つの計画区分（社会貢献、サービスの充実、運営基盤の安定化）について助言・協力していく。

日図協図書館は、2025年度は次の3点の実現を計画する。

- ①寄贈資料の受入れ体制の確立、②OPACの機能充実、③図書館ホームページの充実による広報活動の推進。
- また私立図書館についてヒアリングや見学等を実施し、他館の実情把握を通して日図協図書館の運営に活かしていく。

4. 図書館の振興

- (1) 政策提言に関する事業（理事会、常任理事会、活動部会、委員会）

国の施策等に対して情報を収集し、政策提言を行う。引き続きの案件として、「図書館関係地方交付税の改善」要望のあり方の検討や、「図書・雑誌への消費税軽減税率

の適用」等がある。

また、図書館政策については、図書館政策資料の収集、刊行や「図書館における指定管理者制度の導入等の調査」の実施を行う。

図書館の自由に関連しては、図書館の自由に関する事例の調査、研究及び相談への対応と意見表明、「こらむ図書館の自由」(『図書館雑誌』連載)執筆、情報発信強化(委員会サイト、ニューズレター、協会メルマガ、X(旧Twitter))活用、図書館の自由展示パネル、自由宣言ポスター、自由宣言ハガキほか委員会グッズを通して自由宣言の趣旨普及などを図る。

活発に活動している障害者サービス委員会では、国の障害者施策・著作権法、読書バリアフリー法等の課題への対応を行う。

(2) 図書館設置及び運営等に関する相談、講師の派遣又は紹介事業(関係委員会)

各地の図書館・団体等からの相談に応じて、必要な講師の派遣又は紹介を行う。

(3) 日本図書館協会建築賞事業(図書館施設委員会)

第41回図書館建築賞の選考をすすめ、適宜表彰する。
第42回図書館建築賞の募集要綱を策定する。

(4) 図書館災害対策事業(図書館災害対策委員会)

昨年1月1日に発生した能登半島地震や9月の豪雨被害など被災図書館に対し、有効な支援をしていくことの必要性が増してきた。

激甚な災害等により被災した図書館等への国の支援策及び災害時における都道府県立図書館の果たす役割や、災害支援情報の提供について図書館が果たす役割等についての学習会を開催する。

図書館の災害対策、減災・防災、復旧・復興等に関する研修会等への講師派遣を行う。

激甚な災害において、図書館等における被害を可能な範囲で収集し、Webサイト等を通じて公開し情報の共有を図る。情報の収集には、都道府県立図書館のほか、関係団体と連携する。

災害等発生時に迅速な情報収集体制、支援体制を整えるため、恒常的な災害支援のための体制構築に向けた協議を国や関係団体等と進める。

被災した図書館の調査を行い、支援について聞き取りを行い、必要な場合には具体的な支援を行う。

また、被災した図書館の復旧・復興を支援するため必要に応じて寄附金の募集を行い、物心両面の支援を行う。

また、被災図書館への支援体制の構築手法、災害対応への支援手法、国や地方自治体との連絡体制の確立等、災害発生時の図書館支援を総合的に構築する体制についての調査研究を行う。

(5) その他図書館振興に資する事業

①図書館総合展(10月22日～24日開催)への出展・協力検討

②本協会役員が各地区図書館協会開催の会員のつどいや講演会・講習会等に積極的に参加して、地方と密着した本協会運営に取り組む。

③国際交流事業(国際交流事業委員会)

・米国アリゾナ州図書館協会(AzLA)ホーナー国際交流基金による研修生の受入

・国際図書館連盟(IFLA)2025年カザフスタン大会の周知・参加・報告

・韓国図書館協会との交流(韓国図書館大会への参加)

④図書館記念日(4月30日)・図書館振興の月(5月)ポスター頒布事業

⑤図書館振興を図る団体との連携

⑥公立図書館等の資料費増額等に向けた運動に関する出版界との連携

⑦本協会Webサイトの刷新

Ⅲ. 収益目的事業

日本図書館協会会館の貸与事業については、会館6階を図書館関係団体との間で貸与事業を行う。また、その他収益を得られる事業の情報を収集し、実施していく。

Ⅳ. 管理運営

1. 健全な財務基盤の確立

2025年度は、2024年度に策定した中長期財務計画(2025年度～2034年度)に基づき、収益の確保及び支出の抑制に努める。

収益については以下により確保に努めるとともに、まずは、恒常的な事業収益の確保に向けた体制作りに取り組む。

・会費収入については、新入会員の勧誘に努めることはもちろんであるが、まずは会員の退会を減らすことを目標とする。また、会費の値上げについての検討も引き続き行う。

・事業収益の内、出版事業については、実践シリーズ等の基本的な書籍の出版を行うとともに、要望の多い図書館ハンドブック、図書館用語集の改訂に取り掛かる。

・研修事業については、各委員会で実施する研修を体系化し、セミナー等開催事務の標準化をはかり、事業としての実施体制を構築し、収益増を目指す。

・その他の収益については、資料交換センター不定期発送業務を積極的に受注する。

・以上の他、積極的に寄附を募り、企業等の協賛、賛助会員の確保にも努める。

支出については、人件費の抑制に努めるほか、事業経費の見直しによる節減をはかる。

一方、建築設備において改善を求められている、非常灯等の改修経費を修繕費として見込むこととする。

以上により、経常収支比率を100%以上とすることを目標とする。

2. 適切・公正・透明な管理運営の推進

代議員総会、理事会、常任理事会において、適切・公正・透明な運営体制を確立する。そのため、管理運営に関する情報開示を推進する。133年歩んできた本協会を一層発展させるためには、財務状況の健全化とコンプライアンス遵守を本協会の最も重要な法人運営課題として位置づけ、個々の会員が協会への参加・議論の中心となるよう、本協会の総力を挙げて取り組んでいく。そのことにより社会的にさらに信用を得て、会員にも存在感のある協会であるように、そして公益法人として躍進していける年とするよう努める。このため、本協会役員が各地区図書館協会等開催の会員の集いや講演会・講習会等に積極的に参加し、地方と密着した協会運営に取り組む。

また、部会・委員会の活性化を図る観点から昨年10月31日に発足した「部会・委員会のありかた検討準備WG」の課題整理の報告をもとに協会を魅力的なものとし会員の満足度を高めていくよう努めていく。さらに、今後10年間を見据えて策定された本協会の「中長期財務計画(2025年度～2034年度)」の堅実な実施により財務状況の改善をはかり、図書館の振興のための活動を続ける協会として創立140年を迎えられるようにしていく。

2025-2026年度における 本法人の運営課題等について

公益社団法人日本図書館協会
理事長 植松 貞夫

1. 健全な財務基盤の確立に向けた取り組み

日本図書館協会が公益社団法人となって11年となる。この間、会館建設に伴う長期借入金の返済は順調に進み、2025年度前半で完済となる。一方で、コロナ禍での業務の停滞などに起因する会員の減少に伴う会費収入や出版等の事業収入の減少に加え、大幅なメンテナンスを要する時期に至っている会館の修繕費用の確保や諸物価の値上げへの対応など、財務上の課題は多い。この認識のもと、2024年度末には今後10年間を見据えた本協会の「中長期財務計画」を策定した。2025-2026年度においては、この計画に沿って、財務基盤の健全化・安定化を追求する。

「中長期財務計画」でも指摘されているように、財務基盤の安定化には、収入源の拡大と支出の縮減が基本となることは言うまでもない。収入の拡大では、個人会員、施設等会員双方の会員減少（新たな会員獲得及び退会者の減少）に歯止めをかけることが喫緊の課題である。

生涯学習という視点からは、会員は、本法人の活動に参画し、自己の生活を充実させようとする行動主体・学習主体と捉えることができる。「入会したい、会員であり

続けたい」協会であるためには、個々の会員が、自分の見解や意見が協会の意思決定に反映されているという実感や、活動に関与・参画しているという意識を得られる事が求められる。しかしながら実態は、機関誌の送付や研修等、会員サービスの対象、すなわち、受け手にとどまることが少なくない。この状況を改善するため、2024年度から部会・委員会のあり方の見直しに着手した。若手の会員が部会や委員会に自由に参加し、議論に参加し勉強できる「開かれた」部会・委員会となるための方策を検討し、早急な実施に向けて対応を整えていく。

また、2025年度には第111回となる全国図書館大会は、多くの会員が集い、学び、交流する場であり、開催道府県内の図書館の活性化を促すとともに多くの人々の図書館への関心を喚起できる場である。2024年度から開催地に過度な負担にならない運営方法の検討を開始した。可能などころから全国大会の開催を安定的に継続できる体制の整備を進めていく。

そして、読書と図書館に関心を持つ、多くの人々に本法人への関心と理解を得られるような広報活動の強化や事業の展開を行うことで、賛助会員の獲得や寄附金による収入の増加を図る方策の検討が必要である。

2. コンプライアンスの確立とガバナンスの強化の継続

本法人は、2019年1月31日に理事会に提出された「株式会社ムービーマネジメントカンパニー及びアルスヴィータ株式会社事件検証委員会」報告書で提示された「今後の本法人の適切な運営に向けての提言」に基づき、これまでに諸規程の整備を行い、コンプライアンスの確立とガバナンスの強化に向けての基盤を確立した。この基盤に立って、2025-2026年度も監事による監察の下、コンプライアンスの確立とガバナンスの強化に向けた取り組みを継続することが求められる。

とりわけ、本法人が、会員のための組織というだけではなく、図書館と図書館員を支援することを通して、日本の文化的発展に貢献するという公益法人の意義と役割に関して、役員（代議員、理事、監事）ならびに委員会委員はもとより、すべての会員の認識を高め、国民全体のための組織として運営されなければならない。そのためには、業務執行権を有する理事、経営に参画する理事、代議員の役割分担の明確化、課題・問題点の共有化、意思決定の迅速化・効率化を図ることが必要である。

3. 事業計画の優先順位に関する意識の確立

本協会は、日本国憲法、教育基本法の理念に基づいて、すべての国民がその必要な情報と資料を得るための施設である図書館の進歩発展を支援する事を目的としている。しかし、図書館と図書館員を巡る社会状況には、本法人として見逃すことのできない問題が多々存在する。資料購入費の定常的な縮減や指定管理者制度に象徴される図

書館の経営基盤の脆弱化、専門職制度の衰退と非正規雇用職員の増加などは、その代表例である。こうした事柄に対する国の施策等に対して情報を収集し、部会・委員会・会員間で検討の上、適切な政策提言を行っていかなければならない。

新型コロナウイルスの感染拡大などを契機として急増した電子資料の貸出サービスを提供する自治体数が、都道府県を含むすべての自治体の3割を超え、学校図書館へのサービス拡大も進められている。また、社会全体のデジタルシフトは、情報の効率的流通をもたらした一方で、フェイクニュースの氾濫による混乱も引き起こしている。近年実用化された生成型AIは図書館を含め幅広い領域において大きな革新をもたらすと予測されている。

さらに、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」の施行以降、読書に「困難」のある人に対する読書バリアフリー環境の整備、持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)に対する図書館の貢献活動の推進など、国内の図書館に対して啓発活動を行うことは、本法人ならではの社会貢献である。

しかし、現在の職員体制や財務状況を考慮した場合、関係する事業を総花的に企画実施することは不可能である。そのため、本法人の能力と制約に関する分析的確に行い、達成の優先順位を明確にした上で、関連機関等と連携・協力して事業を遂行することが、2025-2026年度の運営課題となる。

公益社団法人日本図書館協会 定款の改正について

1. 改正の趣旨

2019年4月に設置された「コンプライアンス再建検討委員会」から「代議員数は会員100名に対して概ね1人という定款の規程と大幅に乖離しており、定款違反状態にある。」との指摘があったことから、2020年度に設置された「公益社団法人日本図書館協会定款第13条の代議員選出方法等を検討するワーキンググループ」での検討を経て、2022年7月から2023年9月末まで設置された「公益社団法人 日本図書館協会 代議員定数等検討委員会」において、このことについての検討が行われ、同委員会「報告書(最終補訂版)」により理事会へ提出された改正案を基に、2024年度通算第1回(定時第1回)代議員総

会での意見を踏まえて改正を行う。

2. 改正箇所

定款「第4章代議員及び代議員総会」における第13条(代議員)、第14条(代議員の任期)及び第15条(補欠の代議員)の改正を行う。また、第31条(理事及び監事の選任並びに解任等)についても「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第70条第1項に則った改正を行う。なお、代議員総会での意見を踏まえて修正する箇所は以下のとおり。

- ・第13条第3項第3号及び第4号の修正
- ・第14条の代議員の任期についての修正
- ・第15条第2項の修正及び第3項の追加
- ・第31条第5項の修正

3. 改正の手続き

2024年度通算第2回(定時第2回)代議員総会で改正案を審議し議決する。(議決権の3分の2以上の多数)その後、内閣府へ定款改正の手続きを行う。

定款新旧対照表

修 正 案	代議員総会提案改正案	現 行
(省略)	(省略)	(省略)
第4章代議員及び代議員総会 (代議員) 第13条 この法人に代議員を置く。 代議員は定款第6条に定める正会員の 個人会員及び施設等会員からそれぞれ 選出し、その合計を70名以上100 名以内とする。 2 前項の代議員をもって、一般社	第4章代議員及び代議員総会 (代議員) 第13条 この法人に代議員を置く。 代議員は定款第6条に定める正会員の 個人会員及び施設等会員からそれぞれ 選出し、その合計を70名以上100 名以内とする。 2 前項の代議員をもって、一般社	第4章代議員及び代議員総会 (代議員) 第13条 この法人に代議員を置く。 代議員は、概ね正会員100人の中から 1人の割合をもって選出されるもの とする(小数点以下の端数が生じた 場合は、原則として切り上げる)。 2 前項の代議員をもって、一般社

団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）に規定する社員とする。 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員の選出は選挙区単位で次の通り行う。 (1) 選挙区ごとに1人の代議員を置き、以後正会員100人を超えるごとに代議員1人を追加する。 (2) 個人会員の選挙区単位は都道府県とする（以下「都道府県選挙区」という。）。施設等会員の選挙区単位はこの法人の活動部会及び団体の区分によるものとする（以下「施設等選挙区」という。）。 (3) 代議員選挙における得票数が3に満たないものは代議員になることができない。ただし、活動部会の区分による選挙区においてはこの限りではない。 (4) 本項第1号から第3号により算定した代議員数が、第1項の定数外となる場合、以下のとおりとする。 1) その数が定数を超えるときは最も代議員数が多い選挙区から順次1名ずつ減じることとする。ただし、同じ代議員数の選挙区から減じる場合は、正会員数のより少ない選挙区を当てる。 2) その数が定数を不足するときは、正会員数がより多く1名増するに近い選挙区から順次1人ずつ増することとする。 (5) その他代議員選挙を行うために必要な事項は理事会が別に定める。 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。 5 正会員は、第3項に規定する代議員選挙において代議員を選挙する権利を有する。 6 理事又は理事会は、代議員を選出することができない。ただし、理事は正会員としての権利義務を行使することができる。	団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）に規定する社員とする。 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員の選出は選挙区単位で次の通り行う。 (1) 選挙区ごとに1人の代議員を置き、以後正会員100人を超えるごとに代議員1人を追加する。 (2) 個人会員の選挙区単位は都道府県とする（以下「都道府県選挙区」という。）。施設等会員の選挙区単位はこの法人の活動部会及び団体の区分によるものとする（以下「施設等選挙区」という。）。 (3) 代議員選挙における得票数が3に満たないものは代議員になることができない。 (4) 本項第1号から第3号により算定した代議員数が、第1項の定数外となる場合、その数が定数を超えるときは最も代議員数が多い選挙区から順次1名ずつ減じることとする。ただし、同じ代議員数の選挙区から減じる場合は、正会員数のより少ない選挙区を当てる。また、その数が定数を不足するときは、正会員数がより多く1名増するに近い選挙区から順次1人ずつ増することとする。 (5) その他代議員選挙を行うために必要な事項は別規程をもって定める。 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。 5 正会員は、第3項に規定する代議員選挙において代議員を選挙する権利を有する。 6 理事又は理事会は、代議員を選出することができない。ただし、理事は正会員としての権利義務を行使することができる。	団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）に規定する社員とする。 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な事項は理事会が定める。 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。 5 正会員は、第3項に規定する代議員選挙において代議員を選挙する権利を有する。 6 理事又は理事会は、代議員を選出することができない。ただし、理事は正会員としての権利義務を行使することができる。
--	---	--

7 第3項に規定する代議員選挙は、代議員の任期が満了する年の1月から3月までに実施する。 (代議員の任期と資格喪失) 第14条 代議員の任期は、<u>選任から3年を経過後に最初に実施される代議員選挙の終了の時までとし、再任を妨げない。ただし、代議員は、第9条から第11条までの規定により会員資格を喪失したときは、代議員の資格を失う。また、第13条第3項により各選挙区から選出された代議員は、選出後に、選出時の選挙区以外に移動した場合は、代議員資格を失う。</u> (省略) (補欠の代議員) 第15条 代議員が欠けた場合は、当該事由が生じたときの直前の代議員選挙における当該選挙区の次点者が補欠の代議員としてその任に当たる。ただし、当該次点者の得票数が<u>3に満たない場合は補欠の代議員とすることはできない。</u> 2 前項に規定する措置によって<u>補欠の代議員の選出を行ってもなお、定数に達しない場合には、原則として補欠選挙により代議員を選出する。</u> 3 前二項に規定する補欠の代議員の任期は、<u>その前任者の残任期間とする。</u> (省略) (理事及び監事の選任並びに解任等) 第31条 理事及び監事の選任は、代議員総会の決議によって行う。この選任に必要な事項は、代議員総会が別に定める。 (2～4省略) 5 理事及び監事は、代議員総会の決議によって解任することができる。	7 第3項に規定する代議員選挙は、代議員の任期が満了する年の1月から3月までに実施する。 (代議員の任期と資格喪失) 第14条 代議員の任期は、選任の4年後に実施される代議員選挙の終了の時までとし、再任を妨げない。ただし、代議員は、第9条から第11条までの規定により会員資格を喪失したときは、代議員の資格を失う。<u>また、第13条第3項により各選挙区から選出された代議員は、選出後に、選出時の選挙区以外に移動した場合は、代議員資格を失う。</u> (省略) (補欠の代議員) 第15条 代議員が欠けた場合は、当該事由が生じたときの直前の代議員選挙における当該選挙区の次点者が補欠の代議員としてその任に当たる。ただし、当該次点者の得票数が<u>3に満たない場合は補欠の代議員とすることはできない。</u> 2 前項に規定する補欠の代議員の任期は、<u>その前任者の残任期間とする。</u> (省略)	7 第3項に規定する代議員選挙は、代議員の任期が満了する年の1月から3月までに実施する。 (代議員の任期) 第14条 代議員の任期は、<u>選任の4年後に実施される代議員選挙の終了の時までとし、再任を妨げない。ただし、代議員は、第9条から第11条までの規定により会員資格を喪失したときは、代議員の資格を失う。</u> (省略) (補欠の代議員) 第15条 代議員が欠けた場合は、当該事由が生じたときの直前の代議員選挙における次点者が補欠の代議員としてその任に当たる。 2 前項に規定する補欠の代議員の任期は、<u>任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。</u> (省略) (理事及び監事の選任並びに解任等) 第31条 理事及び監事の選任は、代議員総会の決議によって行う。この選任に必要な事項は、代議員総会が別に定める。 (2～4省略) 5 理事及び監事が次のいずれかに該当するときは、代議員総会の決議によって、その理事又は監事を解任することができる。 (1) 職務上の義務に違反し、又は職
--	--	--

附則 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成26年1月21日）から施行する。 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第55条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。 3 この定款の施行後最初の代議員は、この定款の施行前に、この定款第13条の規定と同じ方法によってあらかじめ行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。 4 この法人の最初の代表理事は森茜とする。 5 この法人の最初の役員は、次に掲げる者とする。 理事 大場高志、奥村次徳、小田光宏、小池信彦、佐藤尚子、鈴木良雄、高橋恵美子、谷口豊、津田恵子、永利和則、西野一夫、西村彩枝子、福富洋一郎、前田章夫、松井正英、松尾昇治、森茜、諸田清、山本宏義 監事 清田義昭、土田正、松本香 6 この定款の変更は2025年 月 日から施行する。	附則 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成26年1月21日）から施行する。 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第55条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。 3 この定款の施行後最初の代議員は、この定款の施行前に、この定款第13条の規定と同じ方法によってあらかじめ行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。 4 この法人の最初の代表理事は森茜とする。 5 この法人の最初の役員は、次に掲げる者とする。 理事 大場高志、奥村次徳、小田光宏、小池信彦、佐藤尚子、鈴木良雄、高橋恵美子、谷口豊、津田恵子、永利和則、西野一夫、西村彩枝子、福富洋一郎、前田章夫、松井正英、松尾昇治、森茜、諸田清、山本宏義 監事 清田義昭、土田正、松本香 6 この定款の変更は2025年 月 日から施行する。	務を怠ったとき (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障がある、又はこれに堪えないとき 附則 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成26年1月21日）から施行する。 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第55条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。 3 この定款の施行後最初の代議員は、この定款の施行前に、この定款第13条の規定と同じ方法によってあらかじめ行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。 4 この法人の最初の代表理事は森茜とする。 5 この法人の最初の役員は、次に掲げる者とする。 理事 大場高志、奥村次徳、小田光宏、小池信彦、佐藤尚子、鈴木良雄、高橋恵美子、谷口豊、津田恵子、永利和則、西野一夫、西村彩枝子、福富洋一郎、前田章夫、松井正英、松尾昇治、森茜、諸田清、山本宏義 監事 清田義昭、土田正、松本香
--	--	---

公益社団法人日本図書館協会 代議員選挙規程の改正について

1. 改正の趣旨

公益社団法人日本図書館協会定款の改正に伴い、公益社団法人日本図書館協会代議員選挙規程における必要な改正を行う。合わせて代議員選挙を実施するにあたり不明確となっていた箇所についての改正も行う。

2. 改正箇所

定款第13条の改正に平仄を合わせる改正（第1条、第2条第1項、第3条、第4条第2項、第5条、第6条、第21条、第24条）のほか、第2条（定義）、第4条（選挙区）第3項、第13条（委員会の業務）、第19条（施設等選挙区の特例）、第25条（補欠の代議員）[改正後第24条]の改正を行う。

3. 改正の手続き

改正案議決の後、2024年度通算第2回（定時第2回）代議員総会に報告する。なお、施行日は定款の施行日と同日とする。

公益社団法人日本図書館協会代議員選挙規程新旧対照表

修 正 案	代議員総会提案改正案	現 行
第1章 総則 （目的） 第1条 本規程は、公益社団法人日本図書館協会定款第13条第3項により定められた代議員の選出に必要な事項を定める。 （定義） 第2条 代議員とは、定款第6条第1項第1号に定める正会員（以下「正会員」という。）であって、<u>定款第13条に基づき選出された者で、定款第13条第2項の定めにより一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員として、定款第17条に規定する代議員総会で議決を行う者</u>をいう。 <u>2 定款第6条第1項第1号2）に定める施設等会員（以下「施設等会員」という。）が代議員である場合には、定款第7条第2項に規定する施設等会員代表者が代議員業務にあたるが、あらかじめこの法人に届出ることにより施設等会員代表者の指定する者を代議員業務にあたらせることができる。</u> （選出方法） 第3条 代議員は、正会員の中から、<u>定款第13条第3項に基づき正会員による選挙</u>により選出する。 （選挙区） 第4条 正会員は、入会にあつ	第1章総則 （目的） 第1条 本規程は、公益社団法人日本図書館協会定款第13条第3項により定められた代議員の選出に必要な事項を定める。 （定義） 第2条 代議員とは、定款第6条第1項第1号に定める正会員（以下「正会員」という。）であって、<u>定款第13条に基づき選出された者で、定款第13条第2項の定めにより一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員として、定款第17条に規定する代議員総会で議決を行う者</u>をいう。 （選出方法） 第3条 代議員は、正会員の中から、<u>定款第13条第3項に基づき正会員の選挙</u>により選出する。 （選挙区） 第4条 正会員は、入会にあつ	第1章 総則 （目的） 第1条 本規程は、公益社団法人日本図書館協会定款第13条第3項により<u>理事会において定めることとされる代議員の選出に必要な事項を定める。</u> （定義） 第2条 代議員とは、定款第6条第1号に定める正会員（以下「正会員」という。）であって、<u>本規程に基づき選出された者で、定款第13条第1項の定めにより一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員として、定款第17条に規定する代議員総会で議決を行う者</u>をいう。 （選出方法） 第3条 代議員は、正会員の中から、正会員の選挙により選出する。 （選挙区） 第4条 正会員は、入会にあつ

て、所属する選挙区を登録するものとする。

2 選挙区は、定款第13条第3項第2号に定める都道府県選挙区及び施設等選挙区とする。

3 都道府県選挙区は、定款第6条第1項第1号に定める個人会員（以下「個人会員」という。）に適用するものとし、原則としてその現在居住地をもって充てる。ただし、居住地と勤務地を含む主たる活動場所（以下「勤務地等」という。）とて都道府県を異にする場合は、勤務地をもって選挙区とすることができる。また、居住地が海外である場合は、原則として東京都を選挙区とするが、国内在住時の最終居住地又は勤務地をもって選挙区とすることができる。

4 施設等選挙区は、施設等会員に適用する。

（代議員の定数）

第5条 この法人の代議員の定数は、定款第13条第1項に規定する範囲内とする。

2 代議員の定数は、代議員の選挙が行われる年度の9月1日現在の正会員数を基準に、定款第13条第3項により算定する。

3 前項の代議員の定数は、定款第13条第3項第2号に規定する正会員の選挙区を単位として算定する。算定された各選挙区とその定数については代議員選挙公示時に公表する。

（代議員の任期）

第6条 代議員の任期は、定款第14条により、選任から3年を経過後に最初に実施される代議員選挙の終了の時までとし、再任を妨げない。

（省略）

第2章選挙管理委員会

（省略）

て、所属する選挙区を登録するものとする。

2 選挙区は、定款第13条第3項に定める都道府県選挙区及び施設等選挙区とする。

3 都道府県選挙区は、定款第6条第1項第1号に定める個人会員（以下「個人会員」という。）に適用するものとし、原則としてその現在居住地をもって充てる。ただし、居住地と勤務地を含む主たる活動場所（以下「勤務地等」という。）とて都道府県を異にする場合は、勤務地をもって選挙区とすることができる。また、居住地が海外である場合は、原則として東京都を選挙区とするが、国内在住時の最終居住地又は勤務地をもって選挙区とすることができる。

4 施設等選挙区は、定款第6条第1項第1号に定める施設等会員（以下「施設等会員」という。）に適用する。

（代議員の定数）

第5条 この法人の代議員の定数は、定款第13条第1項に規定する範囲内とする。

2 代議員の定数は、代議員の選挙が行われる年度の9月1日現在の正会員数を基準に、定款第13条第3項により算定する。

3 前項の代議員の定数は、定款第13条第3項に規定する正会員の選挙区を単位として算定する。算定された各選挙区とその定数については代議員選挙公示時に公表する。

（省略）

第2章選挙管理委員会

（省略）

て、所属する選挙区を登録するものとする。

2 選挙区は、別表1に定める都道府県選挙区及び別表2に定める施設等選挙区とする。

3 都道府県選挙区は、定款第6条第1項第1号に定める個人会員（以下「個人会員」という。）に適用するものとし、原則としてその現在居住地をもって充てる。ただし、居住地と勤務地を含む主たる活動場所（以下「勤務地等」という。）とて都道府県を異にする場合は、勤務地をもって選挙区とすることができる。また、居住地が海外である場合は、別表1中の東京都を選挙区とする。

4 施設等選挙区は、定款第6条第1項第1号に定める施設等会員（以下「施設等会員」という。）に適用し、施設及び団体の種類の別によるものとする。

（代議員の定数）

第5条 この法人の代議員の定数は、定款第13条第1項に規定する基準に基づき、概ね正会員100人の中から1人の割合をもって算定し、理事会で決定する。

2 代議員の定数は、代議員の選挙が行われる年度の9月1日現在の正会員数を基準に算定するものとする。

3 前項の代議員の定数は、前条に規定する正会員の選挙区を単位として算定する。算定の細則は、理事会において別に定める。

（代議員の任期）

第6条 代議員の任期は、定款第14条により、選任の4年後に実施される代議員選挙の終了のときまでとし、再任を妨げない。

（省略）

第2章選挙管理委員会

（省略）

(委員会の業務) 第13条 委員会の業務は、次の通りとする。 (1) 会員への代議員選挙の周知 (2) 代議員の選挙区ごとの定数の算定と公表 (3) 第8条に規定する選挙人資格及び第9条に規定する被選挙人資格のある者の名簿（以下「選挙人名簿」という。）の作成及び管理 (4) 立候補の受付及び資格審査 (5) 代議員候補者の名簿の作成 (6) 投票及び開票の管理 (7) 投票の有効または無効の判定 (8) 選挙結果に基づく当選者及び次点者の決定並びに当選者及び次点者への通知 (9) その他代議員選挙に必要な事項 (省略) 第3章 代議員の選出手続き (省略) (施設等選挙区の特例) 第19条 前条第2項但し書の規定にかかわらず、第4条第4項に規定する施設等選挙区のうちこの法人の活動部会に基づいた選挙区（以下「施設会員選挙区」という。）に関しては、定款第50条第4項に規定する活動部会の部会長が、当該部会の合意を得て、選挙区ごとに算定された定数の範囲内で立候補者を推薦するものとし、推薦された立候補者に対する投票は行わない。 <u>第2項削除</u>	(委員会の業務) 第13条 委員会の業務は、次の通りとする。 (1) 会員への代議員選挙の周知 (2) 代議員の選挙区ごとの定数の算定と公表 (3) 第8条に規定する選挙人資格及び第9条に規定する被選挙人資格のある者の名簿（以下「選挙人名簿」という。）の作成及び管理 (4) 立候補の受付及び資格審査 (5) 代議員候補者の名簿の作成 (6) 投票及び開票の管理 (7) 投票の有効または無効の判定 (8) 選挙結果に基づく当選者及び次点者の決定並びに当選者及び次点者への通知 (9) その他代議員選挙に必要な事項 (省略) 第3章 代議員の選出手続き (省略) (施設等選挙区の特例) 第19条 前条第2項但し書の規定にかかわらず、第4条第4項に規定する施設等選挙区のうちこの法人の活動部会に基づいた選挙区（以下「施設会員選挙区」という。）に関しては、定款第50条第4項に規定する活動部会の部会長が、当該部会の合意を得て、選挙区ごとに算定された定数の範囲内で立候補者を推薦するものとし、<u>同選挙区から他の候補者が</u><u>ない場合は、</u>推薦された立候補者に対する投票は行わない。 2 前条第2項の規定にかかわらず、第4条第4項に規定する施設等選挙区のうち公益社団法人日本図書館協会会員の種類及び会費に関する規程第5条第3項に規定する団体会員に基づいた選挙区（以下「団体会員選挙区」という。）に関しては、<u>団体の代表者が、当該団体の合意を得て、立候補者を推薦するものとする。</u>	(委員会の業務) 第13条 委員会の業務は、次の通りとする。 (1) 会員への代議員選挙の周知 (2) 第8条に規定する選挙人資格及び第9条に規定する被選挙人資格のある者の名簿（以下「選挙人名簿」という。）の作成及び管理 (3) 立候補の受付及び資格審査 (4) 代議員候補者の名簿の作成 (5) 投票及び開票の管理 (6) 投票の有効または無効の判定 (7) 選挙結果に基づく当選者及び次点者の決定並びに当選者及び次点者への通知 (8) その他代議員選挙に必要な事項 (省略) 第3章 代議員の選出手続き (省略) (施設等選挙区の特例) 第19条 前条第2項但し書の規定にかかわらず、第4条第4項に規定する施設等選挙区のうち別表2の選挙区第1区から選挙区第5区まで（以下「施設会員選挙区」という。）に関しては、定款第50条第4項に規定する活動部会の部会長が、当該部会の合意を得て、<u>当該部会と関連の深い選挙区について、</u>選挙区ごとに算定された定数の範囲内で立候補者を推薦するものとし、同選挙区から他の候補者が<u>ない場合は、</u>推薦された立候補者に対する投票は行わない。
---	---	--

(省略) (最低得票数) 第21条 定款第13条第3項第3号本文の規定より、選挙による得票数の順位が当該選挙区の定数の範囲にあっても、その得票数が3に達しないときは、その当選を認めない。 2 (削除)	(省略) (最低得票数) 第21条 定款第13条第3項の規定より、選挙による得票数の順位が当該選挙区の定数の範囲にあっても、その得票数が3票に達しないときは、その当選を認めない。 2 (削除)	(省略) (最低得票数) 第21条 得票数の順位が当該選挙区の定数の範囲内にあっても、その得票数が3票に達しないときは、その当選を認めない。 2 第19条に規定する施設等選挙区のうち施設会員選挙区については、前項の規定は適用されない。
(省略) (代議員の資格喪失) 第24条 (削除)	(省略) (代議員の資格喪失) 第24条 代議員は、定款第14条第1項所定の資格喪失事由に該当した場合は、代議員資格を失う。(以下削除)	(省略) (代議員の資格喪失) 第24条 代議員は、定款第9条から第11条までの規定により会員資格を喪失したときは、代議員の資格を失う。また、第4条第3項の選挙区から選出された代議員は、選出後に、選出時の選挙区以外の都道府県に移動した場合は、代議員資格を失う。
(補欠の代議員) 第24条 委員会は、代議員が定款第13条第3項に規定する選挙区の定数に欠けたときは、代議員選挙において当該選挙区で得票数3以上で次点となった代議員候補者を補欠の代議員として当選させることができる。 2 前項に規定する措置によって補欠の代議員の選出を行ってもなお、定款第13条第3項に規定する定数に達しない選挙区が生じた場合は、補欠選挙を理事・監事選任の前年度に実施する。補欠選挙の実施については、第14条から第23条までの規定を準用する。 3 施設会員選挙区選出の代議員が定款第14条により資格喪失した場合には、第19条の規定を準用して、当該選挙区の部会長は、補欠の代議員を推薦するものとし、推薦された立候補者に対する投票は行わない。 4 削除 4 補欠の代議員の任期は、前任者	(補欠の代議員) 第25条 委員会は、代議員が定款第13条第3項に規定する選挙区の定数に欠けたときは、代議員選挙において当該選挙区で得票数3以上で次点となった代議員候補者を補欠の代議員として当選させることができる。 2 前項に規定する措置によって補欠の代議員の選出を行ってもなお、定款第13条第3項に規定する定数に達しない選挙区が生じた場合は、補欠選挙を理事・監事選任の前年度に実施する。補欠選挙の実施については、第14条から第23条までの規定を準用する。 3 施設会員選挙区選出の代議員が選挙区の定数に欠けたときは、第19条の規定を準用して、補欠の代議員を推薦する。 4 団体会員選挙区選出の代議員が選挙区の定数に欠けたときは、補欠の代議員がいない場合には、第1項の規定にかかわらず、代議員を欠いた当該団体の代表者が、当該団体の合意を得て推薦したものを、補欠の代議員とすることができる。 5 補欠の代議員の任期は、前任者	(補欠の代議員) 第25条 委員会は、代議員が第5条に規定する選挙区の定数に欠けたときは、代議員選挙において次点となった代議員候補者を補欠の代議員として当選させることができる。 2 前項に規定する措置によって補欠の代議員の選出を行ってもなお、第5条に規定する定数に達しない選挙区が生じた場合は、補欠選挙を理事・監事選任の前年度に実施する。補欠選挙の実施については、第14条から第23条までの規定を準用する。 3 施設会員選挙区選出の代議員が選挙区の定数に欠けたときは、第19条の規定を準用して、補欠の代議員を推薦する。 4 補欠の代議員の任期は、前任者の残期間とする。

の残期間とする。 第 4 章改正 (省略) 附則（平成26年 1 月23日改正） この規程は、平成26年 2 月 1 日から施行する。 附則（2020年12月24日改正） この規程は、2020年12月24日から施行する。 附則（2021（令和 3）年 9 月30日改正） この規程は、2021（令和 3）年 9 月 30日から施行する。 <u>附則（2025年 月 日改正）</u> <u>この規程は、2025年 月 日から施行する。</u> <u>別表 1 削除</u> <u>別表 2 削除</u>	の残期間とする。 第 4 章改正 (省略) 附則（平成26年 1 月23日改正） この規程は、平成26年 2 月 1 日から施行する。 附則（2020年12月24日改正） この規程は、2020年12月24日から施行する。 附則（2021（令和 3）年 9 月30日改正） この規程は、2021（令和 3）年 9 月 30日から施行する。 <u>附則（2024年 月 日改正）</u> <u>この規程は、2024年 月 日から施行する。</u> <u>別表 1 削除</u> <u>別表 2 削除</u>	第 4 章改正 (省略) 附則（平成26年 1 月23日改正） この規程は、平成26年 2 月 1 日から施行する。 附則（2020年12月24日改正） この規程は、2020年12月24日から施行する。 附則（2021（令和 3）年 9 月30日改正） この規程は、2021（令和 3）年 9 月 30日から施行する。 <u>別表 1</u> <table><tr><td>北海道</td><td>青森県</td><td>岩手県</td><td>宮城県</td></tr><tr><td>秋田県</td><td>山形県</td><td>福島県</td><td>茨城県</td></tr><tr><td>栃木県</td><td>群馬県</td><td>埼玉県</td><td>千葉県</td></tr><tr><td>東京都（海外を含む）</td><td>神奈川県</td><td></td><td></td></tr><tr><td>山梨県</td><td>長野県</td><td>新潟県</td><td>富山県</td></tr><tr><td>石川県</td><td>福井県</td><td>岐阜県</td><td>静岡県</td></tr><tr><td>愛知県</td><td>三重県</td><td>滋賀県</td><td>京都府</td></tr><tr><td>大阪府</td><td>兵庫県</td><td>奈良県</td><td>和歌山県</td></tr><tr><td>鳥取県</td><td>島根県</td><td>岡山県</td><td>広島県</td></tr><tr><td>山口県</td><td>徳島県</td><td>香川県</td><td>愛媛県</td></tr><tr><td>高知県</td><td>福岡県</td><td>佐賀県</td><td>長崎県</td></tr><tr><td>熊本県</td><td>大分県</td><td>宮崎県</td><td>鹿児島県</td></tr><tr><td>沖縄県</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> <u>別表 2</u> <table><tr><th><u>選挙区</u></th><th><u>内容</u></th></tr><tr><td><u>第 1 区</u></td><td><u>公共図書館</u></td></tr><tr><td><u>第 2 区</u></td><td><u>大学図書館</u></td></tr><tr><td><u>第 3 区</u></td><td><u>短大・高専図書館</u></td></tr><tr><td><u>第 4 区</u></td><td><u>学校図書館</u></td></tr><tr><td><u>第 5 区</u></td><td><u>専門図書館</u></td></tr><tr><td><u>第 6 区</u></td><td><u>市民団体</u></td></tr><tr><td><u>第 7 区</u></td><td><u>地域図書館団体</u></td></tr><tr><td><u>第 8 区</u></td><td><u>図書館研究団体</u></td></tr></table>	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都（海外を含む）	神奈川県			山梨県	長野県	新潟県	富山県	石川県	福井県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県				<u>選挙区</u>	<u>内容</u>	<u>第 1 区</u>	<u>公共図書館</u>	<u>第 2 区</u>	<u>大学図書館</u>	<u>第 3 区</u>	<u>短大・高専図書館</u>	<u>第 4 区</u>	<u>学校図書館</u>	<u>第 5 区</u>	<u>専門図書館</u>	<u>第 6 区</u>	<u>市民団体</u>	<u>第 7 区</u>	<u>地域図書館団体</u>	<u>第 8 区</u>	<u>図書館研究団体</u>
北海道	青森県	岩手県	宮城県																																																																					
秋田県	山形県	福島県	茨城県																																																																					
栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県																																																																					
東京都（海外を含む）	神奈川県																																																																							
山梨県	長野県	新潟県	富山県																																																																					
石川県	福井県	岐阜県	静岡県																																																																					
愛知県	三重県	滋賀県	京都府																																																																					
大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県																																																																					
鳥取県	島根県	岡山県	広島県																																																																					
山口県	徳島県	香川県	愛媛県																																																																					
高知県	福岡県	佐賀県	長崎県																																																																					
熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県																																																																					
沖縄県																																																																								
<u>選挙区</u>	<u>内容</u>																																																																							
<u>第 1 区</u>	<u>公共図書館</u>																																																																							
<u>第 2 区</u>	<u>大学図書館</u>																																																																							
<u>第 3 区</u>	<u>短大・高専図書館</u>																																																																							
<u>第 4 区</u>	<u>学校図書館</u>																																																																							
<u>第 5 区</u>	<u>専門図書館</u>																																																																							
<u>第 6 区</u>	<u>市民団体</u>																																																																							
<u>第 7 区</u>	<u>地域図書館団体</u>																																																																							
<u>第 8 区</u>	<u>図書館研究団体</u>																																																																							

正味財産増減予算書

2025年4月1日から2026年3月31日まで

公益社団法人 日本図書館協会

(単位：円)

科 目	2025年度予算	2024年度予算	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	4,018,000	5,241,100	▲1,223,100
特定資産受取利息・配当金	64,000	60,100	3,900
特定資産受取賃借料	3,954,000	5,181,000	▲1,227,000
受取会費	99,422,000	101,725,000	▲2,303,000
正会員受取会費	96,366,000	100,503,000	▲4,137,000
個人会員A	19,890,000	21,528,000	▲1,638,000
個人会員B	1,650,000	1,870,000	▲220,000
施設会員A	29,500,000	30,300,000	▲800,000
施設会員B	26,455,000	26,899,000	▲444,000
施設会員C	18,745,000	19,780,000	▲1,035,000
団体会員	126,000	126,000	0
準会員受取会費	56,000	72,000	▲16,000
賛助会員受取会費	3,000,000	1,150,000	1,850,000
事業収益	121,214,000	110,826,000	10,388,000
研修事業収益	5,262,000	5,008,000	254,000
資料交換参加費収益	22,980,000	21,120,000	1,860,000
出版事業収益	92,312,000	84,038,000	8,274,000
その他事業収益	660,000	660,000	0
受取負担金	0	0	0
受取寄附金	10,300,000	11,100,000	▲800,000
受取寄附金	6,000,000	6,000,000	0
受取寄附金振替額	4,300,000	5,100,000	▲800,000
広告宣伝収益	9,530,000	9,820,000	▲290,000
広告宣伝収益	9,530,000	9,820,000	▲290,000
雑収益	2,505,000	3,355,000	▲850,000
受取利息	20,000	800	19,200
雑収益	2,485,000	3,354,200	▲869,200
経常収益計	246,989,000	242,067,100	4,921,900
(2) 経常費用			
事業費	230,727,762	229,972,421	755,341
役員報酬	10,535,350	10,826,650	▲291,300
給料手当	49,190,860	56,719,994	▲7,529,134
賃金	15,854,488	13,458,060	2,396,428
退職金	0	0	0
退職給付費用	2,572,179	2,859,595	▲287,416
福利厚生費	13,653,231	14,698,998	▲1,045,767
会議費	67,000	24,000	43,000
活動費	4,737,000	4,714,000	23,000
旅費交通費	6,772,629	6,894,042	▲121,413
通信運搬費	26,136,860	23,718,248	2,418,612
減価償却費	15,867,900	16,000,081	▲132,181
消耗品費	2,405,220	2,312,160	93,060
修繕費	332,000	249,000	83,000
印刷製本費	42,492,000	41,107,000	1,385,000
期首棚卸	0	0	0
期末棚卸	0	0	0
光熱水料費	2,971,400	2,772,200	199,200
賃借料	8,782,225	8,703,173	79,052
保険料	174,300	174,300	0
諸謝金	1,952,000	1,375,000	577,000
原稿料	3,460,000	3,560,000	▲100,000
交際費	5,000	4,000	1,000
建物管理費	4,342,560	3,505,920	836,640
租税公課	6,804,000	6,340,000	464,000
支払負担金	6,932,000	6,907,000	25,000

科 目	2025年度予算	2024年度予算	増 減
委託費	450,000	0	450,000
手数料	1,712,000	850,000	862,000
広告宣伝費	50,000	50,000	0
全国図書館大会事業費	0	0	0
災害対策支援活動費	2,000,000	1,700,000	300,000
雑費	475,560	449,000	26,560
管理費	12,972,738	12,017,979	954,759
役員報酬	314,650	323,350	▲8,700
給料手当	1,469,140	1,694,006	▲224,866
賃金	473,512	401,940	71,572
退職金	0	0	0
退職給付費用	76,821	85,405	▲8,584
福利厚生費	407,769	439,002	▲31,233
会議費	71,000	67,000	4,000
旅費交通費	1,459,371	938,958	520,413
通信運搬費	506,140	88,152	417,988
減価償却費	2,960,100	2,953,219	6,881
消耗品費	181,780	77,640	104,140
修繕費	68,000	51,000	17,000
印刷製本費	94,000	94,000	0
光熱水料費	608,600	567,800	40,800
賃借料	217,275	209,727	7,548
保険料	35,700	35,700	0
交際費	36,000	36,000	0
建物管理費	889,440	718,080	171,360
租税公課	10,000	10,000	0
支払負担金	82,000	82,000	0
顧問料	2,613,000	2,613,000	0
委託費	0	0	0
支払利息	14,000	100,000	▲86,000
手数料	268,000	305,000	▲37,000
雑費	116,440	127,000	▲10,560
経常費用計	243,700,500	241,990,400	1,710,100
評価損益等調整前当期経常増減額	3,288,500	76,700	3,211,800
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	3,288,500	76,700	3,211,800
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	3,288,500	76,700	3,211,800
法人税、住民税及び事業税	70,000	70,000	0
当期一般正味財産増減額	3,218,500	6,700	3,211,800
一般正味財産期首残高	810,125,752	823,913,061	▲13,787,309
一般正味財産期末残高	813,344,252	823,919,761	▲10,575,509
II 指定正味財産増減の部			
受取寄附金	3,600,000	4,350,000	▲750,000
受取寄附金	3,600,000	4,350,000	▲750,000
一般正味財産への振替額	▲4,300,000	▲5,100,000	800,000
一般正味財産への振替	▲4,300,000	▲5,100,000	800,000
当期指定正味財産増減額	▲700,000	▲750,000	50,000
指定正味財産期首残高	19,330,596	10,424,840	8,905,756
指定正味財産期末残高	18,630,596	9,674,840	8,955,756
III 基金増減の部			
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	0	0	0
基金期末残高	0	0	0
IV 正味財産期末残高	831,974,848	833,594,601	▲1,619,753

正味財産増減予算書内訳表

2025年4月1日から2026年3月31日まで

公益社団法人 日本図書館協会

(単位:円)

科 目	公益目的会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引 消去	合 計
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
特定資産運用益	64,000	3,954,000	0	0	4,018,000
特定資産受取利息・配当金	64,000	0	0	0	64,000
特定資産受取賃借料	0	3,954,000	0	0	3,954,000
受取会費	54,682,100	0	44,739,900	0	99,422,000
正会員受取会費	53,001,300	0	43,364,700	0	96,366,000
個人会員A	10,939,500	0	8,950,500	0	19,890,000
個人会員B	907,500	0	742,500	0	1,650,000
施設会員A	16,225,000	0	13,275,000	0	29,500,000
施設会員B	14,550,250	0	11,904,750	0	26,455,000
施設会員C	10,309,750	0	8,435,250	0	18,745,000
団体会員	69,300	0	56,700	0	126,000
準会員受取会費	30,800	0	25,200	0	56,000
賛助会員受取会費	1,650,000	0	1,350,000	0	3,000,000
事業収益	121,214,000	0	0	0	121,214,000
研修事業収益	5,262,000	0	0	0	5,262,000
資料交換参加費収益	22,980,000	0	0	0	22,980,000
出版事業収益	92,312,000	0	0	0	92,312,000
その他事業収益	660,000	0	0	0	660,000
受取負担金	0	0	0	0	0
受取寄附金	7,600,000	0	2,700,000	0	10,300,000
受取寄附金	3,300,000	0	2,700,000	0	6,000,000
受取寄附金振替額	4,300,000	0	0	0	4,300,000
広告宣伝収益	9,530,000	0	0	0	9,530,000
広告宣伝収益	9,530,000	0	0	0	9,530,000
雑収益	2,350,000	135,000	20,000	0	2,505,000
受取利息	0	0	20,000	0	20,000
雑収益	2,350,000	135,000	0	0	2,485,000
経常収益計	195,440,100	4,089,000	47,459,900	0	246,989,000
(2) 経常費用					
事業費	227,577,575	3,150,187	0	0	230,727,762
役員報酬	10,524,500	10,850	0	0	10,535,350
給料手当	49,140,200	50,660	0	0	49,190,860
賃金	15,838,160	16,328	0	0	15,854,488
退職金	0	0	0	0	0
退職給付費用	2,569,530	2,649	0	0	2,572,179
福利厚生費	13,639,170	14,061	0	0	13,653,231
会議費	67,000	0	0	0	67,000
活動費	4,737,000	0	0	0	4,737,000
旅費交通費	6,770,030	2,599	0	0	6,772,629
通信運搬費	26,136,860	0	0	0	26,136,860
減価償却費	14,499,180	1,368,720	0	0	15,867,900
消耗品費	2,405,220	0	0	0	2,405,220
修繕費	300,000	32,000	0	0	332,000
印刷製本費	42,492,000	0	0	0	42,492,000
期首棚卸	0	0	0	0	0
期末棚卸	0	0	0	0	0
光熱水料費	2,685,000	286,400	0	0	2,971,400
賃借料	8,782,225	0	0	0	8,782,225
保険料	157,500	16,800	0	0	174,300
諸謝金	1,952,000	0	0	0	1,952,000
原稿料	3,460,000	0	0	0	3,460,000
交際費	5,000	0	0	0	5,000
建物管理費	3,924,000	418,560	0	0	4,342,560
租税公課	5,900,000	904,000	0	0	6,804,000
支払負担金	6,932,000	0	0	0	6,932,000

科 目	公益目的会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引 消去	合 計
委託費	450,000	0	0	0	450,000
手数料	1,712,000	0	0	0	1,712,000
広告宣伝費	50,000	0	0	0	50,000
全国図書館大会事業費	0	0	0	0	0
災害対策支援活動費	2,000,000	0	0	0	2,000,000
雑費	449,000	26,560	0	0	475,560
管理費	0	0	12,972,738	0	12,972,738
役員報酬	0	0	314,650	0	314,650
給料手当	0	0	1,469,140	0	1,469,140
賃金	0	0	473,512	0	473,512
退職金	0	0	0	0	0
退職給付費用	0	0	76,821	0	76,821
福利厚生費	0	0	407,769	0	407,769
会議費	0	0	71,000	0	71,000
旅費交通費	0	0	1,459,371	0	1,459,371
通信運搬費	0	0	506,140	0	506,140
減価償却費	0	0	2,960,100	0	2,960,100
消耗品費	0	0	181,780	0	181,780
修繕費	0	0	68,000	0	68,000
印刷製本費	0	0	94,000	0	94,000
光熱水料費	0	0	608,600	0	608,600
貸借料	0	0	217,275	0	217,275
保険料	0	0	35,700	0	35,700
交際費	0	0	36,000	0	36,000
建物管理費	0	0	889,440	0	889,440
租税公課	0	0	10,000	0	10,000
支払負担金	0	0	82,000	0	82,000
顧問料	0	0	2,613,000	0	2,613,000
委託費	0	0	0	0	0
支払利息	0	0	14,000	0	14,000
手数料	0	0	268,000	0	268,000
雑費	0	0	116,440	0	116,440
経常費用計	227,577,575	3,150,187	12,972,738	0	243,700,500
評価損益等調整前当期経常増減額	▲32,137,475	938,813	34,487,162	0	3,288,500
評価損益等計	0	0	0	0	0
当期経常増減額	▲32,137,475	938,813	34,487,162	0	3,288,500
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
他会計振替額	380,846	▲380,846	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	▲31,756,629	557,967	34,487,162	0	3,288,500
法人税、住民税及び事業税	0	70,000	0	0	70,000
当期一般正味財産増減額	▲31,756,629	487,967	34,487,162	0	3,218,500
一般正味財産期首残高	422,914,756	68,454,377	318,756,619	0	810,125,752
一般正味財産期末残高	391,158,127	68,942,344	353,243,781	0	813,344,252
II 指定正味財産増減の部					
受取寄附金	3,600,000	0	0	0	3,600,000
受取寄附金	3,600,000	0	0	0	3,600,000
一般正味財産への振替額	▲4,300,000	0	0	0	▲4,300,000
一般正味財産への振替	▲4,300,000	0	0	0	▲4,300,000
当期指定正味財産増減額	▲700,000	0	0	0	▲700,000
指定正味財産期首残高	19,330,596	0	0	0	19,330,596
指定正味財産期末残高	18,630,596	0	0	0	18,630,596
III 基金増減の部					
当期基金増減額	0	0	0	0	0
基金期首残高	0	0	0	0	0
基金期末残高	0	0	0	0	0
IV 正味財産期末残高	409,788,723	68,942,344	353,243,781	0	831,974,848

**中長期財務計画
(2025年度～2034年度)
2025年 2 月
公益社団法人日本図書館協会**

目次

- 1 はじめに
- 2 中長期財務計画試算推計の前提条件
- 3 中長期財務計画表
 - (1) 中長期財務計画表
 - (2) 現状により即したシミュレーション収支試算表
- 4 今後の財務運営について
 - (1) 本協会の課題
 - (2) 今後の取組
- 5 資料
 - ①中長期財務計画作成のための過年度実績（2021～2023年度）
 - ②中長期財務計画作成のための過年度実績
 - － 1 2014～2023年度 会費・会員数の推移（図表）
 - － 2 2014～2023年度 出版売上・出版関係経費の推移（図表）
 - ③年度別収入・支出・資金残高・経常収支比率の推移（図表）
 - － 1 中長期財務計画表における収入割合（図表）
 - － 2 年度別収入・支出・資金残高・経常収支比率の推移（図表）
（中長期財務計画表より）
 - － 3 年度別収入・支出・資金残高・経常収支比率の推移（図表）
（シミュレーション収支試算表より）
 - ④執行理事・職員現数一覧（2024年3月末現在）
 - ⑤会員現数一覧（2023年度事業報告より）

1 はじめに**(1) 策定目的**

公益社団法人日本図書館協会（以下「協会」という。）は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年6月2日法律第50号）第44条の規定に基づき、2014年1月20日に公益社団法人として認定された。公益法人の認定を受けるまでには、監督官庁によるガバナンスやコンプライアンスの改善命令、財務基盤の確立等、多くの課題が指摘された。数年を要しそれらに解決の目処をつけて、公益社団法人に移行した。それから10年の歳月が経過した。その間、映像事業に関する裁判により高額の支払い義務

が発生した等の影響を受け、本協会の財務は安定せず、2016年度、2017年度と赤字決算が続き、やっと2018年度から2021年度まで黒字決算となったが、再び2022年度は会員の高齢化や図書館職場の正規職員の減少等による会費収入の減、またコロナ禍の影響もあり出版事業等の収入減（資料②－1、資料②－2）により赤字決算となった。

長年の懸案であった長期借入金の返済が2025年9月には完済することとなり、今後10年を見据えた中長期財務計画を早急に確立することが喫緊の課題との認識から、2023年12月の理事会において、「公益社団法人日本図書館協会中長期財務計画（2025年度～2034年度）」を策定することが承認された。

計画策定に当たっては、本協定会款第3条に掲げる目的、第4条の事業を継続的、持続的に展開することを前提に10年間の収支算出を基に、財務基盤の健全化及び持続的な安定化等を図るガイドラインとすることを目的とする。

(2) 計画の対象

本協会の各年度の収入・支出のみならず、本協会会館の施設設備に関するメンテナンスの費用も計上した。

(3) 計画期間

本計画の計画期間は2025年度から2034年度までの10年間とする。

(4) 留意事項

本計画は、次に掲げる「中長期財務計画試算推計の前提条件」の下に推計したものである。作成時点における予測値であるので、いうまでもなく今後の財務状況の変化や毎年度の決算・予算編成、経済情勢の変化を踏まえて、定期的に見直しを図ることが必要である。

2 中長期財務計画試算推計の前提条件

中長期財務計画を作成するにあたり、「中長期財務計画表（以下、「計画表」という。）：3－(1)」及び「現状により即したシミュレーション収支試算表（以下、「シミュレーション」という。）：3－(2)」を作成した。これらの表を作成するための試算推計の前提条件は次の通りとした。

〈収入〉**①貸室賃料**

6階の2室を貸室として賃貸の対象としているが、現在、2室のうち1室のみの賃貸である。シミュレーションでは現状通り1室のみ賃貸で試算し、計画表では空室となっている1室も賃貸を再開することを目指し、2室賃貸で試算した。

②会費

現状毎年1～2%の減が続いている。シミュレーションでは現状を踏まえて前年度から毎年1%減で試算したが、計画表では直近の2021年度から2023年度の実績平均を目標値として設定し試算した。（資料③－1）

③研修会参加費等

シミュレーションでは2021年度から2023年度の実績平均で試算したが、コロナ禍の研修開催減による影響もみられるため、計画表ではコロナ禍以前の状況や今後の展望なども鑑み、2021年度から2023年度の実績平均に基づく目標値を設定し試算した。

④資料交換センター事業（定期配送・不定期配送）

近年増加を維持している。シミュレーション及び計画表、どちらも2021年度から2023年度の実績平均で試算した。

⑤出版売上

シミュレーションではより現状に近づけるため、一部特殊事情（出版時期のずれによる売り上げの増減等）を除いて試算し、計画表では2021年度から2023年度の実績平均を目標値として設定し試算した。

⑥受取寄附金（一般寄附）

シミュレーション及び計画表、どちらも2024年度予算より試算した。

⑦雑誌広告

シミュレーション及び計画表、どちらも2021年度から2023年度の実績平均で試算した。

⑧その他収入

シミュレーションではより現状に近づけるため、一部特殊事情（コロナ禍に限定して実施した三ツール事業の収入等）を除いて、2022年度から2023年度の実績平均で試算し、計画表では2021年度から2023年度の実績平均を目標値として設定し試算した。

〈支出〉

①人件費（役員報酬・給与・賃金（賞与含む）・退職金・福利厚生費（社会保険料））

シミュレーション及び計画表、どちらも下記のとおり試算した。

- ・役員報酬は、現状と同様に、常勤役員（4名）とする。
- ・正規職員は、現状の人数を保持することとし、退職者が出るごとに新規採用（大卒程度）を行う。
- ・嘱託職員は、現状の人数（4名）を保持する。
- ・給与は、全正規職員を毎年定期昇給させる。
- ・賞与は、正規職員・嘱託とも、年間2.0ヶ月（夏0.5・冬1.5）とする。
- ・諸手当は、現状を基に試算した。
- ・退職金は、10年間で5名の定年退職者を予定年度で見込んでいる。
- ・福利厚生費は上記給与等の試算を基に、保険料率を現状のままとして計算した。

②諸謝金

シミュレーション及び計画表、どちらも2021年度から2023年度の実績平均で試算した。

③原稿料

シミュレーション及び計画表、どちらも2021年度から

2023年度の実績平均で試算した。

④印刷製本費

シミュレーションではより現状に近づけるため、東京都消費者物価指数を鑑み、毎年1.8%増で試算し、計画表では2021年度から2023年度の実績平均を目標値として設定し試算した。

⑤賃借料（リース料等）・減価償却費

会館建築（1998年9月竣工）後26年経過し、部品の供給困難・冷媒ガスの全廃・空調能力の低下により2020年度より3年計画でリース契約（9年間）により、空調設備の交換を実施した。リース料金として年間8,853,240円の費用を措置する必要がある。2029年度から順次リースが終了し、2031年8月31日で支払い完了となる。

シミュレーション及び計画表、どちらも現行の機器類等のリース期間から、現状を維持した場合を試算した。

⑥修繕費（メンテナンス経費（会館））

建築後、今日まで一部を除きメンテナンスを実施していないことから各部の劣化が激しく、建物の寿命を縮めることになる。下記のメンテナンス経費を費用として計上した。これらに要する総経費は、24,670千円（2024年度の見積りによる）。

《建築》

○屋上の防水工事・外壁のタイルの剥離・シーリング防水等（約17,920千円）

※指摘：東京都建築基準法施行細則により3年ごとの報告義務（予算措置後実施する予定としている）。

○高圧ケーブル・照明器具（屋外共用灯・LED・誘導灯）等の更新

※指摘：電気事業法の保安規定により改修指摘を受けている。

《給排水》

○排水設備（雑排水・屋内污水管・屋内外排水管等）等（約350千円）

※指摘：漏水やトイレの詰まりが発生している。

《昇降設備》

○エレベーターの修繕（約6,400千円）

※指摘：修理部品の供給困難《建築》

シミュレーション及び計画表、どちらも今後10年間で行うべき修繕について、見積りを参考に試算した。実施時期はどれも早期が望ましいが、支出見込みを勘案した年度に実施するとして計上した。

⑦諸費用（旅費交通費、通信運搬費、光熱水料費、消耗品費等）

通信運搬費と光熱水料費については、シミュレーションではより現状に近づけるため、東京都消費者物価指数を鑑み毎年1.8%増で試算し、計画表では2021年度から2023年度の実績平均を目標値として設定し試算した。その他で主なものとしては、地域図書館団体活動費（調整率32%を継続）、部会活動費（現状を継続）、委員会交通費

(現状どおり全額支給), IFLA (国際図書館連盟) 会費 (継続) などである。

3 中長期財務計画表

2025年度から2034年度の10年間で中長期財務計画期間とし、推定的前提条件として、原則として、2024年度予算額及び過去3年間の決算額 (2021-2023年度) 等を平準化して、各年度別の収入・支出・経常収支比率等を策定した (前提条件の詳細は、「2 中長期財務計画試算推計の前提条件」参照)。

※経常収支比率とは企業の資金繰りの実態を示す指標である。

経常収支比率の計算式は、「経常収支比率 (%) = 経常収入 ÷ 経常支出 × 100」

経常支出に対する経常収入の割合を示したもので、数値が大きい程企業の経営状況は良好であるといえる。全業種の目安は110%とされている。なお、減価償却費などキャッシュフローには直接影響しない科目は除いて計算している。

3-(1) 中長期財務計画表

公益社団法人 日本図書館協会

【単位：千円】

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度
貸室賃料	5,181	5,181	5,181	5,181	5,181	5,181	5,181	5,181	5,181	5,181	5,181
会費	101,725	98,978	98,978	98,978	98,978	98,978	98,978	98,978	98,978	98,978	98,978
研修会参加費等	5,008	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
資料交換センター事業 (定期・不定期)	21,120	15,736	15,736	15,736	15,736	15,736	15,736	15,736	15,736	15,736	15,736
出版売上	84,038	90,921	90,921	90,921	90,921	90,921	90,921	90,921	90,921	90,921	90,921
受取寄附金 (一般寄附)	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
雑誌広告	9,820	9,534	9,534	9,534	9,534	9,534	9,534	9,534	9,534	9,534	9,534
その他収入	4,075	2,906	2,906	2,906	2,906	2,906	2,906	2,906	2,906	2,906	2,906
収入計	236,967	233,256	233,256	233,256	233,256	233,256	233,256	233,256	233,256	233,256	233,256
人件費	98,562	92,085	98,836	100,308	98,138	107,963	105,062	101,586	102,504	87,573	89,347
諸謝金	1,375	1,243	1,243	1,243	1,243	1,243	1,243	1,243	1,243	1,243	1,243
原稿料	3,560	3,885	3,885	3,885	3,885	3,885	3,885	3,885	3,885	3,885	3,885
印刷製本費	41,107	38,793	38,793	38,793	38,793	38,793	38,793	38,793	38,793	38,793	38,793
賃借料 (リース等)・減価償却費	19,689	19,929	19,929	19,929	19,929	17,436	14,206	10,957	10,006	10,116	10,116
修繕費	0	1,000	3,000	350	0	0	1,020	700	8,700	2,300	7,600
諸費用	73,280	68,182	64,800	64,800	64,800	64,800	64,800	64,800	64,800	64,800	64,800
支出計	237,573	225,118	230,487	229,309	226,788	234,120	229,009	221,964	229,931	208,710	215,784
当期収支差額	▲606	8,137	2,768	3,946	6,467	▲864	4,246	11,291	3,324	24,545	17,471
期首残高	20,312	19,706	27,843	30,612	34,559	41,027	40,162	44,408	55,699	59,024	83,569
期末残高	19,706	27,843	30,612	34,559	41,027	40,162	44,408	55,699	59,024	83,569	101,041
経常収支比率 (収入額 / 支出額)	99.7%	103.6%	101.2%	101.7%	102.9%	99.6%	101.9%	105.1%	101.4%	111.8%	108.1%

3-(2) 現状により即したシミュレーション収支試算表

公益社団法人 日本図書館協会

【単位：千円】

	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度	2034年度
貸室賃料	5,181	2,590	2,590	2,590	2,590	2,590	2,590	2,590	2,590	2,590	2,590
会費	101,725	96,783	95,820	94,865	93,920	92,984	92,057	91,139	90,231	89,332	88,443
研修会参加費等	5,008	3,536	3,536	3,536	3,536	3,536	3,536	3,536	3,536	3,536	3,536
資料交換センター事業 (定期・不定期)	21,120	15,736	15,736	15,736	15,736	15,736	15,736	15,736	15,736	15,736	15,736
出版売上	84,038	84,142	84,142	84,142	84,142	84,142	84,142	84,142	84,142	84,142	84,142
受取寄附金 (一般寄附)	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
雑誌広告	9,820	9,534	9,534	9,534	9,534	9,534	9,534	9,534	9,534	9,534	9,534
その他収入	4,075	2,335	2,335	2,335	2,335	2,335	2,335	2,335	2,335	2,335	2,335
収入計	236,967	220,656	219,693	218,738	217,793	216,857	215,930	215,012	214,104	213,205	212,316
人件費	98,562	92,085	98,836	100,308	98,138	107,963	105,062	101,586	102,504	87,573	89,347
諸謝金	1,375	1,243	1,243	1,243	1,243	1,243	1,243	1,243	1,243	1,243	1,243
原稿料	3,560	3,885	3,885	3,885	3,885	3,885	3,885	3,885	3,885	3,885	3,885
印刷製本費	41,107	38,793	39,492	40,203	40,927	41,664	42,414	43,178	43,956	44,748	45,554
賃借料 (リース等)・減価償却費	19,689	19,929	19,929	19,929	19,929	17,436	14,206	10,957	10,006	10,116	10,116
修繕費	0	1,000	3,000	350	0	0	1,020	700	8,700	2,300	7,600
諸費用	73,280	66,515	64,134	65,153	66,191	67,247	68,322	69,417	70,531	71,665	72,819
支出計	237,573	223,451	230,520	231,072	230,313	239,438	236,152	230,966	240,825	221,530	230,564
当期収支差額	▲606	▲2,795	▲10,827	▲12,334	▲12,520	▲22,581	▲20,222	▲15,954	▲26,721	▲8,325	▲18,248
期首残高	20,312	19,706	16,910	6,083	▲6,250	▲18,770	▲41,352	▲61,575	▲77,530	▲104,251	▲112,577
期末残高	19,706	16,910	6,083	▲6,250	▲18,770	▲41,352	▲61,575	▲77,530	▲104,251	▲112,577	▲130,825
経常収支比率 (収入額 / 支出額)	99.7%	98.7%	95.3%	94.7%	94.6%	90.6%	91.4%	93.1%	88.9%	96.2%	92.1%

4 今後の財務運営について

(1) 協会の課題

<収入>

○現在の財務状況からは、新たな新規事業を立ち上げて大幅な収入増を図るのは考えにくいことから、本協会の収入である会費収入・出版収入・資料交換発送収入・雑誌広告等収入の確保が必須となる。本協会の基幹収入である会費収入・出版収入の確保は、今後の協会の存続を左右することからも、その対策は急務であり、避けては通れない喫緊の課題である。

○特に、会費収入の見直しについては会員の種類等、また最悪の場合は会費規程の改正も視野に入れる必要があると思われる。また、外部資金の獲得（寄附金・補助金・助成金等）も極めて重要であることから、その方策として、事務局体制整備が重要かつ不可欠である。

<支出>

○新たな経営改善による大幅な支出減は考えにくいことから、現行の基本的な業務の見直しや改善・スリム化・高度化を持続的に進め、経常経費の削減を図るなど支出の抑制に努めることが必要である。特に重要なのは、次の4点である。

①『図書館雑誌』・『現代の図書館』の発行と会員への配付の見直し

（例）個人会員へはWeb版による配信等

※発送費用・印刷経費の大幅な抑制が期待できる。

②支払負担金の見直し

（例）IFLAへの入会の必要性・全国図書館大会の開催等の検討

③退職積立金

○中長期期間に5名が対象となるが退職積立金が措置されていないことから、その財源措置（想定合計約56,000千円）が必須であり、協会の財務を逼迫させることとなる大きな要因である。資金的余裕はないが、将来の為に積立金措置を開始することが必要である。

④役員報酬のあり方

現在非常勤役員は無報酬であり、その責任の重大さからも早期の予算措置を講ずることが重要であり、法人運営においての人材確保に欠かせない課題である。

(2) 今後の取組

計画表では、経常収支比率は概ね100%を超え、かつ最終年度における翌年度繰越金（計画表の「期末残高」。貸借対照表の現金・預金に相当）が、健全な財務基盤の前提と考える総支出額の3分の1（4か月分）程度となることから、役員報酬の一部無支給、賞与の抑制等の課題があるものの、健全で安定した財務基盤の確立をみるができることになる。

この計画表の数値を「努力目標」とし、収入確保や支出節減に努め、中長期財務計画の下に本協会の公益事業を一層推進することとしたい。財務基盤の安定なくして

本協会の未来はないので、本協会構成員一同が中長期財務計画の達成に向けての協力と団結することが欠かせない。

一方、シミュレーションのとおり、基幹収入の会費収入が毎年度1%逓減し、支出費用の印刷製本費・諸費用が毎年度1.8%逓増すると試算すると、2027年度期末には支払いに充てる資金がショートすることが想定される。資金ショートは支払不能を意味し、社会的信用を失い、重大な局面を迎えることとなり、本協会存続の危機となることを申し添える。仮に計画表の収入目標が確保できなければ、再び長期借入金の借り入れ、あるいは先人たちの寄附等により建設された協会会館の売却や132年の歴史と伝統のある本協会を解散するといった厳しい選択を検討することは避けられない。この10年間が本協会の将来を決定する重要な期間となる。

本計画を提示するところを理解し、132年の歴史を持つ日本図書館協会の活動を一層推進し、日本の図書館界の発展に資するよう努めていくことが肝要である。

今後は毎年度の決算状況を検証しながら、特に「会費収入（会員入会）」、「出版収入」「研修会参加費」「受取寄附金」、「広告収入」「中央省庁等の補助金・助成金の活用」等の確保に努め、持続的な安定収入の確保に向けての対策を講ずることが必須であり協会存続の鍵を握ることになる。みなさまのご協力をお願い申し上げます。

5 資料

①中長期財務計画作成のための過年度実績（2021-2023年度）

②中長期財務計画作成のための過年度実績

- 1 2014-2023年度 会費・会員数の推移（図表）
- 2 2014-2023年度 出版売上・出版関係経費の推移（図表）

③年度別収入・支出・資金残高・経常収支比率の推移（図表）

- 1 中長期財務計画表における収入割合（図表）
- 2 年度別収入・支出・資金残高・経常収支比率の推移（図表）
（中長期財務計画表より）
- 3 年度別収入・支出・資金残高・経常収支比率の推移（図表）
（シミュレーション収支試算表より）

④執行理事・職員現数一覧（2024年3月末現在）

⑤会員現数一覧（2023年度事業報告より）

資料①：中長期財務計画作成のための過年度実績（2021-2023年度）

【貸借対照表】

公益社団法人 日本図書館協会

【単位：千円】

	2021年度	2022年度	2023年度
現金預金	26,525	33,818	20,312
未収金	26,094	20,867	21,978
棚卸、貯蔵品、貸倒引当金	57,863	58,109	51,911
流動資産合計	110,483	112,795	94,202
(1) 基本財産	0	0	0
(2) 特定資産	831,602	823,877	823,530
(3) その他固定資産	56,398	66,784	56,067
固定資産合計	888,000	890,662	879,597
資産合計	998,484	1,003,457	973,799
未払金	27,762	32,274	27,001
前受金、前受会費、預り金	7,869	9,996	4,940
税金等（法人税、消費税）	3,841	908	2,639
流動負債合計	39,473	43,179	34,581
リース債務	56,360	66,747	56,029
長期借入金	29,090	20,750	13,105
退職給付引当金	35,641	38,443	40,627
固定負債合計	121,091	125,940	109,761
負債合計	160,565	169,119	144,343
指定正味財産	10,913	10,424	19,330
一般正味財産	827,005	823,913	810,125
正味財産合計	837,918	834,337	829,456
負債及び正味財産合計	998,484	1,003,457	973,799

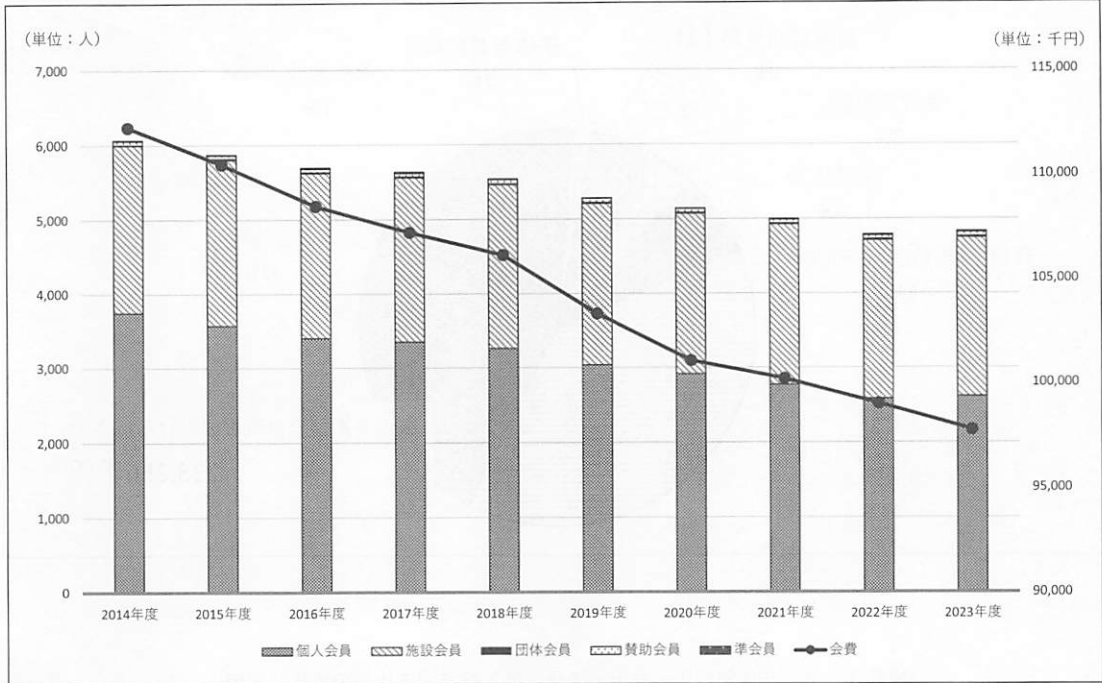
【正味財産増減計算書】

公益社団法人 日本図書館協会

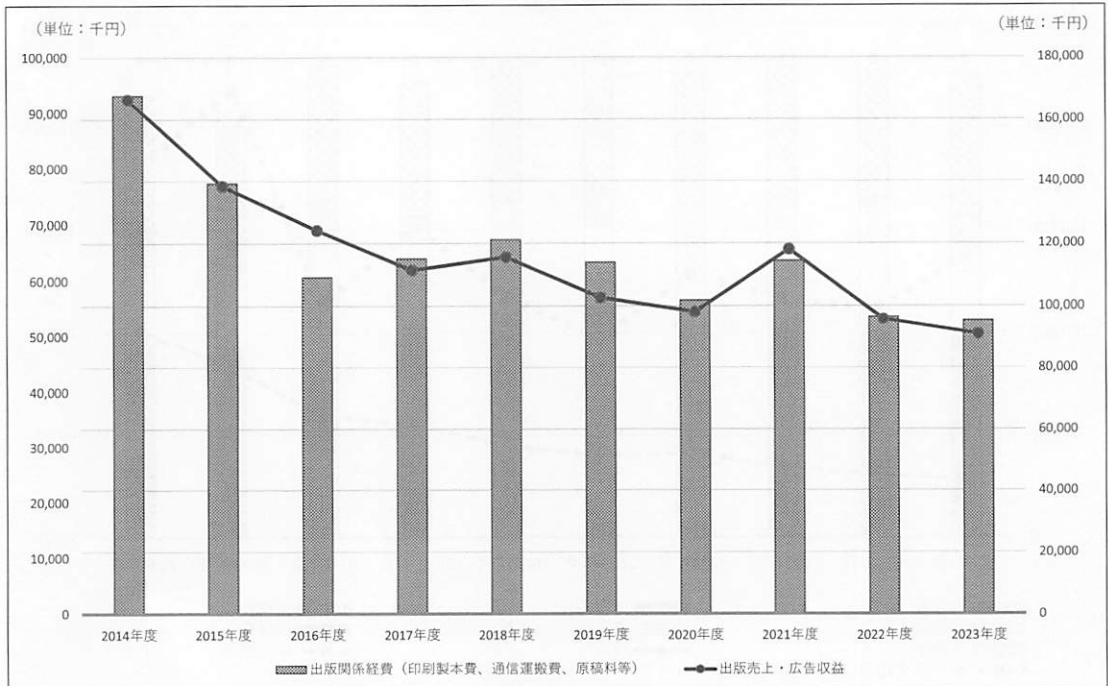
【単位：千円】

	2021年度	2022年度	2023年度
貸室賃料光熱水料	5,181	5,181	5,181
会費	100,185	99,001	97,756
研修会参加費等	3,378	3,745	3,485
資料交換（定期・不定期）	12,753	17,207	17,248
出版売上	104,478	86,383	81,902
受取寄附金 一般	2,786	2,513	4,241
指定寄附から振替	6,634	2,508	4,096
雑誌広告	9,168	8,782	10,652
その他収入	4,048	2,452	2,218
経常収益計	248,615	227,775	226,783
役員報酬・給与・賃金 役員報酬	93,339	98,485	100,820
諸謝金	1,250	1,234	1,247
原稿料	5,059	3,670	2,924
印刷製本費	48,748	36,893	30,740
貸借料（リース等）・減価償却費	22,751	25,431	27,088
諸費用	57,631	65,082	77,679
経常費用計	228,780	230,798	240,500
当期経常増減額	19,835	▲3,022	▲13,717

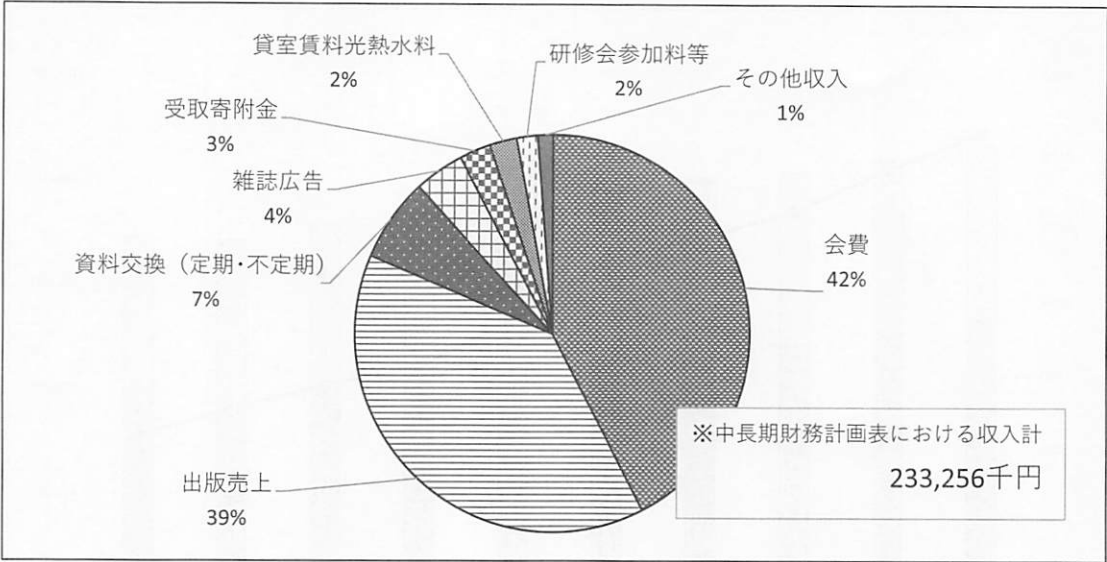
資料②－１：中長期財務計画作成のための過年度実績
2014-2023年度 会費・会員数の推移（図表）



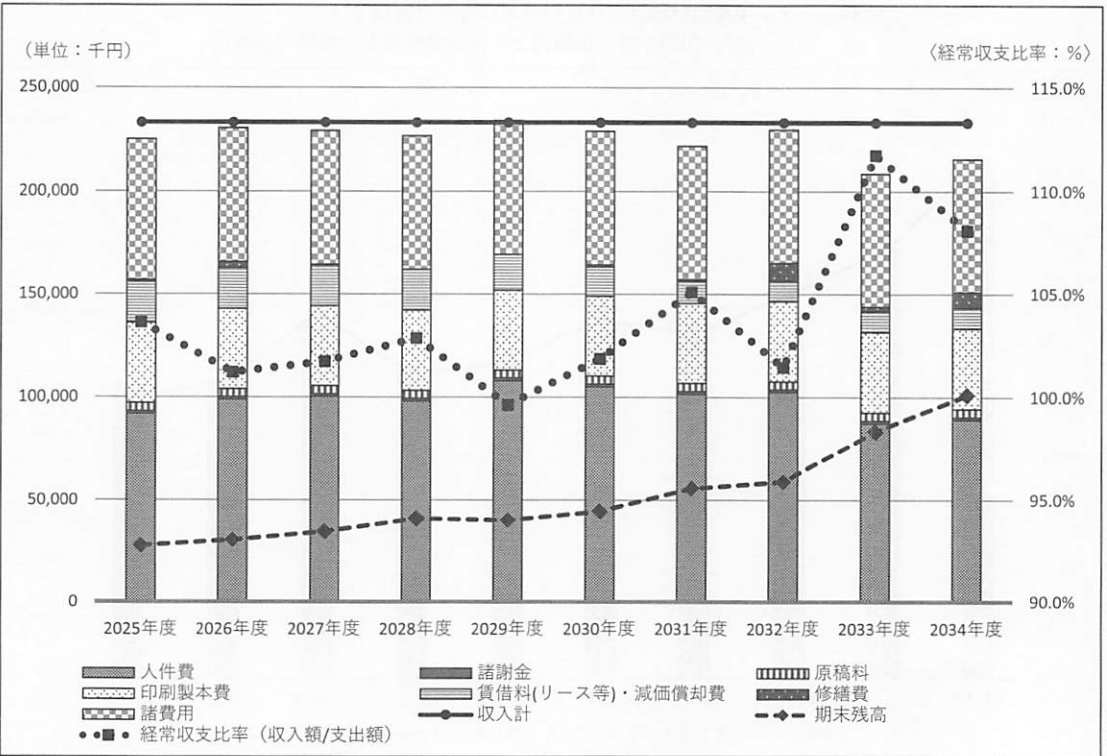
資料②－２：中長期財務計画作成のための過年度実績
2014-2023年度 出版売上・出版関係経費の推移（図表）



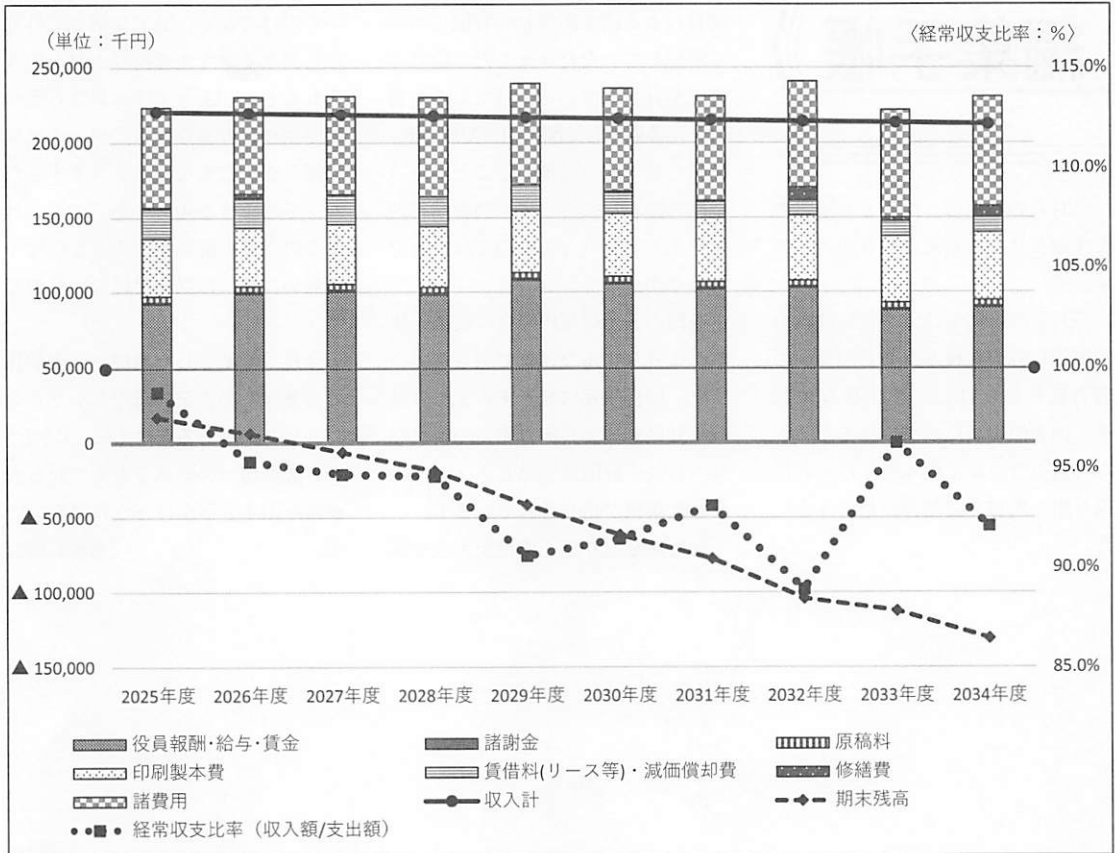
資料③－１：年度別収入・支出・資金残高・経常収支比率の推移（図表）
中長期財務計画における収入割合（図表）



資料③－２：年度別収入・支出・資金残高・経常収支比率の推移（図表）
（中長期財務計画表より）



資料③－３：年度別収入・支出・資金残高・経常収支比率の推移（図表）
（シミュレーション収支試算表より）



資料④：執行理事・職員現数一覧（2024年3月末現在）

執行理事数：非常勤4名（理事長，常務理事（3名）），
常勤4名（副理事長，専務理事（2名），常務理事）
職員数：総務部5名，企画調査部3名，出版部4名，
嘱託4名

資料⑤：会員現数一覧（2023年度事業報告より）

会員現数（2024年3月31日現在）
個人会員：2,615
施設会員：2,134（公共 1,172，大学 659，短大高専
135，学校 58，専門 96，その他 14）
団体会員：14
賛助会員：53件
準会員：17d

編集手帳

今月号の特集は、「そと」からの図書館長による新たな取り組みです。

今月号の特集では、一般行政職や図書館以外の業種から公共図書館の図書館長に転身し、生え抜きの司書・図書館職員にはない「そと」からの視点で改革に取り組んだ5名に取り組み内容をご報告いただきました。

総論では、京都橘大学の嶋田学氏に一般行政職から図書館に異動した館長による図書館運営の特徴について解説していただきました。論考の中で紹介されている館長たちの言葉は、司書職として図書館に配属され、館長として経営に携わることになった図書館職員にとっても図書館行政を考えるヒントとなるのではないのでしょうか。

後段の5名の報告では、改革の軌跡がよりリアルな言葉で語られています。図書館長に転身するまでの経験や知識が、公共図書館での新たなサービスの展開を進めるきっかけになった事例が紹介されています。

図書館を取り巻く環境が大きく変

化している中では、図書館職員が自らの専門性をブラッシュアップしていくだけでなく、必要に応じて外部から異なるスキルを持つ人材を招き入れる必要があります。異なる価値観がぶつかりあうとき、思わぬ反発や混乱が生じることがあります。ただ、そのような場合であっても、外からの意見を排除するような態度や心無い言葉には気を付けたいものです。

今月号で紹介した事例や図書館長の言葉が、図書館の新たなチャレンジのヒントになるとともに、「そと」から図書館への転身を考えている人が踏み出すきっかけとなれば幸いです。
(宮原柔太郎)

事務局カレンダー

*○印の日が事務局のお休みです。

■2025年5月

日	月	火	水	木	金	土
*	*	*	*	1	2	③
④	⑤	⑥	7	8	9	⑩
⑪	12	13	14	15	16	⑰
⑱	19	20	21	22	23	⑳
㉑	26	27	28	29	30	㉓

■2025年6月

日	月	火	水	木	金	土
①	2	3	4	5	6	⑦
⑧	9	10	11	12	13	⑭
⑮	16	17	18	19	20	㉑
㉒	23	24	25	26	27	㉔
㉕	30	*	*	*	*	*

※5月は図書館振興の月です。